

(2) 森林経営計画制度の適正な運用

勸告	説明図表番号
<p>森林資源を有効に活用し、持続的な森林の経営を確保するためには、森林所有者等が計画的に森林を整備・保全することが不可欠であることから、昭和 43 年の森林法改正により、森林所有者が所有する森林について 5 年を一期とする森林施業に関する計画（以下「森林施業計画」という。）の作成を促し、一定の基準を満たす場合、公的に認定^(注1)する森林施業計画制度が創設された。</p> <p>しかし、森林施業計画制度においては、計画を作成できる森林の区域に限定がなかったため、森林施業を行う森林が広範囲に点在する場合があります、必ずしも効率的な森林施業につながっていないなどの指摘を受け、平成 23 年の森林法改正により森林施業計画制度が見直され、新たに、森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成する制度が創設された^(注2)。</p> <p>森林施業計画制度と森林経営計画制度との主な違いは、次のとおりである。</p> <p>① 森林施業計画制度においては、計画の作成主体として、森林所有者及び森林所有者から森林の経営の委託を受けた者のほか、森林所有者から森林施業の委託を受けた素材生産業者等も認められていたのに対し、森林経営計画制度においては、森林の経営意欲がある森林所有者、森林組合等の林業事業者による森林経営計画の作成を促進するため、森林所有者及び森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に限定された。</p> <p>② 森林施業計画制度においては、単に、近接した 30ha 以上のまとまりをもった森林が対象とされていたのに対し、森林経営計画制度においては、森林施業の集約化を促進するために、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備状況又は森林の経営の実施状況からみて、計画作成者自らが森林の経営を行う森林であって、一体として整備することが相当なものが対象とされるなど認定基準が厳格となった。</p> <p>具体的には、森林経営計画の対象とする森林の面積が、i) 都道府県知事が定める小流域内の林班^(注3)又は隣接する複数の林班において、林班の面積（複数の林班にあっては合計面積）の 2 分の 1 以上であること、ii) 市町村長が定める区域内において 30ha 以上であること、iii) 同一の森林所有者であれば、その所有する森林の面積が 100ha 以上であることのいずれかに該当する場合に作成することができることとされている（i）、ii）、iii）に該当する森林経営計画を以下それぞれ「林班計画」、「区域計画」、「属人計画」という。）。</p> <p>なお、対象森林の所在地が、一つの市町村内の場合は市町村長が認定を行い、一つの都道府県内の複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が、それぞれ認定を行うことについては、森林施業計画制度と同じである。</p>	<p>図表 1-(2)-① 図表 1-(2)-② 図表 1-(2)-③ 図表 1-(2)-④</p>
<p>今回、調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村において、森林経営計画の作成状況、認定に係る審査状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(注1) 昭和43年の制定当初は、森林施業計画の対象森林が所在する都道府県知事が認定を行うこととされていたが、平成10年以降、対象森林の所在地が、一つの市町村内の場合は市町村長</p>	<p>図表 1-(1)-⑩ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>が認定を行い、一つの都道府県内の複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が、それぞれ認定を行うこととされた。</p> <p>(注2) 森林経営計画とは、計画期間内に行う森林の施業及び保護（火災、盗掘、病虫害等の予防や森林の巡視など）に関する計画のことである。森林経営計画の認定を受けることによって、森林施業を実施するために必要な費用が国庫補助事業の交付対象になるとともに、伐採等により得た山林所得が控除されるなどの支援措置が設けられている。</p> <p>なお、平成23年の森林法の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づき、同改正法施行前に認定を受けた森林施業計画に定められている森林施業の実施についてはなお従前の例によることとされ、森林施業計画は、計画期間の満了を迎えるまで有効なものとして取り扱われるため、森林経営計画制度の運用が開始される直前の23年度末に認定を受けた森林施業計画の場合、28年度末まで有効となる。</p> <p>(注3) 都道府県が策定する森林法第5条第1項の規定に基づく地域森林計画の対象となる森林を分けるものであり、原則として、字界、天然地形等をもって、面積がおおむね50haとなるよう区画したものを「林班」といい、その林班を原則として所有者や林況、林分別に細分したものを「小班」という。</p>	
<p>ア 森林経営計画の作成状況等</p> <p>農林水産省（林野庁）は、森林経営計画制度の運用開始に伴い、同省が行う平成24年度の政策評価において、森林施業の集約化の推進状況等を把握するための指標を、私有林面積に占める森林経営計画を作成している森林の面積の割合（以下「森林経営計画の作成率」という。）とし、32年度末時点で80%とする目標を設定した。</p> <p>森林経営計画の作成率は、平成24年度末時点で17%、25年度末時点で26%と増加したものの、あらかじめ設定していた各年度の目標（注4）をいずれも達成することができなかった。農林水産省（林野庁）では、この理由として、小規模な森林所有者が多い地域の場合、林班計画における対象森林の面積要件の確保（林班面積の2分の1以上）に多大な時間や労力を要することや、地形等の条件により林班単位での森林施業の集約化になじまない地域があることが考えられるとして、平成26年4月に、森林施業が一体として効率的に行われる区域として市町村が定める区域において対象とする森林を30ha以上確保した場合に作成することができる森林経営計画の区分（区域計画）を追加した。</p> <p>また、農林水産省（林野庁）では、平成28年度の政策評価において、森林所有者の高齢化や不在村化（注5）が進行している中で、森林所有者及び境界の明確化に多大な時間や労力を要する場合や森林所有者から森林の経営の委託を受けることが困難となる場合等があり、森林経営計画制度の運用開始後3年が経過した26年度末時点の森林経営計画の作成率が28%と低調であったことなどを踏まえ、32年度末時点における森林経営計画の作成率の目標を60%に下方修正している。</p> <p>(注4) 平成24年度末における森林経営計画の作成率の目標値を25%とし、その後、毎年度約6%から7%ずつ増加させることとして、25年度末で32%を目標としていた。</p> <p>(注5) 市町村内に森林を所有する森林所有者が、当該市町村内に居住等をしないことをいう。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-①</p>
<p>全国の平成27年度末時点における森林経営計画の作成率は30%であり、前述の三つの計画区分（林班計画、区域計画及び属人計画）別にみると、林班計画が16%、属人計画が12%に対し、26年度に新たに創設された区域計画は2%にとどまっている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-②</p>

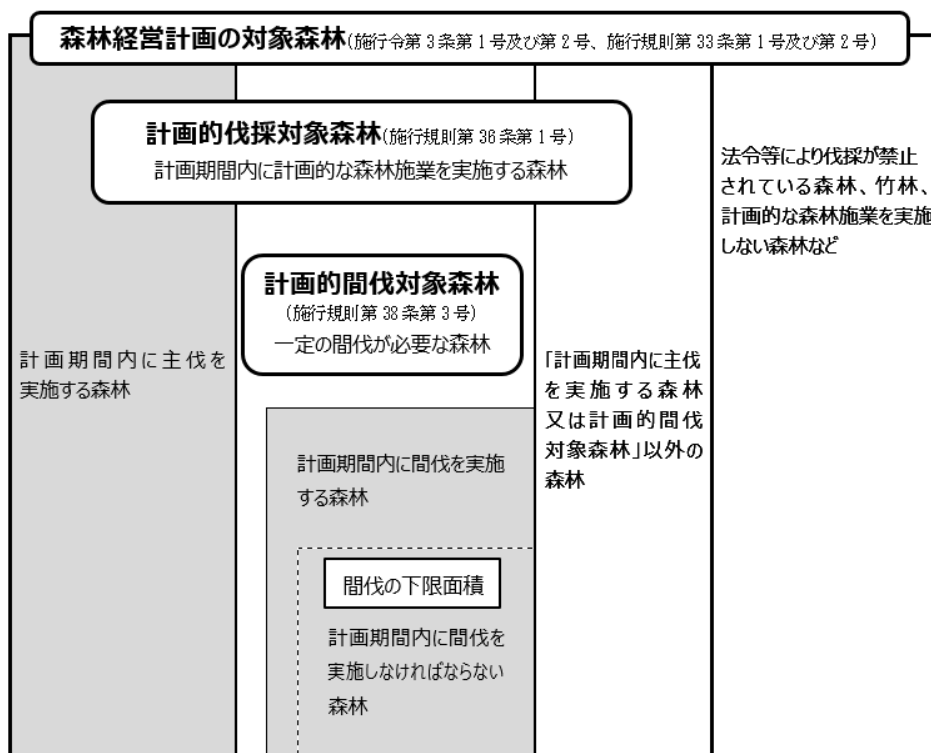
勸告	説明図表番号
<p>平成 27 年度末時点における調査対象とした 17 道府県別の森林経営計画の作成率^(注6)及び調査対象とした 39 市町村別の森林経営計画の市町村認定率^(注7)をみると、次のとおり、いずれも大きな較差があり、一部の道府県及び市町村においては、森林経営計画の作成・認定が必ずしも進展していなかった。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-③</p>
<p>① 道府県別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率について、最も高い道府県が 71%であるのに対し、最も低い道府県では 8%である（全国平均 30%を上回ったのは 5 道府県）など、道府県によって大きな差が生じている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-④</p>
<p>② 市町村別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率について、最も高い市町村が 72%であるのに対し、最も低い市町村では 1%に満たない（森林経営計画の作成率の全国平均値 30%と比較すると、市町村による森林経営計画の認定率のみをもって全国平均値を上回ったのは 6 市町村）など、市町村によっても大きな差が生じている。</p>	
<p>平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率又は市町村認定率が全国平均値を上回った道府県及び市町村においては、その理由について、従来の森林施業計画においても計画が作成されていた森林が相当数あり、森林経営計画の作成に当たっても森林所有者等の理解が得られやすかったのではないかなどとしている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑤</p>
<p>そこで、森林施業計画と森林経営計画の認定要件に違いはあるものの、過去に森林施業計画が作成されていた森林は、既に所有者の合意形成が図られ、森林施業の集約化を進める上での障害は比較的少ないと考えられることから、平成 23 年度末時点における森林施業計画の作成状況と、27 年度末時点における森林経営計画の作成状況との比較を行った。</p>	
<p>その結果、まず、道府県別にみると、3 道府県においては、平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率が、23 年度末時点における森林施業計画の作成率を上回っていたが、残りの 14 道府県においては、27 年度末時点における森林経営計画の作成率が、23 年度末時点における森林施業計画の作成率を下回っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑥</p>
<p>次に、市町村別にみると、8 市町村においては、平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23 年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を上回っていたが、残りの 31 市町村においては、27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23 年度末時点における森林施業計画の認定率を下回っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑦</p>
<p>調査対象とした道府県及び市町村においては、森林経営計画の作成が進展していない理由について、i) 木材価格の低迷等により、森林所有者における森林の経営意欲が低下していること、ii) 行政機関が森林所有者を把握できていない森林や共有者が多数いる森林については、森林経営計画の作成の同意を得るまでの負担が大きく、作成を断念する場合があること、iii) 森林経営計画は、森林施業計画よりも認定要件が厳格となり、従来以上の森林施業が必要となったため、森</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑧</p>

勸告	説明図表番号
<p>林経営計画の作成主体となる森林組合等の林業事業体の現行の限られた人員体制では、それだけの森林施業を実施する余裕がなく、必ずしも過去に森林施業計画を作成していた森林の全てについて森林経営計画を作成することができるわけではないことなどを挙げている。</p> <p>農林水産省（林野庁）が設定した平成 32 年度末時点における森林経営計画の作成率を 60%とする目標に対し、24 年度末時点から 27 年度末時点までの 3 年間における作成率の上昇幅は 13 ポイントであり、32 年度末時点の目標を達成するためには、残りの 5 年間で 30 ポイント以上を上昇させる必要があり、森林経営計画の作成率の進展を加速化することが必要である。</p> <p>そのために、農林水産省（林野庁）は、森林所有者が森林の経営意欲を取り戻すことができるように、木材需要を喚起し、木材利用を一層促進する必要があるとともに、平成 28 年度末をもって森林経営計画制度の創設後 5 年が経過し、29 年度中に 24 年度に認定された森林経営計画の計画期間が満了することや、森林経営計画制度の創設前に認定された森林施業計画について計画期間が満了するまでは有効な計画として取り扱われる経過措置が終了することを踏まえ、森林経営計画の作成促進に係るこれまでの取組等の分析・評価を行い、上記のような道府県及び市町村の意見も参考として、森林経営計画の作成が促進されるように助言を行うことが求められると考えられる。</p> <p>（注6） 「道府県別の森林経営計画の作成率」は、各道府県の私有林面積に占める i）当該道府県内の市町村長が認定した森林経営計画の対象森林面積、ii）当該道府県の知事が認定した森林経営計画の対象森林面積、iii）当該道府県内に所在する農林水産大臣が認定した森林経営計画の対象森林面積を合計した面積の割合を示す（後述する森林施業計画の作成率についても、同様の考え方による。）。</p> <p>なお、平成27年度における森林経営計画の作成率については、農林水産省（林野庁）において数値の精査を行っており、29年3月2日現在の暫定値である。</p> <p>（注7） 「市町村別の森林経営計画の市町村認定率」とは、各市町村の私有林面積に占める当該市町村の長が認定した森林経営計画の対象森林面積の割合を示し、「道府県別の森林経営計画の作成率」とは異なり、道府県知事又は農林水産大臣が認定した森林経営計画の対象森林面積は含んでいない。このため、市町村内に道府県知事又は農林水産大臣が認定した森林経営計画がある場合には、当該市町村内における「森林経営計画の作成率」より「森林経営計画の市町村認定率」は小さくなる場合がある（後述する森林施業計画の認定率についても、同様の考え方による。）。</p> <p>なお、平成27年度における森林経営計画の市町村認定率についても、同様に、農林水産省（林野庁）において数値の精査を行っており、29年3月2日現在の暫定値である。</p> <p>イ 森林経営計画の認定に係る審査状況</p> <p>森林経営計画には、森林法第 11 条第 2 項の規定に基づき、森林の経営に関する長期の方針、所在場所別の樹種、林齢、面積、立木の材積等の森林の現況に関する内容及び伐採等に関する計画内容などを記載しなければならないとされており（注 8）、これらの記載方法や記載事項については、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 35 条及び第 36 条に定められている。</p> <p>森林経営計画を作成する森林所有者等（以下「森林経営計画の作成者」という。）は、市町村が森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき策定する市町村森林整備計画（注 9）の内容を踏まえつつ、森林に関する情報について、都道府県が</p>	<p>図表 1-(2)-② (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>整備する森林簿等の提供を受け、必要に応じて現地確認を行うなどにより、森林経営計画を作成することとなる。</p> <p>森林経営計画の認定を行う市町村長等（以下「森林経営計画の認定権者」という。）は、森林経営計画の作成者から森林経営計画の認定請求を受けた場合、伐採等に関する計画内容が農林水産省令で定める森林施業に関する基準に適合していること、市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められることなどの森林法第 11 条第 5 項各号に定められた要件（以下「認定要件」という。）を全て満たす場合、その計画が適当である旨の認定をするものとされており、認定要件の具体的な内容については、森林法施行規則第 38 条から第 40 条までにおいて定められている。</p> <p>また、森林経営計画の内容が認定要件に従って適当であるかを判断するための基準については、「森林経営計画制度運営要領」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）及び「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）に示されている。</p> <p>森林経営計画制度運営要領においては、認定請求を受けた森林経営計画の記載事項及び添付書類に不備がある場合は、森林経営計画の作成者に対し速やかに補正を求め、また、森林経営計画の内容が認定要件のいずれかを満たしていないと認められる場合は、認定請求を取り下げ、内容の修正を行った上で、改めて認定請求を行うよう指導することとされている。</p> <p>（注8） 森林経営計画においては、長期の方針や森林所在場所別の森林の現況に関する内容、伐採等の計画に関する内容等の森林施業計画にも記載が求められていた事項に加え、新たに、「森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項」、「間伐及び主伐の施業履歴」等を記載することになった。</p> <p>（注9） 市町村森林整備計画は、市町村の区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとにたてられるものであり、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢等が定められている（詳細は、項目1（3）「森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用」を参照）。</p> <p>なお、「標準伐期齢」とは、主要な樹種ごとに平均生長量が最大となる樹木の年齢を基準として、市町村が定めることとされている標準的な伐採（主伐）の時期を示す指標（例：スギ35年、ヒノキ40年）であるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。</p> <p>調査対象とした 39 市町村において、平成 24 年度から 27 年度（9 月末まで）までの間に認定が行われた森林経営計画から 186 計画（以下「調査対象 186 計画」という。）を抽出し（注 10）、認定要件を確実に満たしているかを調査したところ、次のとおり、市町村における森林経営計画の内容の審査を行う業務体制が限られている中で、審査を十分に行うことができないことなどにより、認定要件を満たさない内容であるにもかかわらず、市町村から森林経営計画の作成者に対し計画内容の修正等を求める指導が行われたいまま、森林経営計画が認定されていた例（25 市町村 59 計画）がみられた。</p> <p>（注10） 森林経営計画の対象森林の面積等を勘案し、調査対象とした1市町村につき5件程度を抽出した。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-①</p> <p>図表 1-(2)-イ-②</p> <p>図表 1-(2)-イ-③</p> <p>図表 1-(2)-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例</p> <p>森林所有者が林業事業体等に対し森林の経営を委託する場合、委託期間が計画期間の5年を包含していないと、委託を受けた林業事業体等は森林経営計画の認定を請求する資格を有しないとされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者から請求されている例があった。(3市町村5計画)</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-i</p>
<p>② 記載が義務付けられている「森林の保護に関する事項」や「森林の経営に関する長期の方針」が未記載となっていた例</p> <p>森林経営計画においては、持続的な森林経営を確保する観点から、森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項(以下「森林の保護に関する事項」という。)や、森林の経営に関する長期の方針の記載が義務付けられている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、森林の保護に関する事項や森林の経営に関する長期の方針について、未記載となっている例があった。(8市町村14計画)</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-ii</p>
<p>③ 樹木が生立しない未立木地などにおいて、間伐が計画されていた例</p> <p>森林経営計画の対象森林は、次図のとおり区分され、森林法施行規則第36条第1号に規定する「計画的伐採対象森林」(注11)と同規則第38条第3号に規定する「計画的間伐対象森林」(注12)を区分することとされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、計画的間伐対象森林としての要件を満たさない樹木が生立しない未立木地が計画的間伐対象森林に区分され、間伐が計画されている例があった。(1市町村1計画)</p> <p>また、本来であれば、計画的間伐対象森林に区分しなければならない森林を当該森林に区分せず、間伐が計画されている例があった。(14市町村31計画)</p> <p>(注11) 「計画的伐採対象森林」とは、森林経営計画の対象森林のうち、法令等により立木の伐採が禁止されている森林、竹林など森林法施行規則第36条第1号イからニまでに定められた森林以外の森林をいう。</p> <p>(注12) 「計画的間伐対象森林」とは、「計画的伐採対象森林」のうち、人工植栽に係る森林であること、計画期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること、計画の始期における樹冠疎密度(森林の混み具合を表す尺度)が10分の8以上である森林であって、市町村森林整備計画で定められている標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林であることなど森林法施行規則第38条第3号イからニまでに定める要件を全て満たす森林をいう。</p> <p>なお、農林水産省(林野庁)によると、樹冠疎密度が10分の8以上の場合とは、隣り合う林木の隙間がなく(うっ閉)、間伐が必要な状態とされている。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-iii</p>

図 森林経営計画の対象森林の考え方



(注) 1 森林法等に基づき、当省が作成した。
 2 網掛けは、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が5年の計画期間内に主伐又は間伐を実施する森林を示す。

④ 伐採を行う基準を満たさない間伐又は主伐が計画されていた例

伐採の内容に関する森林経営計画の認定要件として、過度の間伐を防ぐために、間伐を実施する場合の伐採量を、立木の材積の100分の35以下とすることや、乱伐を防ぐために、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない森林を伐採してはならないことなどがある。

しかし、調査対象186計画の中には、立木の材積の57%の間伐を計画するなど立木の材積割合が100分の35を超えている例や、市町村森林整備計画で定められた伐期齢が80年のところ、58年で皆伐を計画するなど伐期齢に達しない主伐が計画されている例があった。(8市町村9計画)

⑤ 間伐を実施する最低限の森林の面積が満たされていなかった例

森林経営計画においては、間伐を計画的に実施するとともに、その促進を図るため、森林法施行規則に定められた算式により5年の計画期間内に間伐を実施する最低限の森林の面積(以下「間伐の下限面積」という。)を算出し(注13)、間伐の下限面積を超える間伐の実施を計画し、実行することとされている。

図表 1-(2)-イ-
④-iv

図表 1-(2)-イ-
④-v

勸告	説明図表番号
<p>しかし、調査対象 186 計画の中には、計画期間内に間伐を実施する面積が、間伐の下限面積を約 7ha 下回っているなど、間伐の下限面積に係る要件を満たしていない例があった。(4 市町村 4 計画)</p> <p>(注13) 森林法施行規則付録第二に定められた算式により、計画的間伐対象森林を対象として、i) 標準伐期齢に達しない森林については、市町村森林整備計画で定めることとされている「平均的な間伐の実施時期の間隔」が例えば10年に1回の場合は当該森林の面積の2分の1に当たる面積、ii) 標準伐期齢以上の森林については、平均的な間伐の実施時期の間隔が例えば15年に1回の場合は当該森林の面積の3分の1に当たる面積を合計した面積を、間伐の下限面積とすることとされている。</p> <p>このように、森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、森林経営計画を認定していた例がみられた市町村においては、その理由について、i) 担当職員が一人しかおらず、しかも、森林・林業に関する業務以外の他の業務も処理しなければならない状況であり、認定を行うまでの処理期間が限られている(注14)中で、全ての認定要件を十分に確認することは困難であること、ii) 森林・林業に関する業務を初めて担当するなど必ずしも森林・林業に関する専門的知識があるわけではないため、伐採等が計画されているものについては、森林経営計画の作成者が伐採等が可能な植生になっていると判断したと考えているが、その理由の詳細までは確認しておらず、認定請求において添付すべき書類の有無など形式的な内容のみの確認にとどまっていること、iii) 間伐の下限面積を算出するための計算方法など認定要件の内容が複雑なものがあり、計算を誤る場合があることなどとしていた。</p> <p>(注14) 森林法施行規則第34条第1項において、森林経営計画の認定権者が市町村長の場合、森林経営計画の作成者は、計画の始期の20日前までに認定の請求を行うこととされている。</p>	
<p>市町村における森林経営計画の認定に係る審査については、森林法第 191 条第 1 項の規定において、都道府県知事が市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成並びにこれらの達成等のために必要な助言、指導等を行うように努めるものとされていることを踏まえ、調査対象とした道府県においては、市町村の担当職員からの照会等の対応や、市町村の担当職員とともに認定請求を受けた森林経営計画が認定要件を満たしているかの確認を行うなどの支援を行っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑤</p> <p>図表 1-(2)-イ-⑥</p>
<p>また、こうした支援に加え、認定要件を満たしているかを効率的かつ適切に確認することを目的として、森林の面積等を自動集計するなどにより、認定要件を満たしているか否かを判定することができるツールや情報システム(以下「判定ツール等」という。)を導入し、市町村等も利用できるようにしていた(注15)。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑦～⑨</p>
<p>しかし、道府県により導入している判定ツール等が異なり、判定することができる認定要件の内容も異なっている状況であり、上記の事例の中には、森林経営計画の作成者から紙媒体で森林経営計画の提出を受け、手作業による集計で審査を行った結果、確認漏れが生じていた例もみられたため、優良な判定ツール等が広く普及すれば、適切に審査を行うことができるようになると思われる。</p> <p>調査対象とした市町村においてみられた事例の中でも、上記③の例のうち「本来であれば、計画的間伐対象森林に区分しなければならない森林を当該森林に区</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>分せず、間伐が計画されている例」については、5 道府県が導入する判定ツール等では、計画的間伐対象森林以外では間伐を計画できないよう設定されていたため、これを利用する市町村において該当する事例はみられなかったが、残りの12 道府県が導入する判定ツール等では、こうした設定がされておらず、その結果、9 道府県内の市町村においては該当する事例がみられた。</p> <p>また、上記⑤の例については、判定ツール等において、間伐の下限面積及び計画期間内に間伐を実施する面積の算出方法の設定が誤っていたものがあつた。これらの事例がみられた市町村においては、道府県が導入した判定ツール等で判定された結果を信頼していたため、問題があるとは認識していなかったとしており、こうした不適切な設定については、早急に設定の改善が必要である。</p> <p>現状において、農林水産省（林野庁）は、各都道府県や市町村における判定ツール等の導入状況やその機能等に関する情報を把握していないが、導入していない都道府県及び市町村や既に導入しているが改良等を検討している都道府県及び市町村の参考となるよう、判定ツール等の導入状況等に関する情報を収集し、その結果を都道府県及び市町村に情報提供することにより、優良な判定ツール等の導入が促進されるよう助言する必要がある。</p> <p>（注15） 調査対象とした道府県が導入した判定ツール等の機能等をみると、主に森林施業に関する認定要件を満たしているか否かを判定することができるほか、森林経営計画の作成についても一つの情報システム又は相互に連動した情報システムにより行うことができるものがあり、市町村だけでなく、森林経営計画の作成者も利用することができるものもあつた。</p> <p>また、農林水産省（林野庁）においては、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定要件を満たしているか否かの確認に当たって、認定要件を一覧にしたチェックリストや、伐採等に関する計画内容における森林の面積等を手作業により集計した結果を入力することで、間伐の下限面積等の認定要件を満たしているか判定できるツールを提供しており、当該ツールを利用していた道府県等があつた。しかし、当該ツールは、担当職員等による森林の面積等の集計等が必要となるため、他の判定ツール等に比べれば、審査業務の負担が大きいものとなっている。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑪</p>
<p>ウ 森林経営計画に基づく森林施業の管理状況</p> <p>(7) 制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、市町村から必要な指導が行われておらず、未提出のままとなっていた例</p> <p>森林経営計画の認定を受けた森林所有者等（以下「森林経営計画の被認定者」という。）は、森林法第 15 条の規定に基づき、森林経営計画の対象森林につき森林経営計画に定められている伐採等を行った場合には、森林経営計画の認定権者に対し伐採等の実施結果を記載した届出書（以下「伐採等の事後届」という。）を提出することが義務付けられている。</p> <p>森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者が、伐採等の事後届を提出せず、又は虚偽の内容により提出をしたときには、森林法第 16 条の規定に基づき、森林経営計画の認定を取り消すことができるとされている。</p> <p>また、認定を受けた森林経営計画の対象森林に保安林が含まれ、その伐採を行う場合、伐採等の事後届の提出に加え、保安林として、伐採前には、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受け、伐採後には、同条第 8 項の規定に基づき、都道府県知事に対し保安林の立木を伐採した旨の届</p>	<p>図表 1-(2)-②（再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-①</p>

勸告	説明図表番号
<p>出（以下「保安林の伐採事後届」という。）を行うこと（注16）が義務付けられている。</p> <p>一方、森林経営計画の対象ではない森林の伐採等を行う場合は、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出することが義務付けられている。</p> <p>（注16） 保安林に係る施業要件に適合する又は伐採の限度を超えない範囲で行う択伐若しくは間伐の場合は、森林法第34条の2又は第34条の3の規定に基づく届出をあらかじめ都道府県知事を行うことにより、同法第34条第1項の許可を受けることや、同条第8項の保安林の伐採事後届を行うことは不要とされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、次のとおり、制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出となっていた例がみられた。</p> <p>① 森林経営計画の対象森林に含まれる保安林について、都道府県には保安林の伐採事後届が行われたが、保安林の伐採事後届を行えば、市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例（1市町村1計画）</p> <p>② 森林経営計画の対象森林についても、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく届出書を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例（4市町村4計画）</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-②</p> <p>図表 1-(2)-ウ-③</p>
<p>上記①の事例については、都道府県知事は、森林経営計画の対象森林ではない保安林の伐採事後届を受理した場合は、森林法第34条第10項の規定に基づき、原則として、伐採を行った立木が所在する市町村の長に対し保安林の伐採事後届があった旨を通知しなければならないとされているが、森林経営計画に定められている伐採の場合は、市町村長が森林経営計画の認定の際に伐採の計画内容を把握することができることや、森林経営計画の被認定者から伐採等の事後届が提出されることを前提として、都道府県知事が当該通知を行うことが不要とされている（注17）。このため、本事例がみられた市町村においては、当該保安林（森林経営計画の対象森林）の伐採が行われたことを把握できず、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができない状況となっていた。</p> <p>上記②の事例については、森林経営計画の認定権者である市町村長は、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書が提出された際に、i) 森林経営計画の対象森林であり、かつ、伐採が計画されている森林を伐採しようとする内容の届出を提出した森林経営計画の被認定者に対しては、伐採及び伐採後の造林の届出書ではなく、伐採等の事後届の提出が必要であることを指導すべきであり、ii) 森林経営計画の対象森林に含まれてはいるものの、伐採が計画されていない森林を伐採しようとする内容の届出を提出した森林経営計画の被認定者に対しては、伐採及び伐採後の造林の届出書ではなく、同法第12条第2項の規定に基づく森林経営計画の変更の認定（詳細は後述ウ(ウ)参照）を受けた上で、伐採等の事後届の提出が必要であることを指導すべ</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-①（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>きであったが、本事例がみられた市町村ではこうした指導が行われていなかった。</p> <p>(注17) 保安林について森林経営計画に定められている択伐又は間伐を行う場合も、森林法第34条の2第4項及び第34条の3第2項の規定に基づき、都道府県知事から市町村長への届出があった旨の通知を行うことは不要とされている。</p> <p>伐採等の事後届の未提出は、森林法第 16 条の規定に基づく森林経営計画の認定取消事由に該当するとともに、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができなくなるため、市町村は、森林経営計画の被認定者に対し伐採等の事後届の提出を徹底させることが重要である。</p> <p>一方、森林の伐採を行う場合には、上記のとおり、i) 伐採等の事後届のほか、ii) 保安林において択伐を行う場合の森林法第 34 条の 2 の規定に基づく事前の届出、iii) 保安林の伐採事後届、iv) 保安林において間伐を行う場合の同法第 34 条の 3 の規定に基づく事前の届出、v) 同法第 10 条の 8 の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書というように、森林の種類や施業の内容により提出が必要な届出が異なるため、森林経営計画の被認定者が、それぞれの届出制度を誤解してしまう可能性があることは否めない。さらに、平成 28 年 5 月に森林法が改正され、これらの届出に加え、森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況を市町村長に対し報告しなければならないという制度が新たに創設され、平成 29 年度から、更に手続が増えることになる。</p> <p>そのため、伐採等の事後届について、適時適切に提出されるように、森林法における他の届出制度との関係や未提出の場合は森林経営計画の取消事由に該当することについて、森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時に（例えば、関連する他の届出の様式に伐採等の事後届の提出が必要となる場合を追記するなどして）注意喚起を行うなど、森林所有者等に対し、周知徹底を図るべきであると考えられる。</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-④</p> <p>図表 1-(2)-ウ-②（再掲）</p>
<p>(4) 伐採等の事後届が提出されていたものの、書面上、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例</p> <p>調査対象 186 計画のうち、調査時点（平成 28 年 2 月時点）で伐採等の事後届が提出されていた 24 市町村の 48 計画を抽出し、届出の内容と森林経営計画における伐採内容を突合し、伐採等が行われた森林の所在場所が書面上特定できるものとなっているかを確認したところ、森林経営計画においては、森林簿に記載された森林の区画を示す「林班」及び「小班」が記載されているが、伐採等の事後届においてはこれらが記載されていないなど、書面上、伐採等が行われた森林の所在場所を特定することができない伐採等の事後届を受理しており、市町村が森林経営計画に基づく森林施業を管理する上で、伐採等の事後届が適切に活用されていないと考えられる例がみられた。（10 市町村 13 計画）</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>本事例がみられた市町村は、伐採等の事後届の提出後に森林経営計画の被認定者に対し確認すれば足りるなどとしているが、市町村の限られた業務体制において、森林経営計画の被認定者に対し、伐採等の事後届の都度、伐採等が行われた森林の所在場所を確認することは非効率である。</p> <p>伐採等の事後届において伐採等を行った森林の所在場所を特定することができないことについては、森林経営計画制度運営要領に示されている森林経営計画の様式には、「字（大字）」欄や「地番」欄が設けられていることに加え、地域の実情に応じて、これらに林班等を併記するよう明記されているのに対し、伐採等の事後届の様式が示されている森林法に関する申請書等の様式に係る告示には、「字（大字）」欄や「地番」欄のみが設けられ、林班等を併記することが明記されていないことも、その一因になっているのではないかと考えられる。</p> <p>伐採等を行った森林の所在場所を特定できない場合は、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができない状況につながりかねないため、伐採等の事後届において、林班等についても記載を求める必要がある。</p>	<p>図表 1-(2)-③ （再掲） 図表 1-(2)-ウ-④（再掲）</p>
<p>(ウ) 伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかったにもかかわらず、市町村において必要な対応が行われていなかった例</p> <p>森林経営計画に基づく森林施業が適切に実施されない場合には、計画的に森林を整備・保全することができず、持続的な森林の経営が確保されなくなるおそれがあるため、森林経営計画の被認定者は、森林法第 14 条の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、森林経営計画を遵守しなければならないとされている。</p> <p>また、森林経営計画の被認定者は、森林法第 12 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に該当する変更（森林経営計画の対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合など）が生じた場合には、森林経営計画の認定権者に対し、森林経営計画の変更が適当であるかどうかについて認定を求めなければならない、それら以外の変更（伐採等を行うことが計画されていなかった森林につき新たに伐採等を行うことになった場合など）が生じた場合には、同条第 2 項の規定に基づき、森林経営計画の変更について認定を求めることができるとされている。</p> <p>他方、森林経営計画の認定権者は、森林法第 13 条の規定に基づき、森林経営計画の内容が認定要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるときは、森林経営計画の被認定者に対し、森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならないとされている。</p> <p>また、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者が、i) 森林経営計画を遵守しないとき、ii) 森林法第 12 条第 1 項各号に掲げる場合に森林経営計画の変更について認定の請求をせず、又は請求をしたが認定を受けられ</p>	<p>図表 1-(2)-② （再掲） 図表 1-(2)-ウ-⑥</p>

勸告	説明図表番号
<p>なかったときには、同法第 16 条の規定に基づき、森林経営計画の認定を取り消すことができるとされている。</p> <p>このため、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者から提出を受けた伐採等の事後届が森林経営計画を逸脱した内容となっており、それが悪質な遵守義務違反に該当すると判断した場合は、森林経営計画の認定を取り消すこととなる。</p> <p>伐採等の事後届が提出されていた 24 市町村の 48 計画について、伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっているかを調査したところ、次のとおり、森林経営計画の変更が行われることなく、認定された内容と異なる森林施業の結果を記載していた例（17 市町村 25 計画）がみられた。</p> <p>i) 全ての立木（立木の材積割合の 100%）について間伐を実施したという内容となっているなど、間伐した立木の材積割合が間伐の上限である 100 分の 35 を超えていた届出（12 市町村 15 計画）</p> <p>ii) 伐採が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、主伐又は間伐を実施したとの届出（10 市町村 13 計画）<small>（注18）</small> や、間伐が計画されていた森林であるにもかかわらず、主伐を実施したとの届出（2 市町村 4 計画）</p> <p>この中には、市町村森林整備計画で定められた伐期齢が 60 年のところ、36 年で主伐を実施したなど、伐採を行う基準を満たさない森林を伐採したとの届出もあった。</p> <p>iii) 主伐又は間伐を実施した森林の一部が森林経営計画の対象となっていなかった届出（4 市町村 4 計画）</p> <p><small>（注18） 計画的伐採対象森林ではない森林において主伐を実施したとの届出の例、計画的間伐対象森林ではない森林において間伐を実施したとの届出の例を含む。</small></p> <p>上記の事例については、市町村においても、森林経営計画の被認定者に対し認定された内容と異なる森林施業の結果を記載していた理由の確認や特段の指導は行われず、遵守義務違反に該当するかどうかの検討も行われていなかった。</p> <p>その理由について、これらの市町村においては、伐採等の事後届の内容を十分に確認していなかったとしているほか、森林経営計画の対象森林が広範囲に及ぶなど現地確認の負担が大きく、森林経営計画の作成者であっても作成時に必ずしも現地を確認できていないため、伐採等の結果が森林経営計画の内容と一致しない場合があることはやむを得ず、その理由の確認や森林経営計画の変更を行うようにとの指導を行っていないとしている。</p> <p>伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかった場合、本来であれば、市町村は、その理由が、森林法第 14 条に規定する災害その他やむを得ない理由によるものであるかを確認し、届出の内容が森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの検討を行うなどの適切な対応を</p>	<p>図表 1-(2)-⑤ （再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-i</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-ii、iii</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-iii（再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-iv</p>

勸告	説明図表番号
<p>採る必要があると考えられるが、伐採等の事後届を受理した場合の対応については、森林経営計画制度運営要領において、「届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認する」とされているほか、「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁計画課長通知。最終改正：平成 25 年 3 月 21 日付け 24 林整計第 263 号）の「森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）」において、「届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します」とされているのみで、どのような場合であれば、森林経営計画の遵守義務違反に該当することになるのかなどについて、必ずしも明確に判断できるものとなっておらず^(注19)、また、現行の伐採等の事後届の様式においても、森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかった場合の理由を記載することとされていない。</p> <p>(注19) 森林経営計画制度運営要領においては、「認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。」との記述のほか、「その他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。」といった記述となっている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、森林経営計画制度の適正な運用を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林経営計画制度の創設前に認定された全ての森林施業計画の有効期間は平成 28 年度末をもって満了し、24 年度に認定された森林経営計画の計画期間は 29 年度中に満了することを踏まえ、都道府県、市町村、森林所有者等から森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集し、その結果に基づき、森林経営計画の作成が促進されるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>② 都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定に係る審査を徹底するよう要請を行うとともに、都道府県及び市町村と連携し、判定ツール等の導入状況、内容等を把握、整理した上で、誤った設定をしている場合は、早急に改善させること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、その把握、整理した結果に基づき、優良な判定ツール等の普及の促進を図られるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>③ 伐採等の事後届について適時適切な提出が徹底されるように、都道府県及び市町村に対し、他の届出制度との関係や未提出の場合は森林経営計画の認定取消事由に当たることについて、森林所有者等に森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に注意喚起を行うなど周知徹底を図るよう、要請すること。</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-⑧</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑥（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>④ 森林経営計画に基づく森林施業を適切に管理できるようにするため、森林経営計画の被認定者が伐採等の事後届に伐採等を行った森林の所在場所を記載し、都道府県及び市町村が書面上で確認しやすくできるように、森林法に関する申請書等の様式に係る告示の見直しを含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の被認定者に森林経営計画の内容とは異なる森林施業を実施する場合の森林経営計画の変更を徹底させるとともに、伐採等の事後届を受理した際には、実施した森林施業が森林経営計画どおりの内容となっているかの確認を行い、森林経営計画の内容と異なっていた場合は、その理由等の確認を確実にを行うよう、要請すること。</p> <p>さらに、伐採等の事後届の内容が森林経営計画とは異なる森林施業の実施結果であった場合に、森林法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの判断を適切に行うことができるよう「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かについて、具体例を挙げるなどして、明確に示すこと。</p>	

森林経営計画制度

平成27年4月

計画の目的

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一時的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

計画の対象となる森林

- ・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とします。
- ・森林経営計画には、属地計画(林班計画、区域計画)、属人計画があり、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

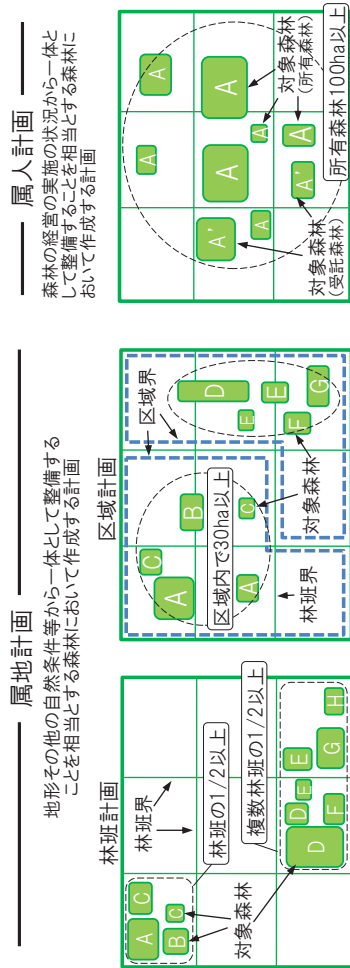
属地計画

- 林班計画：林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること
 - 区域計画※：市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること
- いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

※制度改正により26年4月から作成可能になりました。

属人計画

- 自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- ※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場合があります。共同による作成はできません。



計画の作成者

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができます。

例えば、属地計画の場合

- ・「森林所有者」が単独で計画を作成
- ・「森林の経営の委託を受けた者」が単独で計画を作成
- ・複数の「森林所有者」が集まって、共同で計画を作成
- ・「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
- ・複数の「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成

※ 「森林の経営の委託」とは、森林の施業及び保護の委託であり、「木材の販売」など財産の処分に関わることを委任することは必須ではありませんが、「木材の販売」を委託事項に含む森林経営委託契約書を締結する場合は、印紙税の課税関係が変わる場合がありますので、あらかじめ最寄りの都道府県出先機関などに相談して下さい。

計画書の主な記載事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針
- ・ 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ・ 伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画
- ・ 森林の保護に関する事項
- ・ 森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・ 路網整備に関する事項
- ・ 森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

認定申請先

- (1) 認定申請先
 - 森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合：市町村の長
 - 複数の市町村にわたる場合：都道府県知事
 - 複数の都道府県にわたる場合：農林水産大臣
- (2) 認定申請の時期
 - 認定申請先に応じて、次に掲げる日までに認定請求書を提出します。
 - 市町村の長：森林経営計画の始期の20日前
 - 都道府県知事：" 30日前
 - 農林水産大臣：" 60日前

必要な書類等

- (1) 森林経営計画認定請求書(農林水産大臣告示に定める様式による。)
- (2) 森林経営計画書
- (3) 添付書類
 - ① 次の事項を表示した図面
 - ・ 計画対象森林の所在
 - ・ 計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等の状況
 - ・ 主伐を行う区域
 - ② 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面(森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を作成する場合に限る。)
 - ③ 森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

支援措置等

- (1) 税制
 - 所得税：山林所得に係る森林計画特別控除
 - 相続税：計画伐採に係る相続税の延納等の特例
 - 立木及び林地に係る課税価格の特例
 - 公益的機能別施業森林の評価減
 - 山林についての相続税の納税猶予(規模拡大目標を定めた属人計画のみ※)

※ 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合は、計画書の記載事項や必要な書類が異なりますので、最寄りの都道府県出先機関などに事前にご相談下さい。
- (2) 金融
 - 日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇
- (3) 補助金等
 - 森林環境保全直接支援事業(造林補助)
 - 森林整備地域活動支援交付金

※ また、森林経営計画の対象森林から伐採、生産された木材は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」と比べ、高い調達価格の区分(2,000kW未満・40円2,000kW以上:32円(金額は1kWh当たりの税抜き価格))が適用されます。

(注) 農林水産省(林野庁)の資料による。

図表 1－(2)－② 森林経営計画に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等
第 5 節 森林経営計画

（森林経営計画）

第 11 条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、5 年を 1 期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（一体として整備することを相当とする森林の基準）

第 3 条 法第 11 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その森林の面積（計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適當である森林として農林水産大臣が定める基準に従い市町村の長が指定した森林の面積を除く。）が農林水産省令で定める基準に適合していること。
- 二 その森林が地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況又は森林の経営の実施の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものであること。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（一体として整備することを相当とする森林の面積の基準）

第 33 条 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 3 条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合
次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該森林を含む小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。）内に存する森林（令第 3 条第一号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。）の面積の 2 分の 1 以上であること。
 - ロ 当該森林を含む区域（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。）において 30 ヘクタール以上であること。
- 二 当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認めら

れる場合 100ヘクタール以上であること。

(森林経営計画の認定の請求等)

第34条 法第11条第1項の規定による認定の請求をしようとする者は、その請求に係る森林経営計画の始期 (当該森林経営計画に同条第3項に規定する事項を記載し、かつ、当該森林経営計画に係る第36条第五号イに規定する特定森林経営計画がある場合にあっては、当該特定森林経営計画のうちその始期が最も遅いものの終期) の20日前 (法第19条第1項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあっては30日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあっては60日前) までに、認定請求書及び森林経営計画書を提出しなければならない。

2 (略)

2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法
- 八 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 九 その他農林水産省令で定める事項

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)

(森林の経営に関する長期の方針の記載方法)

第35条 法第11条第2項第一号の森林の経営に関する長期の方針には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 次に掲げる森林ごとの40年以上の期間に係る森林の経営に関する基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積及び造林面積
 - イ 公益的機能別施業森林区域(法第5条第2項第六号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。)以外の区域内に存する森林
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林
- 二 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合にあっては、森林の経営の共同化及び当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者の申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林が第33条第一号に掲げる場合に該当しない場合にあっては、当該森林を含む小流域内に存する森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針
- 四 当該森林経営計画に法第11条第3項に規定する事項を記載する場合にあっては、5年

ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針

(森林経営計画の記載事項)

第 36 条 法第 11 条第 2 項第九号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち人工植栽に係るものの立木の樹高イ 法令又はこれに基づく処分によりその立木の伐採が禁止されている森林
ロ 竹林
ハ その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
ニ イからハマまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林
- 二 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合にあっては、共同して行う森林施業の種類及びその実施の方法その他森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関する事項
- 四 当該森林経営計画の対象とする森林において実施された間伐(当該森林経営計画の始期前 10 年以内に実施されたものに限る。)及び主伐(当該森林経営計画の始期前 5 年以内に実施されたものに限る。)の時期並びに当該間伐又は主伐が実施された森林の所在及び面積
- 五 (略)

- 3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。
- 4 第 1 項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。

○ 森林法施行規則(昭和 26 農林省令第 54 号)(抜粋)

(認定の請求の添付書類)

第 37 条 法第 11 条第 4 項(法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を表示した図面
イ 当該森林経営計画の対象とする森林の所在
ロ 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況
ハ 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、主伐としてその立木を伐採するものの区域
- 二 当該森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあっては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

2 (略)

- 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があった場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 一 第2項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 第2項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林
森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林
森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準
 - 三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
 - 四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
 - 五 第2項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第一号又は第三号に該当するものであること。
 - 六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
 - 七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。
- 6 市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

(森林経営計画の変更)

- 第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。
- 一 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であって前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合
 - 二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合
- 2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
- 3 前2項の規定による認定の請求については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林経営計画の変更）

第 42 条 法第 12 条第 1 項の規定による認定の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。ただし、法第 11 条第 3 項に規定する事項が記載され、かつ、第 33 条第二号に掲げる場合に該当する森林を対象とする森林経営計画について、次に掲げる場合に該当することとなった原因が相続又は遺贈によるものである場合におけるこの項の規定の適用については、第一号及び第二号中「30 日」とあるのは、「7 月」とする。

一 法第 12 条第 1 項第一号に掲げる場合

その場合に該当することとなった日（該当することとなった原因が相続又は遺贈によるものである場合にあっては、当該相続又は遺贈があったことを知った日）から 30 日以内

二 法第 12 条第 1 項第二号に掲げる場合

その場合に該当することとなった日から 30 日以内

2 法第 12 条第 2 項の規定による認定の請求をしようとする者は、その変更後の森林経営計画に従って森林の施業及び保護を開始しようとする日の 20 日前（法第 19 条第 1 項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあっては 30 日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあっては 60 日前）までに、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。

3 （略）

（森林経営計画の変更に関する通知）

第 13 条 市町村の長は、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき前条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

（森林経営計画の遵守）

第 14 条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護について当該森林経営計画を遵守しなければならない。

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第 15 条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第 44 条 法第 15 条の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 認定森林所有者等（法第 12 条第 1 項に規定する認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の譲渡をした場合
 - 二 認定森林所有者等以外の者が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合
 - 三 認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林において作業路網の設置をした場合
- 2 法第 15 条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林若しくは当該作業路網の設置が終わった日から 30 日以内に提出しなければならない。
- 3 (略)

(認定の取消し)

第 16 条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第 11 条第 5 項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定森林所有者等が、第 12 条第 1 項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。
- 二 認定森林所有者等が、第 14 条の規定に違反していると認められるとき。
- 三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

第 17 条・第 18 条 (略)

(数市町村にわたる事項の処理等)

第 19 条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が 2 以上の市町村にわたる場合には、第 11 条から第 13 条まで及び第 15 条から第 17 条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

- 一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が 1 の都道府県の区域内にある場合
当該都道府県知事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合
農林水産大臣
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。
- 3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第 1 項の規定により第 11 条第 5 項の規定による認定（第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第 13 条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第 1 項の規定により第 11 条第 5 項の規定による認定又は第 16 条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 森林法第 11 条第 5 項に規定された森林経営計画の認定要件の詳細については、森林法施行規則第 38 条から第 40 条までに定められているが、その概要は後述の図表 1-(2)-イ-①及び②に記載しているほか、本調査でみられた事例に関係するものについては、後述の図表 1-(2)-イ-④-i から v まで及び図表 1-(2)-ウ-⑦-i から iii までに抜粋しているため、本図表においては、記載していない。

図表 1- (2) - ③ 森林経営計画書の様式例

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1. 計画期間

〔 自 年 月 日 至 年 月 日 〕

2. 計画対象森林の所在等

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積 (単位：ha)	
所在	面積	うち人工林	
計			
他の森林経営計画の対象森林との重複状況			
認定権者	認定番号	計画対象森林面積	
計			

(記載注意事項)

1. 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類(別、及び単独又は共同)による認定請求者の別(林班計画及び区域計画に限る。)について、該当するもの○をつける。
2. 変更の場合については、表題の次に(変更)と、当該森林経営の計画期間の下に(変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護がでなかつた場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
4. 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び市町村名を記載する。属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。
5. 「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域(林班又は隣接する複数林班)の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を記載する。
6. 「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
7. 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

1. 森林の経営に関する長期の方針

- (1) 森林の経営に関する基本方針
ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営(記載注意事項)
イ 森林の多面的機能の保全については、森林の多面的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。
ロ 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)
ハ 保護地域内の森林及び保護の方針について記載する。
ニ 保護地域内の森林の種数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組(任意)とそれに関する森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護(記載注意事項)
ヘ 継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

(2) 公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期間	伐採立木材積(m)	造林面積(ha)	うち植栽(ha)	備考
公益的機能別施業森林以外の森林	I 分 期				
	II 分 期				
	III 分 期				
	IV 分 期				
	V 分 期				
	VI 分 期				
	VII 分 期				
	VIII 分 期				
合 計					
公益的機能別施業森林	I 分 期				
	II 分 期				
	III 分 期				
	IV 分 期				
	V 分 期				
	VI 分 期				
	VII 分 期				
	VIII 分 期				
合 計					

(記載注意事項)

1. 伐採立木材積及び造林面積について、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
 2. 材積は、主伐に係るものにつき立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
 3. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
- (3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針(任意)

(記載注意事項)
適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムを導入、路網整備の推進、森林経営計画への参加の働きかけ、林業事業体等への長期の受委託及びその推進に向けた合意形成など、森林の経営の規模拡大及び必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

(記載注意事項)

1. 森林経営計画の始期が、旧計画の終期から継続している場合には「有」に、「旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。その他、森林経営計画の作成上、特に考慮した事項を記載する。

2. そのほか、森林経営計画の作成上特に考慮した事項その他参考とすべき事項を記載する。

※ 森林の経営の共同化に関する長期的方針は、4の森林の経営の共同化に関する事項において一括して記載する。

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

所在地 都道府県	森林計画名 所有者名	森林の区分等 施業の区分等	(1) 森林の現況			(2) 伐採計画		(3) 造林計画			(4) 保護計画 保護対象	(5) 計画 計画の対象	備考		
			立木材積 樹種 樹齢 面積	伐採方法 伐採面積 伐採立木材積	時伐面積 時伐材積	造林面積 造林材積 造林方樹種	間伐	主伐	時期	面積				時期	

(記載注意事項)

1. 「所在地」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合は、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にすることに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林薄の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる。）

2. 「計画的伐採対象森林の内外の別」については、計画対象森林のうち規則第36条第1号イからニまでに定める除外森林以外の森林について（内）と記載する。

3. 「森林の区分等」の「公益的機能別施業森林等の区分」には、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては（水）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては（土）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては（快）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては（保）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林にあっては（木）、その他の公益的機能別施業森林にあっては（他）と記載する。

4. 「森林の区分等」の「施業方法等」には、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域のうち、伐期の延長を推進すべき森林にあっては（延）、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を除く。）にあっては（複）、択伐による複層林施業を推進すべき森林にあっては（採複）、長伐期施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の施業を推進すべき森林にあっては（採伐）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては（育）と記載する。

5. 「森林の現況」(「面積」及び「人工林天然林の別」を除く。)、「伐採計画」及び「造林計画」には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては上層木、下層木の層ごとに区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては特定広葉樹の種類と一般樹種（規則第39条第2項第7号に規定する一般樹種をいう。）とに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。

6. 「面積」の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位以下を四捨五入する。

7. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。

8. 「本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。

9. 「樹種」又は「林相」には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クスノキ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあっては（針）と、広葉樹林にあっては（広）と、混交林にあっては（混）と、竹林にあっては（竹）と、未立木地にあっては（未）と、伐採跡地にあっては（跡）と、遊地、風衝地等の更新困難地にあっては（湿）、（風因）等と記載する。

10. 「樹高」は、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。

11. 「材積」は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。

12. 「施業履歴」の「間伐」には、森林経営計画の始期前10年以内には実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「施業履歴」の「主伐」には、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。

13. 「森林の現況」の「概要」には、地域森林計画において要整備森林とされた森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特別な取扱いをする森林についてその旨を記載する。

14. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては層ごとに区分する。

15. 「計画的伐採対象森林の内外の別」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画的期間内に主伐が予定されおらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林について計画的初期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林を参考に、（内）と記載する。

16. 「伐採方法」の「皆伐択伐等の別」には、間伐にあっては単木、列状等選木方法を記載する。また、「伐採方法」の「その他」には、択伐、間伐率等を記載する。

17. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然更新更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。

18. 「造林計画」の「概要」には、伐採後に更新が確保されなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を記載する旨、記載する。

19. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。なお、保育計画については、当該欄における箇所別の記載のほか、下段の「概要」に保育の種類別の計画面積の総量を記載して差し支えない。

20. 保護計画の概要には、森林の保護のための伐採について、その時期と面積を記載する。

21. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）

22. 「備考」には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められてい

実施すべき伐採及び造林の時期を、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている場合には同項の規定による通知に定められている実施すべき間伐又は保育の時期を記載する。

また、災害による被災森林について復旧の施行を行うために当該施設に先だつて行う計画変更があつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施設及び保護ができなかった場合又は当該施設において定められていない施設及び保護を行った場合は、その旨を記載する。さらに、主伐を計画する森林がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

23. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。

24. 下段の「概要」には、必要に応じて保育計画を記載するほか計画に関して特記すべき事項を記載する。

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施設の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所在地	字	場	所	面積の積	積	時	期	備	考
	都府県	市町村	地番	森林所有者名						
計										
合										

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林の間伐、保育その他の施設の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林の現況を異にするものがある場合は、同一地番の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施設を異にするものに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）。
3. 「施設の区分」には、間伐、保育又はその他を記載する。
4. 「施設の種別」は、保育についてはつる明、除伐等、その他については病害虫の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施設の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施設の種別ごとに細計、施設の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施設の時期を記載する。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林の保護

(記載注意事項)

火災、病虫害害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(2) 火入れを実施する森林に関する事項

所	都道府県
在	市町村(郡)

場	字(大字)	年	月	日	日	間		
所	地番	1. 地ごしえ	2. 害虫駆除	人	延長	メートル	幅員	メートル
	森林所有者名							
	火入れの時期							
	火入れの目的							
	火入れの方法							
	火入れ従事者							
	防火帯							
	器具							
	火入れ責任者							

(記載注意事項)
実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針
(記載注意事項)

森林の経営の共同化に関する事項の共同化に関する方針について記載する。
なお、林班計画又は区域計画を作成する場合は、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。
また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。
一方、属人計画を作成する場合は、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積(ha)
伐採立木材積(m ³)	計画期間内の伐採立木材積(m ³)
計画期間内の伐採立木材積(m ³)	計画期間内の伐採立木材積(m ³)
間伐の下限面積(ha)	計画期間内の間伐面積(ha)
間伐の上限面積(ha)	計画期間内の間伐面積(ha)
うち間伐期間以上の森林(原属林の状態にある間伐林、間伐林、間伐林)	うち間伐期間以上の森林(原属林の状態にある間伐林、間伐林、間伐林)
うち間伐期間未満の森林(原属林の状態にある間伐林、間伐林、間伐林)	うち間伐期間未満の森林(原属林の状態にある間伐林、間伐林、間伐林)
うち要整備森林及び要整備林(原属林の状態にある間伐林を除く)の	うち要整備森林(原属林の状態にある間伐林を除く)の面積(ha)
うち原属林の状態にある間伐林、間伐林の面積(ha)	うち原属林の状態にある間伐林、間伐林の面積(ha)
うち計画の間伐対象森林の面積(ha)	うち計画の間伐対象森林の面積(ha)
うち左記以外の森林の面積(ha)	うち左記以外の森林の面積(ha)

方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

- (3) その他の共同化に関する事項
- ア 森林作業道等の施設設置

(記載注意事項)
 森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。一体整備相当区域域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は個人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

- イ 森林作業道等(概数)の維持管理

(記載注意事項)
 森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。一体整備相当区域域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は個人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。
 森林作業道については、番号を付した上で掲げる事項を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

- 5 経営の規模拡大の目標等
- (1) 経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)
 地、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。

- (2) 作業路網及び作業システム等

(記載注意事項)
 市町村森林整備計画(基幹路網)に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえ、計画期間内に作業路網の設置を予定する森林について、作業システムごとに、当該作業システムを採用する森林の区域及び森林作業道の整備量を記載する。

- (3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)
 森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。

面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
計														

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画の間伐対象材積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象材積のうち人工植栽に係るもの(一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。)であって、計画期間内に主伐が予定されおらず、樹冠密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期以上以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある種層施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期以上の森林及び標準伐期未満の森林に区分し、それぞれ面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、間伐を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は個人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載(計画対象材積の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。)は括弧書きとし、計については括弧書きで記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は個人計画の計画期間を記載する。

- (2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

共同で実施する施業の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

(記載注意事項)

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は個人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は個人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

- イ 共同で実施する保護の種類

(記載注意事項)

火災、病虫害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。一体整備相当区域域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は個人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

その他

(記載注意事項)

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入

(注) 「森林経営計画制度運営要領」による。

図表 1－(2)－④ 森林施業計画制度と森林経営計画制度の主な違い

区分	森林施業計画制度	森林経営計画制度
作成主体 (森林法第11条第1項)	<p>森林所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者 ・その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者 	<p>森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者 ・森林所有者と森林の経営の受委託契約を結んだ者
対象森林 (森林法第11条第1項等)	<p>地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて、一体として整備することを相当とする森林</p> <p>(伐採が禁止されているなど計画的な森林施業が困難又は不適当な森林を除く)</p> <p>30ha 以上の団地的まとまりを持つ森林</p>	<p><u>自らが森林の経営を行う森林であつて、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況又は森林の経営の実施状況からみて、一体として整備することを相当とする森林</u></p> <p>(伐採が禁止されているなど計画的な森林施業が困難又は不適当な森林を含む)</p> <p>① <u>林班計画</u>：作成主体が、自ら森林の経営を行う森林であり、かつ、地形等から一体として整備することを相当とする森林（<u>計画対象森林の面積が林班又は隣接する複数林班の面積の 2 分の 1 以上となっているもの</u>）</p> <p>② <u>区域計画</u>：作成主体が、自ら森林の経営を行う森林であり、かつ、<u>市町村が定める一定区域内において 30ha 以上の森林</u></p> <p>③ <u>属人計画</u>：<u>100ha 以上の森林を所有している森林所有者が、権原の面で一体として整備することが相当である森林</u>（自らが所有し、及び森林の経営の委託を受けた全ての森林）</p>
記載事項 (森林法第11条第2項。平成23年の改正後には、同条第3項も該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施の長期の方針 ・森林の現況（所在場所別の面積、樹種、林齢、立木材積等） ・伐採（主伐又は間伐）する森林の時期、面積、立木材積及び方法 ・造林する森林の時期、面積、樹種及び方法 ・保育する種類別の面積 ・共同で計画を作成する場合、森林施業の共同化に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の経営の長期の方針 ・森林の現況（所在場所別の面積、樹種、林齢、立木材積、<u>主伐又は間伐の施業履歴等</u>） ・伐採（主伐又は間伐）する森林の時期、面積、立木材積及び方法 ・造林する森林の時期、面積、樹種及び方法 ・保育する種類別の面積 ・<u>森林の保護（火災や病虫害被害の防止等）に関する事項</u> ・<u>作業路網の整備に関する事項</u> ・共同で計画を作成する場合、森林の経営の共同化に関する事項 ・<u>森林経営の規模の拡大目標等</u>（任意記載事項）※ 森林法第11条第3項に規定

区分	森林施業計画制度	森林経営計画制度
認定要件 (森林法第11条第5項。平成23年の改正前 にあつては 同条第4項)	<p>① 長期の方針が、対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること</p> <p>② 次に掲げる区分に応じ、それぞれ適合していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、森林施業の合理化に関する基準 ・ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、公益的機能別森林施業の実施に関する基準 <p>③ 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>④ 要整備森林がある場合には、地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>	<p>① 長期の方針が、対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること</p> <p>② 次に掲げる区分に応じ、それぞれ適合していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、森林施業の合理化に関する基準 ・ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、公益的機能別森林施業の実施に関する基準 <p>③ 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること</p> <p>④ <u>作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること</u></p> <p>⑤ <u>火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が森林法に規定する害虫駆除等に該当するものであること</u></p> <p>⑥ <u>森林経営の規模の拡大目標等が記載されている場合には、森林の経営の規模の拡大が図られることが確実に認められるものであること</u></p> <p>⑦ 要整備森林がある場合には、地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>

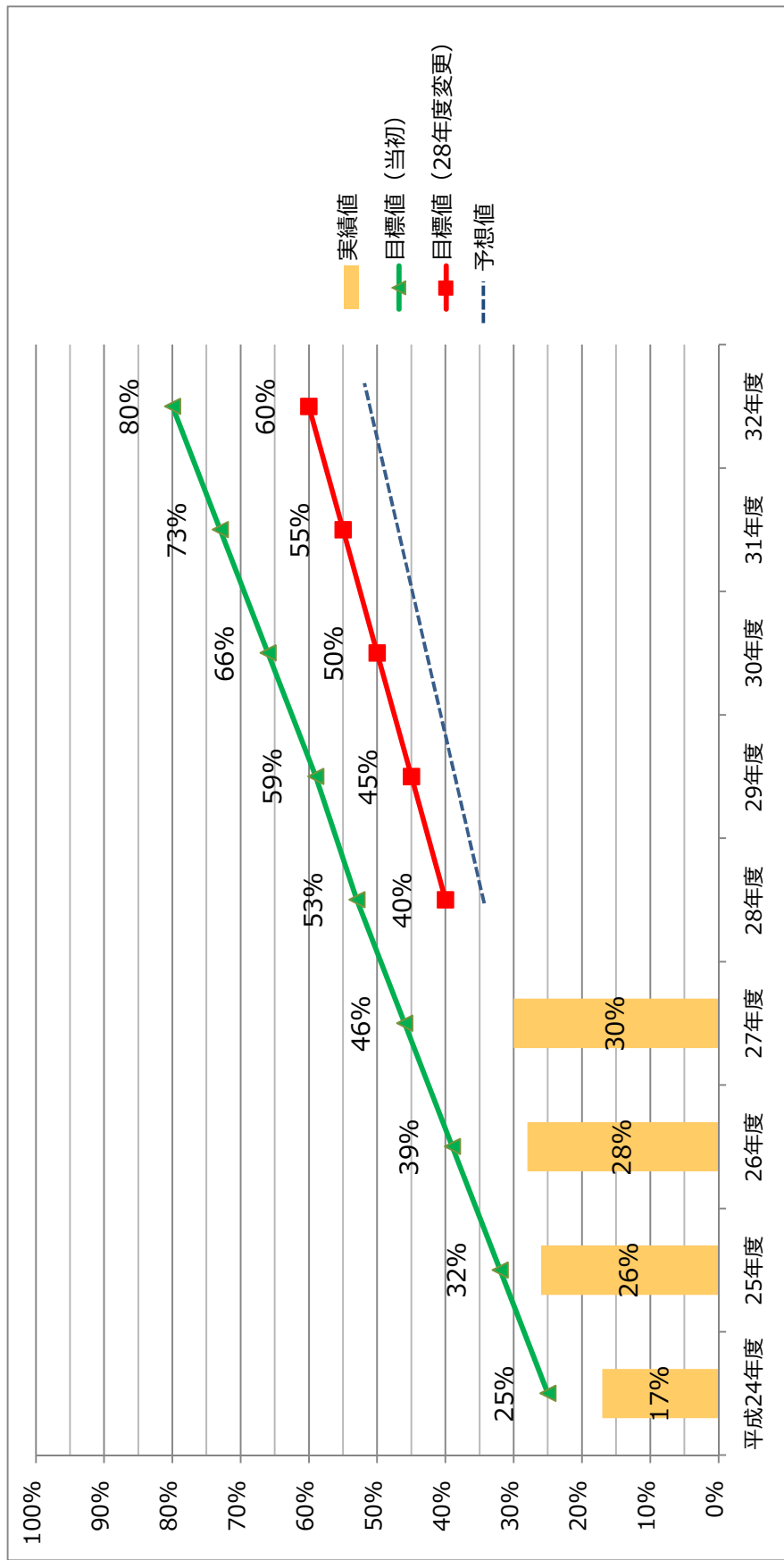
(注) 1 森林法に基づき、当省が作成した。

2 「森林経営計画制度」欄の下線は、森林施業計画制度から変更となった点を示す。

3 「記載事項」欄のうち、「森林経営計画制度」欄の「森林経営の規模の拡大目標等（任意記載事項）」については、属人計画を作成し、相続税の納税猶予を受ける場合には、記載が義務付けられることとなる。

4 森林経営計画制度においては、上記のほか、森林施業の実施基準などの変更も行われている。

図表 1ー(2)ーアー① 農林水産省(林野庁)による民有林における森林経営計画の作成率に係る目標とその実績



- (注) 1 農林水産省(林野庁)の資料に基づき、当省が作成した。
 2 森林経営計画の作成率は、全国の民有林面積に占める森林経営計画の作成面積により算定している。
 このうち「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)における森林法第5条第1項に規定する民有林面積(国有林以外の森林のうち、都道府県知事とその自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる森林を除いた民有林面積)をいう。
 また、「森林経営計画の作成面積」は、i) 市町村長が認定した森林経営計画の作成面積、ii) 道府県知事が認定した森林経営計画の作成面積、iii) 農林水産大臣が認定した森林経営計画の作成面積を合計した作成面積をいう。
 3 農林水産省(林野庁)は、平成26年度までの森林経営計画の作成率(実績値)に基づき、28年度に、32年度末における目標値を80%から60%に変更している。

図表 1ー(2)ーアー② 全国における森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

(単位: ha)

区分	民有林面積		森林経営計画						森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの
	A	B	林班計画		区域計画		属人計画		D	E = D/A	F = B+D	G = F/A	
			作成面積	作成率	作成面積	作成率	作成面積	作成率					
平成23年度 (24年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	7,445,148	43%	—	—	—
24年度 (25年3月末)	2,888,209	17%	1,515,387	9%	—	—	1,409,947	8%	2,144,593	12%	5,032,802	29%	-14ポイント
25年度 (26年3月末)	4,459,625	26%	2,574,069	15%	—	—	2,003,967	12%	1,377,077	8%	5,836,702	34%	-9ポイント
26年度 (27年3月末)	4,893,670	28%	2,726,220	16%	198,020	1%	2,100,509	12%	830,586	5%	5,724,256	33%	-10ポイント
27年度 (28年3月末)	5,179,881	30%	2,804,913	16%	365,797	2%	2,143,043	12%	550,968	3%	5,730,849	33%	-10ポイント

(注)1 農林水産省(林野庁)の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況総括表における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。
- 3 各欄の作成率は、小数点第一位以下を四捨五入している。
- 4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の作成面積(a欄)、区域計画の作成面積(c欄)及び属人計画の作成面積(e欄)の合計面積は、森林経営計画の作成面積(B欄)と一致しない。
- 5 平成24年度以降の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度末までに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。このため、森林施業計画の作成率は、表中の期間においては、平成23年度の値が最大となり、24年度以降の森林施業計画は、年度を追うごとに有効期限切れを迎え、森林経営計画に取り込まれることなどによって、順次低減していくこととなる。
- 6 「各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの(G-E)」は、平成23年度末時点まで有効であった森林施業計画が24年度以降の森林経営計画にどの程度取り込まれたのかを把握するため、各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。
- 7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び都道府県において数値の確認等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

図表 1-(2)-ア-③ 調査対象とした17道府県別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

調査対象とした道府県	時点	民有林面積		森林経営計画			林班計画			区域計画			属人計画			森林施業計画			森林経営計画と森林施業計画の合計		森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの					
		A	B	C=B/A	a	作成率	b=a/A	c	作成率	d=c/A	e	作成率	f=e/A	D	作成率	E=D/A	F=B+D	作成率	G=F/A							
																				作成面積		作成率	作成面積	作成率	作成面積	作成率
																				1,754,811		71%	989,154	40%	1,452	0%
北海道	平成23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	2,481,482	1,754,811	71%	989,154	40%	1,452	0%	855,098	3%	1,682,619	67%	1,754,811	71%	4ポイント											
青森県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	239,281	40,986	17%	13,325	6%	15,511	6%	12,373	5%	139,837	58%	62,582	26%	-32ポイント											
岩手県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	783,957	169,686	22%	20,302	3%	20,958	3%	128,901	16%	335,598	43%	170,022	22%	-21ポイント											
栃木県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	221,138	78,436	35%	55,100	25%	762	0%	22,574	10%	72,183	33%	79,693	36%	3ポイント											
新潟県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	565,486	60,331	11%	8,017	1%	5,496	1%	46,983	8%	191,745	34%	90,860	16%	-18ポイント											
長野県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	682,002	165,653	24%	101,613	15%	0	0%	68,911	10%	139,049	20%	168,475	25%	4ポイント											
岐阜県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	681,173	103,218	15%	88,920	13%	2,013	0%	12,308	2%	380,873	56%	119,390	18%	-38ポイント											
静岡県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	402,004	45,685	11%	20,750	5%	11,848	3%	13,191	3%	84,259	21%	65,138	16%	-5ポイント											
三重県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	348,982	33,020	9%	12,974	4%	6,982	2%	13,329	4%	114,234	33%	49,296	14%	-19ポイント											
京都府	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	334,285	51,257	15%	38,505	12%	3,345	1%	9,594	3%	166,485	50%	55,366	17%	-33ポイント											
兵庫県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	531,151	91,734	17%	55,791	11%	8,922	2%	21,021	5%	145,823	27%	94,071	18%	-10ポイント											
奈良県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	270,371	22,747	8%	11,864	4%	228	0%	10,656	4%	205,663	76%	23,433	9%	-67ポイント											
岡山県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	445,765	168,376	38%	122,483	27%	2,070	0%	44,764	10%	188,488	42%	169,133	38%	-4ポイント											
広島県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	563,162	56,955	10%	12,140	2%	13,359	2%	31,456	6%	199,243	35%	161,909	29%	-7ポイント											
高知県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	470,594	64,254	14%	48,943	10%	12,716	3%	2,692	1%	164,292	35%	90,198	19%	-16ポイント											
熊本県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	398,908	139,213	35%	79,759	20%	35,429	9%	25,756	6%	180,268	45%	157,322	39%	-6ポイント											
宮崎県	23年度(24年3月末) 27年度(28年3月末)	411,959	187,299	45%	167,555	41%	7,446	2%	16,704	4%	225,017	55%	196,855	48%	-7ポイント											

(注) 1 農林水産省(林野庁)及び調査対象とした17道府県の資料に基づき、当省が作成した。

2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況総括表における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。

3 各欄の作成率は、各道府県の民有林面積に占める、i)各道府県内の市町村長が認定した計画の作成面積、ii)各道府県知事が認定した計画の作成面積、iii)農林水産大臣が認定した計画の作成面積を合計した作成面積の割合を示し、小数点第一位以下を四捨五入している。

4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の作成面積(c欄)、区域計画の作成面積(e欄)及び属人計画の作成面積(f欄)を合計した作成面積は、森林経営計画の作成面積(B欄)と一致しない。

5 平成27年度の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度末までに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。

6 「森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの(G-E)」は、平成23年度末時点の有効であった森林施業計画が27年度末時点の森林経営計画にどの程度取り込まれたのかを把握するため、森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。

7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び各道府県において数値の検証等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

8 表中の網掛けは、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県を示す。

図表 1ー(2)ーア④ 調査対象とした39市町村別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

(単位:ha)

調査対象とした市町村	時点	民有林面積	森林経営計画						区域計画			属人計画			森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの	
			市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率		市町村認定面積			
			B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	G=F/A						
美深町	23年度(24年3月末)	57,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	5,182	9%	5,182	9%	0	0%	950	2%	0	0%	0	0%	4,815	8%	5,182	9%	—	—	1ポイント
むかわ町	平成23年度(24年3月末)	36,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	17,653	49%	16,772	46%	0	0%	5,252	14%	0	0%	0	0%	15,408	42%	17,653	49%	—	—	6ポイント
釧路町	23年度(24年3月末)	12,349	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,796	31%	2,287	19%	212	2%	1,439	12%	0	0%	0	0%	5,439	44%	3,796	31%	—	—	-13ポイント
青森市	23年度(24年3月末)	26,549	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	2,796	11%	1,312	5%	141	1%	1,393	5%	0	0%	0	0%	1,436	5%	3,772	14%	—	—	9ポイント
平内町	23年度(24年3月末)	12,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,365	27%	945	7%	1,494	12%	926	7%	0	0%	0	0%	6,867	54%	3,733	30%	—	—	-25ポイント
五戸町	23年度(24年3月末)	9,290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	487	5%	380	4%	133	1%	0	0%	0	0%	0	0%	2,004	22%	2,491	27%	—	—	-73ポイント
宮古市	23年度(24年3月末)	82,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	342	0%	101	0%	0	0%	242	0%	0	0%	0	0%	10,047	12%	678	1%	—	—	-11ポイント
岩手町	23年度(24年3月末)	21,621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	283	1%	283	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	14,967	69%	283	1%	—	—	-68ポイント
佐野市	23年度(24年3月末)	20,573	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,219	16%	2,144	10%	300	1%	774	4%	0	0%	0	0%	1,421	7%	3,219	16%	—	—	9ポイント
栃木県	23年度(24年3月末)	7,615	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	4,353	57%	4,353	57%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5,016	66%	4,353	57%	—	—	-9ポイント
新潟県	23年度(24年3月末)	51,749	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	1,157	2%	906	2%	251	0%	0	0%	0	0%	0	0%	477	1%	1,634	3%	—	—	-8ポイント
阿賀町	23年度(24年3月末)	57,305	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	11,202	20%	1,124	2%	335	1%	9,766	17%	0	0%	0	0%	28,956	51%	15,967	28%	—	—	-23ポイント
飯田市	23年度(24年3月末)	40,393	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	5,246	13%	5,361	13%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2,928	7%	5,246	13%	—	—	6ポイント
筑北村	23年度(24年3月末)	8,225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	275	3%	275	3%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	275	3%	—	—	3ポイント
郡上市	23年度(24年3月末)	89,711	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	26年度(27年3月末)	19,519	22%	15,585	17%	2,013	2%	1,921	2%	0	0%	0	0%	67,529	75%	19,519	22%	—	—	-54ポイント
岐阜県	23年度(24年3月末)	2,854	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	372	13%	372	13%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	661	23%	372	13%	—	—	-10ポイント

調査対象とした市町村	時点	民有林面積	森林経営計画						森林施業計画			森林経営計画と森林施業計画の合計			森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの	
			市町村計画		区域計画		属人計画		市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率		
			市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率								
			B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	G=F/A		G-E
静岡県	23年度(24年3月末)	103,022	—	—	—	—	—	—	—	14,076	14%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	6%	3,140	3%	1,463	1%	1,591	2%	8,695	8%	14,889	14%	14,889	14%	1ポイント
伊豆市	23年度(24年3月末)	21,975	—	—	—	—	—	—	—	2,346	11%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	9%	1,370	6%	699	3%	0	0%	0	0%	2,070	9%	2,070	9%	-1ポイント
三重県	23年度(24年3月末)	41,300	—	—	—	—	—	—	—	27,441	66%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	14%	1,623	4%	4,611	11%	0	0%	0	0%	5,981	14%	5,981	14%	-52ポイント
紀北町	23年度(24年3月末)	18,052	—	—	—	—	—	—	—	3,801	21%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	9%	1,137	6%	0	0%	560	3%	1,605	9%	3,302	18%	3,302	18%	-3ポイント
京都市	23年度(24年3月末)	59,237	—	—	—	—	—	—	—	42,143	71%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	24%	11,545	19%	2,345	4%	781	1%	567	1%	15,051	25%	15,051	25%	-46ポイント
福知山市	23年度(24年3月末)	41,599	—	—	—	—	—	—	—	14,548	35%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	4%	1,786	4%	0	0%	0	0%	0	0%	1,786	4%	1,786	4%	-31ポイント
南丹市	23年度(24年3月末)	53,749	—	—	—	—	—	—	—	41,046	76%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	33%	17,878	33%	0	0%	0	0%	47	0%	17,925	33%	17,925	33%	-43ポイント
丹波市	23年度(24年3月末)	36,368	—	—	—	—	—	—	—	7,580	21%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	2,597	7%	58	0%	0	0%	612	2%	3,267	9%	3,267	9%	-12ポイント
神河町	23年度(24年3月末)	17,352	—	—	—	—	—	—	—	12,983	75%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	8%	1,434	8%	0	0%	0	0%	0	0%	1,434	8%	1,434	8%	-67ポイント
五條市	23年度(24年3月末)	20,341	—	—	—	—	—	—	—	14,526	71%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	4%	769	4%	0	0%	0	0%	0	0%	769	4%	769	4%	-68ポイント
宇陀市	23年度(24年3月末)	18,289	—	—	—	—	—	—	—	14,579	80%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	2%	0	0%	0	0%	290	2%	0	0%	290	2%	290	2%	-78ポイント
津山市	23年度(24年3月末)	31,509	—	—	—	—	—	—	—	14,503	46%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	20%	2,043	6%	938	3%	3,253	10%	676	2%	6,910	22%	6,910	22%	-24ポイント
真庭市	23年度(24年3月末)	58,668	—	—	—	—	—	—	—	31,483	54%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	72%	36,723	63%	225	0%	6,495	11%	0	0%	42,501	72%	42,501	72%	19ポイント
庄原市	23年度(24年3月末)	97,961	—	—	—	—	—	—	—	61,907	63%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	3,892	4%	2,483	3%	0	0%	38,273	39%	44,649	46%	44,649	46%	-18ポイント
東広島市	23年度(24年3月末)	36,537	—	—	—	—	—	—	—	0	0%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	2%	671	2%	122	0%	0	0%	0	0%	793	2%	793	2%	2ポイント
北広島町	23年度(24年3月末)	52,311	—	—	—	—	—	—	—	47,285	90%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	1,062	2%	2,524	5%	0	0%	0	0%	3,587	7%	3,587	7%	-84ポイント

調査対象とした市町村	時点	民有林面積	森林経営計画						森林経営計画と森林施業計画の合計			森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの	
			市町村認定面積		区域計画		属人計画		森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		
			市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積		市町村認定率
B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	G=F/A	G-E	
高知県	23年度(24年3月末)	15,564	—	—	—	—	—	3,515	23%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	15,564	12%	1,471	9%	344	2%	1,198	8%	3,013	19%	—	-3ポイント
四万十町	23年度(24年3月末)	40,151	—	—	—	—	—	18,173	45%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	40,151	12%	2,636	7%	2,263	6%	1,251	3%	6,151	15%	—	-30ポイント
八代市	23年度(24年3月末)	40,261	—	—	—	—	—	11,405	28%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	40,261	9%	2,218	6%	1,085	3%	9,221	23%	13,015	32%	—	4ポイント
天草市	23年度(24年3月末)	45,522	—	—	—	—	—	16,682	37%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	45,522	19%	4,577	10%	3,879	9%	0	0%	8,456	19%	—	-18ポイント
山都町	23年度(24年3月末)	28,623	—	—	—	—	—	20,182	71%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	28,623	35%	9,987	35%	0	0%	7,874	28%	17,794	62%	—	-8ポイント
延岡市	23年度(24年3月末)	63,908	—	—	—	—	—	25,167	39%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	63,908	29%	18,318	29%	1,149	2%	0	0%	18,566	29%	—	-10ポイント
西都市	23年度(24年3月末)	22,520	—	—	—	—	—	7,559	34%	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	22,520	23%	5,156	23%	0	0%	0	0%	5,156	23%	—	-11ポイント

(注)1 農林水産省(林野庁)並びに調査対象とした17道府県及び39市町村の資料に基づき、本省が作成した。

2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況総括表における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。

3 「市町村認定面積」とは、各市町村長が認定した計画の作成面積をいう。

また、「市町村認定率」とは、各市町村の民有林面積に占める各市町村長が認定した計画の作成面積の割合を示し、「道府県の作成率」とは異なり、道府県知事認定及び農林水産大臣認定による計画の作成面積は含まれていないため、市町村内に都道府県知事又は農林水産大臣が認定した計画がある場合には、当該市町村内における「作成率」より「市町村認定率」は小さくなる場合がある。

4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の市町村認定面積(a欄)、区域計画の市町村認定面積(c欄)及び属人計画の市町村認定面積(e欄)の合計面積は、森林経営計画の市町村認定面積(B欄)と一致しない。

5 平成27年度の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度未だに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。

6 「森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの(G-E)」は、平成23年度末時点で有効であった森林施業計画が27年度末時点の森林経営計画にどの程度取り込まれたかを把握するため、森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。

7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び都道府県において数値の確認等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

8 表中の網掛けは、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村を示す。

9 五戸町の「平成23年度における森林施業計画の市町村認定率」については、同町に確認したところ、次のような事情があるため、留意が必要である。

同町によると、当時の資料では、森林施業計画の市町村認定面積は民有林面積の9,290haを上回る9,961haであり、計算上は、認定率が100%を超えることとなるが、これは異なる計画で重複した森林を認定している可能性があるためであるとしている。同町によると、計画の内訳を示す当時の資料が現存していないため、どの程度の重複があったか詳細は不明であるとしているが、当時、ほとんどの森林で森林施業計画が作成されていたと認識しているとしている。

図表 1-(2)-ア-⑤ 森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った道府県及び市町村における
主な理由

該当する調査対象とした道府県及び市町村	森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った主な理由
北海道 森林経営計画：71%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道内の人工林で植生するトドマツやカラマツ等の木材価格が低いため、森林所有者や林業事業体等においては、森林施業に対する補助事業の交付を受けるために森林施業計画の作成が進み、森林経営計画も同様の傾向が続いているため。 ○ 北海道内においては民有林に占める北海道有林の森林面積の割合が高く、森林経営計画を作成した北海道有林の面積が、森林経営計画を作成した民有林面積の約35%を占めているため。
北海道むかわ町 森林経営計画：49%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有する森林面積が比較的大きい森林所有者が多く、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画においても、森林施業計画を作成していた森林所有者に加え、森林施業計画を作成していなかった森林所有者の中にも、森林経営計画の作成に同意が得られた森林所有者が増えたことによるため。
北海道釧路町 森林経営計画：31%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の森林所有者の中には、当面森林施業の予定がないことを理由として森林経営計画を作成する意欲がない森林所有者もいるが、町を管内とする釧路東森林組合が主体となって、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成にも理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
栃木県 森林経営計画：35%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内には森林施業計画の作成が進んでいた市町村があることに加え、森林経営計画制度の創設後、市町村、森林組合等の林業事業体に対し説明会の開催などを通じて働きかけを行ってきたことが、森林経営計画の作成につながっていたのではないかと考えられるため。
栃木県矢板市 森林経営計画：57%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有面積10ha未満の小規模森林所有者が多いが、以前より森林施業の委託が多い傾向にあったことや森林所有者同士の結びつきが強いことに加え、市を管内とするたかはら森林組合が主体となって森林施業計画の作成が進んでいたため、森林経営計画の作成にも理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
京都府南丹市 経森林営計画：33%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林施業計画の作成が進んでいたことに加え、市を管内とする日吉町森林組合が森林所有者に対し森林経営計画の作成を積極的に働きかけており、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
岡山県 森林経営計画：38%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の市町村の中には、森林組合が主体となって、森林施業計画の作成が進み、森林経営計画においても、森林所有者に対し積極的に作成を働きかけ、高い作成率となっている市町村があり、県全体の作成率を引き上げていると考えられるため。

該当する調査対象とした道府県及び市町村	森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った主な理由
岡山県真庭市 森林経営計画：72%	○ 林業が主要産業であり、森林所有者の森林整備に対する意識が高く、各種制度の理解や協力が得られやすいことに加え、市を管内とする真庭森林組合において、以前から森林所有者情報を独自に把握・管理していたことから、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画においても、作成に同意する森林所有者が増えたことによるため。
熊本県 森林経営計画：35%	○ 県内には、林業が盛んな市町村が多く、森林施業計画の作成が進んでいたことに加え、平成 28 年度までに森林経営計画の作成率を 50%とする目標を設定し、市町村や森林組合等と協力して森林所有者に対し森林経営計画の作成を積極的に働きかけるなどの取組を行ったことが、森林経営計画の作成につながったのではないかと考えられるため。
熊本県山都町 森林経営計画：35%	○ 町を管内とする緑川森林組合が主体となり、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
宮崎県 森林経営計画：45%	○ 県内には林業が盛んな市町村が多く、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした道府県及び市町村のうち、平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値 (30%) を上回った道府県及び市町村の意見を示す。

3 表中の「森林経営計画」は、道府県にあつては平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率、市町村にあつては 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率を示す。

図表 1ー(2)ーアー⑥ 調査対象とした17道府県の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較

(単位:道府県、%)

区分	該当する調査対象とした道府県数		うち平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県数		該当する道府県 (平成23年度末時点における森林施業計画の作成率 →27年度末時点における森林経営計画の作成率 ＜森林経営計画と有効な森林施業計画の作成率の合計＞)
	道府県数	割合	数	割合	
平成27年度末時点における森林経営計画の作成率が、23年度末時点における森林施業計画の作成率を上回った道府県	3	17.6	2	11.8	北海道(67%→71%)、栃木県(33%→35%<36%>) 長野県(20%→24%)
平成27年度末時点における森林経営計画の作成率が、23年度末時点における森林施業計画の作成率を下回った道府県	14	82.4	3	17.6	—
うち0～20ポイント減	5	29.4	3	17.6	静岡県(21%→11%<16%>)、兵庫県(27%→17%>) 岡山県(42%→38%)、熊本県(45%→35%<39%>) 宮崎県(55%→45%<48%>)
うち21～40ポイント減	6	35.3	—	—	岩手県(43%→22%)、新潟県(34%→11%<16%>) 三重県(33%→9%<14%>)、京都府(50%→15%<17%>) 広島県(35%→10%<29%>)、高知県(35%→14%<19%>)
うち41ポイント以上減	3	17.6	—	—	青森県(58%→17%<26%>)、岐阜県(56%→15%<18%>) 奈良県(76%→8%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」欄は、調査対象とした17道府県に占める割合を示す。

3 「該当する道府県」欄の下線は、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県を示す。

4 「該当する道府県」欄の＜森林経営計画と有効な森林施業計画の作成率の合計＞については、平成27年度末において有効な計画として取り扱われる森林施業計画がある場合に、27年度末における森林経営計画の作成率に、森林施業計画の作成率を加えた作成率を記載している。

図表 1ー(2)ーア① 調査対象とした39市町村の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較

区分	該当する調査対象とした市町村数	うち平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村数		該当する市町村における森林施業計画の市町村認定率(%)
		割合	割合	
平成27年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を上回った市町村	8	20.5	5.1	北海道美深町(42%→49%)、北海道美深町(8%→9%)、青森県青森市(5%→11%<14%>) 栃木県佐野市(7%→16%)、長野県飯田市(7%→13%)、長野県筑北村(0%→3%) 岡山県真庭市(54%→72%)、広島県東広島市(0%→2%)
平成27年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を下回った市町村	31	79.5	10.3	—
うち0～20ポイント減	14	35.9	5.1	北海道釧路町(44%→31%)、岩手県宮古市(12%→0%<1%>)、栃木県矢板市(66%→57%) 新潟県魚沼市(11%→2%<3%>)、岐阜県川辺町(23%→13%)、静岡県伊豆市(11%→9%) 静岡県静岡市(14%→6%<14%>)、三重県紀北町(21%→9%<18%>) 兵庫県丹波市(21%→7%<9%>)、高知県土佐町(23%→12%<19%>)、 熊本県八代市(28%→9%<32%>)、熊本県天草市(37%→19%)、宮崎県延岡市(39%→29%) 宮崎県都城市(34%→23%)
うち21～40ポイント減	6	15.4	2.6	青森県平内町(54%→27%<30%>)、新潟県阿賀町(51%→20%<28%>) 京都府福知山市(35%→4%)、岡山県津山市(46%→20%<22%>) 高知県四万十町(45%→12%<15%>)、熊本県山都町(71%→35%<62%>)
うち41～60ポイント減	5	12.8	2.6	岐阜県郡上市(75%→22%)、三重県松阪市(66%→14%)、京都府京都市(71%→24%<25%>) 京都府南丹市(76%→33%<33%>)、広島県庄原市(63%→7%<46%>)、
うち61～80ポイント減	4	10.3	—	岩手県岩手町(69%→1%)、兵庫県神河町(75%→8%)、奈良県宇陀市(80%→2%) 奈良県五條市(71%→4%)
うち81ポイント以上減	2	5.1	—	青森県五戸町(100%→5%<27%>)、広島県北広島町(90%→7%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「割合」欄は、調査対象とした39市町村に占める割合を示す。

3 「該当する市町村」欄の下線は、森林経営計画の市町村認定率のみで、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村を示す。

4 「該当する市町村」欄の<森林経営計画と有効な森林施業計画>として取り扱われる森林施業計画がある場合に、27年度末における森林経営計画の市町村認定率に、森林施業計画の市町村認定率を加えた市町村認定率を記載している。

図表 1-(2)-ア-⑧ 調査対象とした道府県及び市町村における森林経営計画の作成が進展しないことに対する主な意見

- 森林経営計画に基づき伐採を行ったとしても、木材価格が低迷し、現行の木材価格では利益を出すことが難しいため、森林所有者における森林の経営意欲が低下し、森林経営計画を作成する意欲のある森林所有者が限られており、また、林業事業体が森林経営計画を作成する際にも、森林の経営意欲が低下している森林所有者から森林の経営の委託について同意が得られない場合がある。

また、これまでも制度や交付対象となる補助事業の要件等が変更されており、森林所有者、林業事業体等の中には、今後も変更されるのではないかと懸念があることや補助事業の見通しが見つからないことから、森林経営計画の作成をちゅうちょする者がいる。
- 森林経営計画の対象とすることを検討している森林において、森林所有者が不明又は境界が未確定の森林に限らず、行政機関が森林所有者を把握できていない森林や、森林所有者等を特定することができた森林であったとしても面積が小規模な森林や不在村者が所有する森林、共有者が多数いる森林の場合、森林の経営の委託について同意を得るために個々の森林所有者の居住地等に赴く必要があるなど森林所有者の同意を得るまでの負担が大きく、森林経営計画作成を断念する者がいる。
- 例えば、次のとおり、森林施業計画と森林経営計画では対象森林等に関する要件が異なるため、過去に森林施業計画を作成していた森林であっても、必ずしも森林経営計画を作成できていないわけではない。
 - i) 対象森林について、森林施業計画においては、近接した 30ha 以上のまとまりをもった森林面積を確保すれば要件を満たしたのに対し、森林経営計画（林班計画又は区域計画）においては、一定の範囲内で確保しなければならない森林の面積が定められたため、森林施業計画を作成していた森林のみでは、要件を満たさない場合がある。
 - ii) 作成主体が森林所有者と森林の経営の委託を受けた者に限定されたため、森林経営に係る委託契約を締結する負担が大きいと感じ、森林経営計画の作成を断念する場合がある。
 - iii) 森林施業の実施基準がより厳格になり、従来以上の森林施業が必要となったため、作成主体となる森林組合等の林業事業体の現行の限られた人員体制では、既に作成した森林経営計画に基づく森林施業を実施するだけでなく、森林経営計画に関する業務以外の対応も必要となる中で、それだけの森林施業を実施する余裕がない。

また、計画期間内に間伐の実施が義務付けられている森林面積を達成できないなど計画どおりに森林施業を実施することができない場合に、森林経営計画の対象森林であったことにより交付を受けた補助金を返還しなければならない可能性があることを懸念する者がいる。
 - iv) 認定要件が複雑のため、専門的な知識が必要となることに加え、作成する負担が大きいため、森林所有者に限らず、森林組合等の林業事業体の中にも、対応できない場合があり、既に森林経営計画を作成している場合であっても、新たな森林経営計画を作成する余裕があるわけではない。
- 戦前又は戦後の荒廃した森林の復旧を図ることを目的として、植林された森林の中には、急峻又は複雑な地形等にあり、現在では路網等の整備や森林施業の実施が困難な森林が含まれているおり、そのような森林に森林経営計画を作成する意欲がある森林所有者等がない。
- 森林経営計画を作成していない公有林があったとしても、市町村においては、担当職員が他の業務を兼務しているなど業務体制が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、必ずしも作成できるわけではない。

(注) 当省の調査結果による。

図表1-2(2)イ① 森林経営計画の認定要件の一覧

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
1	森林経営計画の認定請求手続き		法11①		
1-1	請求書類 (1) 必要な書類 (2) 提出期日(市町村20日前、知事30日前、大臣60日前) (3) 提出部数(市町村1通、知事・大臣2通)	認定請求書、森林経営計画書がそろっているか、 認定請求書の様式、記載内容に不備はないか	則34①、則106 告示※1		
1-2	添付書類 (1) 次の事項を表示した図面 ① 森林の所在並びに作業路網その他の施設の整備状況、及び整備の予定 ② 主伐及び間伐の区域とその区域内の作業システム (2) 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面 (3) 作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面	位置図 位置図 経営の委託を契約する書面(森林経営委託契約書又は森林経営委託契約締結済報告書(認定に際して契約書を添付する場合)) 作業路網その他の施設の設置についての同意書、及び利用及び維持管理について定めた協定書 (経営委託契約書で明らかな場合は、不要)	則37①一 則37①一イ・ロ 要領 19(3) 則37①一ハ、 要領 19(3) 則37①二、 要領 12(1)オ 留意事項1(1)ウ 則37①三、 要領 12(1)カ		
1-3	森林経営計画書の記載事項 (1) 長期の方針 ① 公益的機能別施策森林の内外ごとの40年以上にわたる、森林の経営に関する基本方針及び5年ごとの伐採立木材積・造林面積 ② 経営計画の継続性の有無 ③ 森林の経営の共同化及び周辺の森林所有者又は共同作成者の申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針 ④ 風人計画においては、森林所有者又は森林の経営の委託者からの申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針 ⑤ 5年ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針 ⑥ 森林の経営に関する基本方針について、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載(特に、生物多様性の保全について要記載) ① 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組 (自然公園等の保護面積及び対象森林に占める割合を記載。保護地域内の森林がない場合は、天然林の保全方法など生物多様性の保全のため森林の施業及び保護の方針について記載) (2) 計画対象森林の所在場所別の面積、入天の別、樹種(林相)、林齢、立木材積 ① 対象森林の所在場所別の面積、伐採方法(間伐以外) ② 伐採時期、伐採面積、造林面積、造林樹種、造林方法 ③ 造林時期、造林面積、造林樹種、造林方法 ④ 間伐時期(5カ年でのよい)、間伐面積、間伐立木材積、間伐方法	記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか 記載内容に不備はないか	法11②一 則35一 要領 12(1)ウ 要領 12(1)ウ 則35二 要領 12(1)ウ 則35三 要領 12(1)ウ 法11③、則35四 要領付録1(1)ア		
			法11②二 法11②二 法11②三 法11②四 法11②五		

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	記載内容に不備はないか	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(3) 保育の計画 下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類別の面積	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②六 要領様式2(1)		
	(4) 森林の保護に関する事項 保護のための伐採の時期・方法、病虫害駆除・予防の方法、火災予防のための巡視、境界管理、自給的なアセスメント、長期のモニタリング調査、森林認証の取得状況、火入れの実施等	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②七 要領様式2(1)、3		
	(5) 計画的伐採対象森林のうち人工林の立木の樹高 ※計画的伐採対象森林は、森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林 イ 葉伐林、ロ 竹林、ハ 小規模森林(隣接森林と合わせて0.3ha以下)、ニ 計画的な森林施業を行うこととされていない森林	記載内容に不備はないか 計画的伐採対象森林は適当か	森林経営計画書	法11②八、則36一 則36一イ～ニ 要領12(1)エ		
	(6) 共同して行う森林施業の種類及びその実施の方法その他森林の施業及び保護の共同化に関する事項	記載内容に不備はないか	森林経営計画書(共同作成の場合のみ)	法11②八、則36二		
	(7) 作業路網その他の施設の整備に関する事項 森林作業道の施設の設置 ・設置方法及び利用に関する事項 ・施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置 ・森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況 ① 一体整備区域内の他の認定請求者等と連携して、森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載 ・森林作業道の起点、終点、路線名及び延長(概数)(図示)	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②八、則36三 要領様式4(3)ア		
	(8) 間伐(過去10年)及び主伐(過去5年)の施業履歴	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	要領様式4(3)イ		
	(9) 特定森林経営計画の面積 面積要件(一体整備相当森林)	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②八、則36四 要領様式2(1)		
2	(1) 林班計画においては、計画対象森林の面積が林班又は隣接する複数林班(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適当な森林であるとして、市町村長が指定した森林を除く)の面積の1/2以上であること。 ① 湿地、その他立木の更新が著しく困難であると認められること ② 経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなるこ ③ 計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適当と認められること。 (2) 林班計画について、天然林も含め当該森林経営計画の対象とする林班又は隣接する複数林班において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を委託した森林すべてを計画対象森林とすること。	記載内容に不備はないか ①～③を除いた計画対象森林面積が林班又は隣接する複数林班の面積の1/2以上であるか	森林経営計画書、森林簿、位置図、経営の委託に関する意向確認の結果表 (林班計画の場合のみ)	法11① 令3 則33一イ 要領12(1)イ 告示※2		
	(2) 林班計画において、天然林も含め当該森林経営計画の対象とする林班又は隣接する複数林班において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を委託した森林すべてを計画対象森林とすること。	記載内容に不備はないか	森林経営計画書、添付書類、森林簿 (林班計画の場合のみ)	要領12(1)イ		

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
3	認定基準				
3-1	長期の方針		法11⑤		
3-2	公益的機能別 施業森林区域以外の森林について、森林施業の合理化に関する基準		法11⑤ニイ、則38		
	(1) 主伐終了日の翌々年度までに所定の本数を植栽(適確な更新が困難な森林)	基準に適合しているか	則38一、付録1		
	(2) 主伐終了日の翌々年度から5年経過した時点で、更新の本数が所定の立木の本数を下回る場合は、その後2年以内に所定の本数を超えるよう造林することとされていること。	基準に適合しているか	則38二		
	(3) 間伐を計画している森林が、計画的間伐対象森林内の森林であり、かつ材積間伐率が35%以下であること。	計画的間伐対象森林の内外的別が正しいか 基準に適合しているか	則38三		
	(4) 計画的間伐対象森林内のうち、要間伐森林が、通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること。	基準に適合しているか	則38五		
	(5) 計画対象森林につき、標準伐期齢未満で、主伐の計画がないこと(森林保健施設、作業路網、保安施設、地すべり防止施設等の設置が計画されている森林を除く)	基準に適合しているか	則38六		
	(6) 計画対象森林につき、皆伐について1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であること。	基準に適合しているか	則38七		
	(7) 市町村森林整備計画で定められているぼう芽更新可能な樹種が生育している森林以外の天然林である場合、主伐として伐採する立木の伐採率が70%以下であること。	基準に適合しているか	則38八		
3-3	公益的機能別 施業森林区域内の森林について、公益的機能別森林施業の実施に関する基準		法11⑤ニロ		
	(1) 主伐終了日の翌々年度までに所定の本数を植栽(適確な更新が困難な森林)	基準に適合しているか	則38一、付録1		
	(2) 主伐終了日の翌々年度から5年経過した時点で、更新の本数が所定の立木の本数を下回る場合は、その後2年以内に所定の本数を超えるよう造林することとされていること。	基準に適合しているか	則38二		
	(適確な更新が困難な森林以外の森林)				

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(3) 計画的間伐対象森林内の森林の材積間伐率が35%以下であること。 (4) 計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林が通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること。 (5) 計画対象森林につき、皆伐について1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であること。 (6) 市町村森林整備計画で定められているぼう芽更新可能な樹種が生育している森林以外の天然林である場合、主伐として伐採する立木の伐採率が70%以下であること。	森林経営計画書 森林経営計画書 森林経営計画書 森林経営計画書	則38三 則38五 則38七 則38八		
3-3-1	水源涵養機能維持増進森林についての基準 (1) 当該森林につき、「標準伐期齢に10年を加えた林齢」未満での主伐の計画がないこと。	森林経営計画書	則39①		
3-3-2	水源涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林についての基準 (1) 複層林施業森林のうち単層林であるものについて、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積が、Ry0.85を超える場合、0.75以下となるように間伐を実施すること。 (2)-1 標準伐期齢未満で、主伐の計画がないこと(特定広葉樹育成施業森林及び森林保健施設、作業路網等の設置が計画されている森林を除く)。 (2)-2 標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林(長伐期森林)の場合、市町村森林整備計画で定められる林齢未満で、主伐の計画がないこと(特定広葉樹育成施業森林及び森林保健施設、作業路網等の設置が計画されている森林を除く)。 (3) 択伐複層林施業森林につき、伐採方法が択伐かつ択伐率が30%以下(細致によりなれば適格な更新が困難な森林の場合については、40%以下)であること。 (4) 択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(ただし、人工林又は市町村森林整備計画で定められたぼう芽更新可能な樹種が生育している森林に限る)につき、立木の伐採率が70%以下であること。 (5)-1 複層林施業森林について、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から、当該森林の上層木と同一樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層林の立木の材積の2分の1に相当する材積を減じて得た材積以下であること。 (5)-2 択伐複層林施業森林について、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から、当該森林の上層木と同一樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層林の立木の材積の10分の7に相当する材積を減じて得た材積以下であること。 (6) 特定広葉樹施業森林における特定広葉樹の伐採については、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされている森林ごとに、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている特定広葉樹の立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の特定広葉樹の立木の材積から、当該森林の特定広葉樹と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層林の立木の材積に相当する材積を減じて得た材積以下であること。	森林経営計画書(複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(長伐期施業森林以外の場合のみ) 森林経営計画書(長伐期施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(複層林施業森林以外の複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(複層林施業森林以外の複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(特定広葉樹施業森林の場合のみ)	則39②一 則39②二 則39②二 則39②三 則39②四 則39②五		

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(7) 特定広葉樹施業森林における特定広葉樹以外の樹種(一般樹種)の伐採に ついては、所定の材積以上(一般樹種の伐採に制限を加える必要のある森 林は、所定の下限以上、上限以下)であること。 (8) 複層林施業森林のうち人工植栽に係るものについて、上層木の林齢が標準 伐期齢以上でありかつ、その材積がRy0.75を超える場合、Ry0.65となる材積 ×1.1以下となるよう伐採すること。 計画総量(間伐材積、伐採材積)に関する基準	森林経営計画書(特定広葉樹施業森林の場合の み) 森林経営計画書(複層林施業森林の場合のみ)	則39②七、付録5 則39②八		
3-4	(1) 計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び要整備森林以外の森林におけ る間伐材積が、所定の面積を超えること。 (2) 計画的伐採対象森林につき、計画期間内に主伐する立木材積が所定の材積 以下。 市町村森林整備計画の内容に照らして適当	森林経営計画書 森林経営計画書 調整材積があるか、 調整材積の確認に必要な書類	則38四、付録2 則38九、付録3、4 要領 I 2(2)ア (カ) 法11⑤三 要領 I 2(2)イ① 要領 I 2(2)イ② 要領 I 2(2)イ③ 要領 I 2(2)イ④ 要領 I 2(2)イ⑤ 要領 I 2(2)イ⑥		
3-5	(1) 伐採(主伐)、造林、間伐・保育の標準的な方法に適合していること。 (2) 公益的機能別施業森林における施業の方法に適合していること。 (3) 森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること。 (4) 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項に従っ ていること。 (5) 保健機能別施業森林における施業の方法に適合していること (6) 区域計画において、計画対象森林の全てが、1つの一体整備相当区域内に 所在していること	森林経営計画書 森林経営計画書(共同計画の場合のみ) 森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(保健機能増進計画を含む計画 の場合のみ) 森林経営計画書、市町村森林整備計画書(区域 計画の場合のみ) 森林経営計画書、位置図 森林経営計画書(火入れに関する事項が記載さ れている場合のみ) 森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(要整備森林が含まれる場合の み)	法11⑤四 要領 I 2(2)ウ 法11⑤五 法21(2)①③ 法11⑤六、則40 法11⑤七 要領 I 2(2)エ		
3-6	作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当 該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認め られること。 火入れをする目的が、造林のための地ごしらえ又は害虫駆除であること。	森林経営計画書、位置図	法11⑤四 要領 I 2(2)ウ		
3-7	火入れをする目的が、造林のための地ごしらえ又は害虫駆除であること。	森林経営計画書(火入れに関する事項が記載さ れている場合のみ)	法11⑤五 法21(2)①③		
3-8	当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者の申出に応じて当 該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれる ことその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるも のとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 地域森林計画に定められた特定保安林の整備に関する事項に適合しているか	森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(要整備森林が含まれる場合の み)	法11⑤六、則40 法11⑤七 要領 I 2(2)エ		
3-9	地域森林計画に定められた特定保安林の整備に関する事項に適合しているか	森林経営計画書(要整備森林が含まれる場合の み)	法11⑤七 要領 I 2(2)エ		

参照法令等
法:森林法、令:森林法施行令、則:森林法施行規則、告示※1:森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件、告示※2:森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	備考(参照条文等)	チェック欄
4	火入れに関する事項についての森林管理署長への協議(市町村の事務) 市町村の長は、森林経営計画を認定しようとする場合、当該計画に火入れに関する 事項が記載されたかつ、当該火入れをする森林の周囲1kmの範囲に国有林野がある 場合、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得 なければならない。	森林管理署長に協議を行う当該森林経営計画 に火入れに関する事項が記載されている場合の み)	法11⑥、則41	

- (注) 1 農林水産省(林野庁)が各都道府県に示した資料による。
2 表中の「要領」とは「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付
け25林整計第875号)、「留意事項」とは「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森
林整備部計画課長通知。最終改正:平成26年3月25日付け25林整計第885号)をそれぞれいう。

図表 1- (2) -イ-② 森林経営計画における森林施業の実施に係る認定要件の概要

森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

公益的機能別施業森林区域外 (森林施業の合理化に 関する基準)		公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)		
		水源涵養機能維持増進森林 (伐期の延長を推進すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林	保健文化機能維持増進森林 に限る。
		長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林
		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽		
適正な植栽				
適正な間伐	※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐	【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐	
適正な林齢での主伐		標準伐期齢以上	標準伐期齢以上	
適正な伐採の方法		伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと 【皆伐を行う場合】 伐採率70%以下の伐採	伐採率70%以下の伐採	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を 人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐
適正な伐採立木材積		伐採材積が年間成長量(カメラリタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること
		伐採材積が年間成長量(カメラリタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超え立木材積で補正した材積以上

計画対象森林
に係る規律

計画的伐採対象森林
に係る規律

(注) 農林水産省(林野庁)の資料による。

図表 1-(2)-イ-③ 森林経営計画の認定請求を受けた場合の対応を定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

1 森林経営計画

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあつては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第 11 条第 5 項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

(以下略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「認定権者」とは森林経営計画の認定を行う市町村長、都道府県知事及び農林水産大臣をそれぞれいう。

図表1-(2)-⑤ 調査対象186計画の概要

計画 番号	道府県名	市町村名	該当事例 のあった 市町村	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの					制度の誤解により伐採等の事後 届が未提出となっていたもの	伐採等において、伐採等が行われた森林の所在地を特定できなかった例	伐採等の事後届の提出が、伐採等の事後届の提出を要しないもの	伐採等の事後届の内容が、森林経営計画と一致しないもの	伐採等の事後届の内容が、森林経営計画と一致しないもの		
				森林経営計画の認定資格を有していない者からの請求であった例	記載が義務付けられている事項が記載されていない例	記載が義務付けられている事項が記載されていない例	間伐が実施される場合の伐採量の上限を超過していた例	伐採の時期に達しない主伐が計画されていた例						間伐の下限面積が満たされていない例	
1	北海道	美深町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	青森県	青森市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	青森県	平内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

計画番号	道府県名	市町村名	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの		制度の誤解により伐採等の事後措置が未提出となっていたもの		伐採等の事後措置において、伐採等が行われた森林の所在場所以外を特定できなかった例		伐採等の事後措置のあった市町村		伐採等の事後措置のあった計画		間伐を実施する場合同様の間伐を超過していた例		間伐が計画された内容となっていた例		間伐が計画された内容となっていた例					
			森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	制度の誤解により伐採等の事後措置が未提出となっていたもの	伐採等の事後措置において、伐採等が行われた森林の所在場所以外を特定できなかった例	伐採等の事後措置のあった市町村	伐採等の事後措置のあった計画	間伐を実施する場合同様の間伐を超過していた例	間伐が計画された内容となっていた例	間伐が計画された内容となっていた例	間伐を実施する場合同様の間伐を超過していた例	間伐が計画された内容となっていた例	間伐が計画された内容となっていた例									
79	静岡県	静岡市	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	制度の誤解により伐採等の事後措置が未提出となっていたもの	伐採等の事後措置において、伐採等が行われた森林の所在場所以外を特定できなかった例	伐採等の事後措置のあった市町村	伐採等の事後措置のあった計画	間伐を実施する場合同様の間伐を超過していた例	間伐が計画された内容となっていた例	間伐が計画された内容となっていた例												
80																						
81																						
82																						
83																						
84																						
85																						
86																						
87				伊豆市																		
88																						
89																						
90																						
91																						
92																						
93																						
94																						
95																						
96																						
97																						
98																						
99																						
100	三重県	松阪市																				
101																						
102																						
103																						
104																						
105				紀北町																		
106																						
107	京都府	京都市																				
108																						
109				福知山市																		
110		南丹市																				
111	兵庫県	丹波市																				
112																						
113																						
114																						
115																						
116				神河町																		
117																						
118																						
119																						
120																						

計画 番号	道府県名	市町村名	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの		制度の誤解により伐採等の事後 届が未提出となっていたもの		伐採等の事後 届出にない 伐採等が行われた 場所を特定でき なかった例		伐採等の事後届の内容が森林経営計画とありの森林施業となっていないかかったもの	
			森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届が未提出となっていたもの	伐採等の事後届出にない伐採等が行われた場所を特定できなかった例	伐採等の事後届の内容が森林経営計画とありの森林施業となっていないかかったもの	伐採等の事後届が未提出となっていたもの	伐採等の事後届出にない伐採等が行われた場所を特定できなかった例	伐採等の事後届の内容が森林経営計画とありの森林施業となっていないかかったもの	
121	奈良県	五條市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
122			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
123			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
124			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
125			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
126	岡山県	宇陀市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
127			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
128			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
129			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
130			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
131	岡山県	津山市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
132			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
133			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
134			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
135			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
136	広島県	真庭市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
137			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
138			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
139			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
140			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
141	広島県	東広島市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
142			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
143			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
144			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
145			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
146	広島県	北広島町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
147			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
148			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
149			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
150			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
151	高知県	土佐町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
152			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
153			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
154			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
155			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
156	高知県	四万十町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
157			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
158			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
159			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
160			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
161	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

図表 1ー(2)ーイ④ーi 森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例

【経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

2 森林経営計画の認定

(1) 認定請求の資格等

ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第11条第1項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかなる場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

(中略)

(ア)～(エ) (略)

(オ) 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき一定期間(森林経営計画の計画期間を包含する5年以上)にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(カ) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容			森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等
		認定年度	森林所有者から森林の経営の委託を受けた期間	森林経営計画の計画期間	
1	青森市 (青森県)	26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.7.15 ～ 31.7.14	青森市では、認定を請求する資格を有しないにもかかわらず、認定審査時にどのような経緯があり、認定したか不明であるとしている。
2	平内町 (青森県)	26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.8.1 ～ 31.7.31	平内町では、担当職員が一人のため、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないとしている。
3		26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.8.1 ～ 31.7.31	
4	五戸町 (青森県)	25	H25.8.9 ～ 30.3.31	H25.10.1 ～ 30.9.30	五戸町では、確認漏れであった可能性が高いが、認定審査時の経緯は不明であるとしている。
5		26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.9.1 ～ 31.8.31	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄については、調査対象とした森林経営計画から抜粋したものである。

3 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-1-4-ii 記載が義務付けられている「森林の保護に関する事項」及び「森林の経営に関する長期の方針」が未記載となっていた例

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

付録1 森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式(本文)

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林の保護
(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(2) (略)

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営
(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。
なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)
※ 保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組(任意)

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護
(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

(2)~(4) (略)

(注)下線は、当省が付した。

(単位:市町村、計画、%)

区分	該当する森林経営計画				該当する例がみられた市町村
	市町村数		計画数		
		割合		割合	
「森林の保護に関する事項」が未記載であった森林経営計画	7	17.9	11	5.9	① 鉦路町 ② 岩手町 ③ 飯田市 ④ 丹波市 ⑤ 東広島市 ⑥ 津山市 ⑦ 延岡市
「森林の経営に関する基本方針」が未記載であった森林経営計画	4	10.3	5	2.7	① 鉦路町 ② 筑北村 ③ 丹波市 ④ 延岡市
	3	7.7	4	2.2	① 鉦路町 ② 筑北村 ③ 延岡市
各事項のうち、いずれか1つの事項が未記載であった森林経営計画	8	20.5	14	7.5	
各事項のうち、いずれか2つの事項が未記載であった森林経営計画	2	5.1	2	1.1	
各事項のうち、3つの事項全てが未記載であった森林経営計画	1	2.6	2	1.1	

(注)1 当省の調査結果による。
2 「割合」欄は、調査対象39市町村又は186計画の数に占める割合を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表1ー(2)ーイー④ーiii 樹木が生立しない未立木地などについて、間伐が計画されていた例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）（抜粋）
（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）
第38条 法第11条第5項第二号イ（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。
一、二（略）
- 三、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。
- イ 人工植栽に係る森林であること。
- ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。
- ハ その面積が著しく小さい森林であって、当該森林の間伐を当該森林経営計画の期間の経過後に併せて実施することが効率的であるもの以外の森林であること。
- ニ 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第53条において同じ。）が10分の8以上である森林であって、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期）に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であることと見込まれる森林であること。
- 四、当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第39条の4第1項第一号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第2の算式により算出される面積を超えること。

（森林法施行規則 付録第2）

$$\left(\frac{F_1}{T_1} + \frac{F_2}{T_2} \right) \times 5$$

	標準伐期未経過	標準伐期超過以上
市町村森林整備計画において定める平均的間伐の実施時期の間隔	(例えば) 10年に1回	(例えば) 15年に1回
計画期間(5年)間に必要な間伐面積の割合	5年間 × $\frac{1}{10}$ (間隔)	5年間 × $\frac{1}{15}$ (間隔)
間伐面積の下限	計画期間伐対象森林のうち標準伐期未経過の森林面積 × $\frac{1}{2}$	計画期間伐対象森林のうち標準伐期超過以上の森林面積 × $\frac{1}{3}$

※一定期間内に間伐が実施された施業履歴のある森林の面積を除く。

【参考】 「間伐の下限面積の基準の考え方（農林水産省（林野庁）作成）」

F1は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、法第39条の4第1項第一号に規定する要整備森林（以下この付録において「要整備森林」という。））、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積
 T1は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

F2は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び当該森林経営計画の始期前10年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積
 T2は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

- 森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号）（抜粋）
- 2 森林経営計画の認定
 - (2) 認定基準等
 - ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。
 - (7) (中略)
 - 同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。
 - (4) 規則第38条第3号ハ（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が0.3ヘクタール以下の森林とする。

(9) (中略)

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複製の間隔が定められている場合)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施しない場合など、T1及びT2が定められない場合など、T1及びT2については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正:平成26年3月25日付け25林整計第885号)(抜粋)

1 森林経営計画の認定等について

(7) 森林経営計画の認定基準等(施業の実施基準等)

ウ 計画的間伐対象森林の基準

(7) 長官通知Iの2の(2)ア(7)の「計画期間内に樹冠疎密度が10分以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が10分の8に満たない森林を含めることができるものとする。この場合、規則付録第2の算式のF1及びF2に含めるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

i) 樹木が生立しない未立木地に、計画的間伐対象森林とされ、間伐が計画されていた例(1市町村1計画)

事例 番号	市町村名	森林経営計画の内容										森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等		
		認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採 対象 森林	計画的 間伐 対象 森林	面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				
										伐採方 法	伐採予 定時期		伐採 面積 (ha)	伐採 立木 材積 (m ³)
1	平内町 (青森県)	26	未立 木地	-	内	内	1.16	-	-	1.16	-	-	-	平内町では、担当職員が一人で、①森林・林業に関する専門的知識があるわけではないこと、②森林経営計画の認定要件は数が多い、また、複雑なものが多く、理解できていないことから、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができている。

ii) 計画的間伐対象森林に区分しなされない森林を当該森林に区分せず、間伐が計画されていた例(14市町村31計画)

事例 番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林ではない森林で、間伐を計画している森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解						
		認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採 対象 森林	計画的 間伐 対象 森林	面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画期間内」に間伐を実施する森林面積J(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積K(ha)		「計画期間内」に間伐を実施する森林面積L(ha)	適合 判定				
										伐採方 法	伐採予 定時期	伐採 面積 (ha)	伐採 立木 材積 (m ³)						(参 考) 伐採 立木 材積 率 (%)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積A	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積B	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積C
1	むかわ町 (北海道)	24	トマ ツ(人)	44	内	外	0.92	112	H15 (間伐 0.92ha)	除く	H25	0.92	32	29%	除く	3.85	151.90	37.32	-	-	○	森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等
2	むかわ町 (北海道)	24	カラマ ツ(人)	32	内	外	0.56	141	H19 (間伐 0.56ha)	除く	H25	0.56	28	20%	除く	16.49	48.03	73.05	-	-	○	むかわ町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、北海道が導入した「森林経営計画認定プログラム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画の間伐対象森林でなくとも、継ぎ計画の作成者が現地での状況等に応じて間伐が可能と判断する必要があると考えられるため、間伐を計画することは問題ないと認識していたとしても、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いたのは、「森林経営計画認定プログラム」により、自動的に算出されたものであるとしている。
3		24	カラマ ツ(人)	51	内	外	14.92	2,522	-	除く	H25	14.92	631	25%	除く	12.25	26.16	133.57	-	-	○	

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画期間内に間伐を実施する面積」を含まない面積を算出する設定をいたした道府県における見解						
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的伐採対象森林	面積 (ha)	立木材積 (m ³)	施業履歴	伐採方法	伐採予定時期	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	(参考)伐採立木材積率 (%)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)		A	B	C	D=B-C	E=D-A	適合判定
4		24	ドドマツ(人)	47	内	外	8.25	1,064	H3(間伐)	間伐	H25	8.25	247	23%	140.93	161.06	56.42	-	-	-	○	美深町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、北海道が導入した「森林経営計画認定プログラム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、森林経営計画の作成者が、現地の状況等に於いて間伐の実施が可能と判断する場合や、隣接する森林の間伐に伴って、間伐を実施する必要があると考えられるため、間伐を計画することは問題ないと認識している。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画認定プログラム」により、自動的に算出されたものであるとしている。
5	美深町(北海道)	24	アカエゾマツ(人)	36	内	外	6.08	394	-	間伐	H27	6.08	79	20%	138.15	155.35	83.53	-	-	-	○	
6		24	ドドマツ(人)	49	内	外	3.56	497	H3(間伐)	間伐	H27	3.56	100	20%	83.96	100.22	39.60	-	-	-	○	
7		24	ドドマツ(人)	42	内	外	1.00	65	H2(間伐)	間伐	H26	1.00	13	20%	45.60	51.92	15.04	-	-	-	○	
8		24	スギ(人)	12	内	外	1.27	73	-	間伐	H27	1.27	73	100%	39.81	57.85	6.80	51.05	11.24	○	左野市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により、「森林経営計画支援プログラム」において、計画的間伐対象森林とすることを「計画期間内に間伐を実施する森林としない」と判断した「15林齢以下及び91林齢以上の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、間伐を計画することは問題ないと認識していたとしている。 当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画支援プログラム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していません。	
9	佐野市(栃木県)	24	ヒキ(人)	91	内	外	1.91	693	-	間伐	H24	1.91	693	100%	18.29	62.09	12.00	50.09	31.80	○		
10		24	アカマツ(人)	46	内	外	0.79	205	-	間伐	H27	0.79	49	24%	0.51	20.36	8.74	11.62	11.11	○	長野県では、アカマツについて、樹種の特長から、高密度に育つ森林として捉えており、「森林経営計画作成ツール」においては、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」を算出する際にはアカマツでも、現に樹冠密度が10分の8以上である場合など、間伐計画を作成する事例があり、こうした場合は、計画的間伐対象森林に含めることが可能であることから、「森林経営計画作成ツール」の改修により、アカマツの間伐を計画する森林を含めて、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」を算出するよう検討している。」としている。	
11	飯田市(長野県)	24	アカマツ(人)	47	内	外	7.81	1,616	-	間伐	H26	7.81	485	30%	12.73	71.07	12.89	58.18	45.45	○		
12		24	アカマツ(人)	55	内	外	1.44	324	-	間伐	H28	1.44	97	30%	13.32	39.33	4.50	34.83	21.51	○		
13		24	アカマツ(人)	52	内	外	4.31	944	-	間伐	H25	4.31	283	30%	9.17	47.89	22.76	25.13	15.96	○		

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況					適合判定			
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内にはない森林で、間伐が計画されている森林」の合計面積(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)		「計画期間内」に間伐を実施する森林面積との比較 E=D-A		
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)						(参考)伐採立木材積率(%)	A
14	丹波市(兵庫県)	24	スギ(人)	70	内	外	1.75	861	-	間伐	H25	1.75	258	30%	27.47	81.10	3.49	77.61	50.14	○
15	神河町(兵庫県)	24	スギ(人)	50	内	外	16.56	6,508	H18(間伐16.56ha)	間伐	H26	16.56	1,302	20%	5.83	21.30	21.30	0.00	-5.83	×
16		24	スギ(人)	56	内	外	9.81	4,199	H18(間伐9.81ha)	間伐	H25	9.81	879	21%	4.82	13.39	13.39	0.00	-4.82	×
17	神河町(兵庫県)	24	スギ(人)	45	内	外	7.38	2,649	H20(間伐7.38ha)	間伐	H29	7.38	529	20%	15.50	78.01	58.76	19.25	3.75	○
18		25	スギ(人)	45	内	外	11.34	6,702	H17(間伐11.34ha)	間伐	H25	9.78	1,340	20%	18.02	50.98	16.47	34.51	16.49	○
19	神河町(兵庫県)	25	スギ(人)	49	内	外	4.53	1,748	H18(間伐4.53ha)	間伐	H27	4.53	429	25%	14.15	65.42	32.23	33.19	19.04	○

森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林面積」を含まない森林で、間伐を計画している森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解

丹波市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐を計画することは問題ないと認識していたとしている。「計画期間内に間伐を実施する森林面積」については、「森林経営計画支援システム」では自動的に算出されなかったため、認定審査に当たっては、経営計画の作成者が当該システムを利用し認定要件を満たしているかどうかを判定した結果の提出を受けることにも、担当職員が改めて算出することになるが、認定要件が複雑で、十分に理解できていなかったため、改めて「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に当該森林の面積を含めて算出していたとしている。

神河町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、経営計画の作成者から、紙媒体で計画の提出を受けているため、一人の担当職員で、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかどうかの確認を行うことは、業務負担が大きくなり、本事例についても確認できていない状況であったとしている。「計画期間内に間伐を実施する森林面積」については、「森林経営計画支援システム」では自動的に算出されなかったため、認定審査に当たっては、経営計画の作成者が当該システムを利用し認定要件を満たしているかどうかを判定した結果の提出を受けることにも、担当職員が改めて算出することになるが、認定要件が複雑で、十分に理解できていなかったため、改めて「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に当該森林の面積を含めて算出していたとしている。

事例 番号	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画的期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的期間内に間伐を実施する面積」を算出する設定をしていた道府県における見解					
	市町村名	認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採対象 森林	計画的 伐採対象 森林	伐採 面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				計画的期間 内に間伐 を実施する 森林面積 (ha)		「計画的期間 内」に間伐 を実施する 森林面積 (ha)	「計画的期間 内」に間伐 を実施する 森林面積 (ha)	「計画的期間 内」に間伐 を実施する 森林面積 (ha)	適合 判定	
										伐採方 法	伐採予 定時期	伐採 面積 (ha)	伐採 立木 材積 (m ³)							(参 考) 伐採 立木 材積 率 (%)
20	五條市 (奈良県)	25	スギ (人)	54	内	外	0.52	204	H14 (間伐 0.52ha)	間伐	H25~ 30	0.52	未記 載	—	54.01	6.05	47.96	35.29	○	奈良県では、「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」については、森林法施行規則第38条第4号の規定に基づき「間伐のため伐採することとされ、森林の面積」であると理解しているが、森林の状況によっては、計画的間伐対象森林の要件を満たさない森林であっても間伐を実施する必要があることを想定して、「森林経営計画作成シート」においては、「計画的間伐対象森林」でなくとも、間伐を計画することができような設定としていた。
21	東広島市 (広島県)	26	ヒノキ (人)	20	内	外	1.42	75	H22 (間伐 1.41ha)	間伐	H27	1.42	15	20%	11.88	8.12	3.76	-1.81	×	広島県の「森林経営計画サブシステム」の初期設定では、30林齢から60林齢までの人工林を計画的間伐対象森林とすることとしており、これらの事例についても、間伐を計画するに当たっては、本来であれば、計画を精査した上で、計画的間伐対象森林とすべきであったと考えるが、制度が複雑で難しいため、市町村や経営計画の作成者の理解が十分でなく、「森林経営計画サブシステム」においても適切な設定がされなかったものと考えられるとしている。
22	庄原市 (広島県)	26	ヒノキ (人)	44	内	外	0.80	182	H18 (間伐0.8ha)	間伐	H30	0.80	55	30%	51.37	9.90	41.47	27.53	○	庄原市では、「計画的間伐対象森林」であるか否かについては、広島県が導入した「森林経営計画サブシステム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐を計画することは問題ないと認識していた。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画の間伐対象森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解					
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)	(参考)伐採立木材積率(%)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)		「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」と「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の比較	適合判定		
															A		B	C	D=B-C	E=D-A	
23	津山市 (岡山県)	24	スギ(人)	58	内	外	3.88	1,383	-	間伐	H28	1.50	162	12%	165.51	226.77	10.71	-	-	○	津山市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐が可能と判断する場合は考えられるため、間伐を計画することは問題ないと認識していたとしている。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画アシストシステム」により、自動的に算出されたものである。
24	津山市 (岡山県)	24	ヒノキ(人)	15	内	外	0.97	54	-	間伐	H26	0.97	11	20%	190.44	399.87	3.22	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的に間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについて、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画アシストシステム」により、自動的に算出されたものである。
25	真庭市 (岡山県)	24	クスギ(人)	20	内	外	0.80	51	-	間伐	H28	0.80	10	20%	61.58	73.21	0.90	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的に間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについて、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画アシストシステム」により、自動的に算出されたものである。
26	真庭市 (岡山県)	24	ヒノキ(人)	19	内	外	0.91	47	-	間伐	H27	0.91	14	30%	65.85	66.50	2.88	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的に間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについて、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画アシストシステム」により、自動的に算出されたものである。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画的期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的期間内」の間伐面積を含まない面積を算出する設定をしていた道府県における見解					
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画的期間」内「計画的期間」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画的期間」内「計画的期間」に間伐を実施する森林面積(ha)		「計画的期間」内「計画的期間」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画的期間」内「計画的期間」に間伐を実施する森林面積(ha)	適合判定		
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)							(参考)伐採立木材積率(%)	A
27		25	スギ(人)	60	内	外	3.15	1,515	H23 (間伐 3.15ha)	間伐	H28	3.15	未記載	—	73.92	74.29	3.15	71.14	-2.78	×	熊本県では、「森林経営計画作成・認定文書システム」は、経営計画の作成者や認定申請を行う市町村等が利用しやすいものとなるように、簡易なプログラムによるシステムとしたため、経営計画の作成者や市町村等が、計画内容に応じて、適宜修正や設定変更をしながら利用できるように説明した上で、市町村等へ情報提供をしていた。「計画的期間」に間伐を実施する森林面積の集計の設定が誤っていた点については、今後、プログラムの修正等を検討していくこととするが、これらの事例の内容をみると、計画的間伐対象森林ではない森林とされたものが、計画的間伐対象森林の要件を満たさず、計画的間伐対象森林での設定変更も行われていたため、経営計画の作成者や市町村による制度の理解やシステムでの設定変更の必要性の認識が十分でなかったと考えられる。このため、例年に対して周知徹底を図るとともに、市町村を通じて経営計画の作成者に対して正しい理解が進むよう働きかけたいと考えている。」と
28	八代市 (熊本県)	25	スギ(人)	72	内	外	5.18	2,725	—	間伐	H28	5.18	未記載	—	11.54	24.85	9.17	15.68	4.14	○	八代市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、本事例の間伐対象森林ではないと判断されたものでないかと考えられるが、審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかの確認までできておらず、本事例も当該森林の面積を「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとされている。
29		24	スギ(人)	58	内	外	1.07	488	H17 (間伐 1.07ha)	間伐	H24	1.07	未記載	—	2.53	22.87	4.50	18.37	15.84	○	天草市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、本事例の間伐対象森林ではないと判断されたものでないかと考えられるが、審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかの確認までできておらず、本事例も当該森林の面積を「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとされている。
30	天草市 (熊本県)	24	スギ(人)	64	内	外	2.63	1,173	H18 (間伐 2.63ha)	間伐	H25	2.63	未記載	—	21.71	66.30	12.90	53.40	31.69	○	天草市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、本事例の間伐対象森林ではないと判断されたものでないかと考えられるが、審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかの確認までできておらず、本事例も当該森林の面積を「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとされている。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林面積」を含まず算出する設定をしていた道府県における見解						
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)		「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	適合判定			
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)							(参考)伐採立木材積率(%)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)
31	山都町(熊本県)	24	スギ(人)	66	内	6.32	3,230	-	間伐	H28	6.32	未記載	含む	58.21	104.09	15.64	88.45	30.24	E=D-A	○	山都町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が現地の状況等に応じて間伐が可能と判断する場合があると考えられること、②審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林がそれぞれの認定要件を大きく、確認できていないことから、本事例も認識していなかったとしている。	(八代市及び天草市の見解と同じ)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」各欄の(「伐採計画の内容」各欄(「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。))については、調査対象186計画から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」の「樹種等」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

5 「間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

6 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

7 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

8 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-④-Ⅳ 伐採を行う基準を満たさない間伐又は主伐が計画されていた例

1) 立木の材積割合が100分の35を超えている森林の間伐が計画されていた例(3市町村3計画)

森林経営計画の認定要件

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
 (植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
 第38条 法第11条第5項第二号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的伐採対象森林」という。)
 1. 当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ニ (略)

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
 (2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(7) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内に間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以上」となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。
 (以下略)

(注) 下線は、当局が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容			(参考)伐採立木材積木材積率(%)	
1	矢板市(栃木県)	24	スギ(人)	51	内	内	1.50	544	-	間伐	1.50	245	45%	矢板市では、森林経営計画の作成者から、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により作成された森林経営計画を電子媒体で提出を受けた場合には、100分の35を超える森林が自動的に判定されるが、本事例については、制度発足当初に、紙媒体で森林経営計画の提出を受けたものであり、担当職員が一人で、専門的知識があるわけではない中では、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できていなかったとしている。
2	伊豆市(静岡県)	25	スギ(人)	50	内	内	0.65	254	-	間伐	0.39	73	29%	伊豆市では、本事例のように、一つの森林について時期を分けて間伐を実施する場合の材積割合については、同市が利用している「森林経営計画支援システム」(静岡県が導入)で自動的に判定されないため、担当職員が確認しなければならないが、一人の担当職員が、他の業務も処理しなければならない中では、個々の森林について計画内容の詳細を確認することができなかったとしている。
3	延岡市(宮崎県)	24	スギ(人)	43	内	内	3.70	1,500	-	間伐	3.70	585	40%	延岡市では、宮崎県が導入した「森林経営計画策定システム」で100分の35以内であることは自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、森林経営計画は、紙媒体で提出されたものであり、他の業務も処理しなければならない中では、個々の森林の材積率までは、業務負担が大きく、確認できていなかったとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「伐採計画の内容」の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。)については、調査対象186計画から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいや代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」の「(人)」は人工林であることを示す。

5 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

ii) 市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていた例(5市町村6計画)

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付1723林整計第230号林野庁長官通知。最終改正。平成26年3月18日付1725林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
- (2) 認定基準等

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること
- ② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること
- ③～⑥ (略)

(注) 下線は、当省が付した。

事例 番号	市町村名	森林経営計画の内容										森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等						
		認定 年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画 における施業基準		計画的 伐採対 象森林	面積 (ha)	立木材 積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容							
					公益的機能 別施業 森林区域 の場合、森 林の種別	施業方法 (伐期齢)					伐採予定 時期		(参考) 伐採時の 林齢	伐採面 積(ha)	伐採立 木材積 (m ³)			
1	平内町 (青森市)	25	スギ (A)	40	45	—	—	内	外	2.03	589	—	主伐 (積伐)	未記載	40~45	2.03	589	平内町では、担当職員が一人で、①森林・林業に関する専門的知識があるわけではなく、②森林経営計画の認定要件は数多く、また、複雑なものがあるため、理解できていないことから、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないとされている。また、森林経営計画の作成者から紙媒体で森林経営計画の提出を受けているため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについて詳細に確認することは、業務負担が大きく、困難であるとしている。
2	佐野市 (栃木県)	25	スギ (A)	35	45	—	—	内	外	1.24	310	—	主伐 (積伐)	未記載	35~40	1.24	310	佐野市では、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により作成された森林経営計画を、森林経営計画の作成者から電子媒体で提出を受けた場合には、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が一人のため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できなかったとしている。
3	佐野市 (栃木県)	24	ヒノキ (A)	47	40	水源涵養	伐期延長 (50)	内	外	0.49	126	—	主伐 (皆伐)	H25	48	0.49	126	紀北町では、三重県が導入した「森林経営計画認定プログラム」において、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないかについては、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が一人のため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できなかったとしている。
4	紀北町 (三重県)	24	ヒノキ (A)	41	40	水源涵養	伐期延長 (50)	内	外	0.26	56	—	主伐 (皆伐)	H29	46	0.26	56	丹波市では、確認漏れであったのかどうかを否め、認定審査時の経緯は不明であるとしている。兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」において、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないかについては、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が1人しかおらず、他の業務も処理しなければならない中で、個々の森林が認定要件を満たしているかについては、計画認定の処理期間内で確認を行うことは、業務の負担が大きく、困難であるとしている。
5	丹波市 (兵庫県)	24	ヒノキ (A)	58	40	土砂災害 防止等	長伐期 (80)	内	外	0.32	59	H4 (間伐0.31ha)	主伐 (皆伐)	H24	58	0.32	59	津山市では、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に判定されるものであり、認定要件の審査に当たっては、森林経営計画の作成者から、紙媒体で森林経営計画とその判定結果が表示された一覧表の提出を受けているが、本事例については、他の業務も処理しなければならない中で、審査業務の負担が大きく、判定結果を十分に確認できなかったとしている。
6	津山市 (岡山県)	24	スギ (A)	40	40	水源涵養	伐期延長 (50)	内	外	1.40	542	—	主伐 (皆伐)	H24	40	0.32	124	津山市では、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に判定されるものであり、認定要件の審査に当たっては、森林経営計画の作成者から、紙媒体で森林経営計画とその判定結果が表示された一覧表の提出を受けているが、本事例については、他の業務も処理しなければならない中で、審査業務の負担が大きく、判定結果を十分に確認できなかったとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄及び「伐採計画の内容」の「(参考)伐採時の林齢」欄を除く。)については、調査対象186計画から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きくないなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものはない。

4 「森林経営計画の内容」の「樹種等」欄において、「(A)」は人工林であることを示す。

5 「森林経営計画の内容」の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種別」欄において、「水源涵養」は森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林、「土砂災害防止等」は同条第2項に規定する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林をそれぞれ示す。

6 「伐期延長」欄の「伐期延長」は標準伐期齢に10年を加えた林齢、「長伐期」は標準伐期齢の2倍に相当する林齢をそれぞれ示す。

網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合には、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-②-1-イ-④-v 間伐の下限面積が満たされていない場合

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第38条 法第11条第5項第二号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合を、次のとおりとする。

四 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第2の算式により算出される面積を超えないこと。

(森林法施行規則付録第二)

$$\left(\frac{F_1}{T_1} + \frac{F_2}{T_2} \right) \times 5$$

市町村森林整備計画において定める平均的間伐の実施時期の間隔	標準伐期が未済	標準伐期が済以上
計画的間伐(5年間)に必要な間伐面積の割合	5年間 × $\frac{1}{10} = \frac{1}{2}$ (計画的間伐) (面積)	5年間 × $\frac{1}{15} = \frac{1}{3}$ (計画的間伐) (面積)
間伐面積の下限	計画的間伐対象森林のうち標準伐期が未済の森林面積 × $\frac{1}{2}$	計画的間伐対象森林のうち標準伐期が済以上の森林面積 × $\frac{1}{3}$

※一定の間伐に間伐が実施された所要間隔のある森林の面積を除く。

【参考】「間伐の下限面積の考え方(農林水産省(林野庁)作成)

F1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林(以下この付録において「要整備森林」という。))、復層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。)の面積
 T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)の面積で除して得た数値

F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前10年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。)の面積
 T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)の面積で除して得た数値

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付1723林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付1725林整計第875号)(抜粋)

1 森林経営計画の認定

(2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(ウ) (中略)

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小のもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合においては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複数の間隔が定められている場合は、その最小のもの)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみ定められている場合、標準伐期齢以上に除する間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合にあつては、T1については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項(平成24年12月13日付1724林整計第162号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正:平成26年3月25日付1725林整計第885号)(抜粋)

1 森林経営計画の認定基準等(施業の実施基準等)

ウ 計画的間伐対象森林の基準

(7) 長官通知1の(2)ア(ア)の「計画的間伐」に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が10分の8に満たない森林を含めることができるものとする。
 この場合、当該森林の面積は、規則付録第2の算式のF1及びF2に含めるものとする。

(注)下線は、本省が付した。

i) 当初の森林経営計画の認定から、間伐の下限面積を満たしていない場合(1市町村1計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況		適合判定	森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等	
			間伐の下限面積(ha)	計画的間伐の下限面積(ha)と「計画的間伐を実施する森林面積」の差(ha)			
1	平内町(青森県)	25	4.61	3.35	-1.26	×	平内町では、担当職員が一人のため、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないとしている。

(注) 1 本省の調査結果による。

2 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

ii) 森林経営計画の変更後、間伐の下限面積を満たしていなかった例(1市町村1計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況								
			当初の森林経営計画の認定時			森林経営計画の変更時					
			間伐の下限面積 (ha)	計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	適合判定	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	適合判定			
1	紀北町 (三重県)	25	A	B	C=B-A	○	A	B	C=B-A	×	森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等
<p>紀北町では、間伐の下限面積を満たしているかについては、三重県が導入した「森林経営計画認定支援プログラム」において、「下限面積」及び「計画期間内に間伐を実施する森林面積」を算出するための算式に、森林経営計画の作成者が必要な面積を入力することで自動的に算出・判定される仕組みとなっているが、本事例については、森林経営計画の作成者が計画変更後の面積を入力しなればならないところ、変更前の面積を入力したままであったものであり、森林経営計画の認定時において、判定結果の確認を行っていたが、森林経営計画の作成者が入力した面積が正しいものとなっていないかどうかについては、担当職員が一人で、他の業務を処理しなければならぬ中で、確認できなかつたとしている。</p>											

(注)1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

iii) 算出方法の誤りにより、間伐の下限面積を満たしていなかった例(2市町村2計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況						適合判定			
			区分	間伐の下限面積 (ha)		計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	下限面積と計画期間内に間伐を実施する面積との比較 (ha)					
				森林経営計画の「実施履歴」欄に計画の始期前にかつ明らかな森林面積の算出に当たった取扱い	森林経営計画の「実施履歴」欄に計画の始期前にかつ明らかな森林面積の算出に当たった取扱い							
1	静岡市 (静岡県)	24	通知で示された運用による算出結果	A	66.76	含む	B	64.15	含む	-2.61	×	静岡県では、間伐の下限面積を満たしているかについては、静岡県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に算出・判定されるため、誤った算出が行われていたことは認識していません。
					55.03	除く		64.15	含む	9.12		
2	八代市 (熊本県)	25	通知で示された運用による算出結果		79.72	含む		71.14	含む	-8.58	×	八代市では、間伐の下限面積を満たしているかについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定請求を行う市町村人」により、自動的に算出・判定される仕組みなどとなり、電子媒体で森林経営計画の提出を受け、その判定結果の確認を行っていたが、誤った算出が行われていたことは認識していません。
					73.92	含む		71.14	含む	-2.78		

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「間伐の下限面積の適合状況」の「区分」欄の「通知で示された運用による算出結果」とは、「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」において、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林について、森林法施行規則付録第二に規定する算式に含めるものとされている。
 3 「間伐の下限面積の適合状況」欄の「実施履歴」欄によって計画の始期前に間伐が実施されたことが明らかな森林面積の算出に当たった取扱いとは、「間伐の下限面積」欄において、計画始期前5年以内の間伐が実施されたことが明らかな森林面積の算出に当たった取扱いを指す。
 4 網掛は、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」欄において、これらの森林のうち計画期間内に間伐を実施する森林面積ではない森林に、問題となるなどの適切でない内容を示す。
 5 八代市においては、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に、計画の間伐対象森林ではない森林が含まれていたため、表中の「71.14ha」が含まれていたため、除去しているか、除いていないかの取扱いをいう。
 iii-ii 参照。
 (注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-⑤ 森林経営計画の作成等に必要な支援等に関する森林法の条文及び通知

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（協力の要請）

第 10 条の 12 市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

○ 森林経営計画制度運営要領(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号)（抜粋）

- I 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
（中略）

さらに、市町村の長は、法第 10 条の 12 の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等（森林総合監理士を含む。）が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

（以下略）

第 7 章 雑則

（農林水産大臣等の援助）

第 191 条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-(2)-イ-⑥ 調査対象とした道府県による市町村に対する森林経営計画の認定に係る
審査を支援する主な取組

道府県	主な取組内容
栃木県 長野県 岐阜県	<p>○ 森林経営計画の作成者による計画内容の質の向上と、市町村が行う認定に係る審査の負担の軽減を図ることを目的として、森林経営計画の作成者が森林経営計画を作成するに当たって、森林・林業に関する専門的知識を有する県の林業普及指導員^(※1)が認定要件を満たした内容となっているかなどを確認することとし、その確認後に、市町村に対し認定請求を行うことを促している^(※2)。</p> <p>※1 林業普及指導員とは、森林法第 187 条に規定する都道府県の職員をもって充て、森林所有者等に対し森林の施業に関する指導等を行う者をいう。</p> <p>※2 長野県においては、市町村及び経営計画を作成しようとする者の求めに応じて、こうした取組を行っている。</p>
静岡県	<p>○ 「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」^(※)における取組の一環として、県内の市町における森林経営計画の認定に係る審査及び森林所有者等に対する森林経営計画の作成促進に係る取組を支援するため、県の出先機関において、市町ごとに重点的に支援を行う担当職員のチームを編成している。</p> <p>この取組の一環として、伊豆市においては、森林経営計画の認定に係る審査を行うに当たって、認定要件を満たしているか判断に迷うことが多くあったため、平成 27 年度から、県の出先機関に協力を仰ぎ、県の担当職員とともに、認定請求を受けた森林経営計画の審査を行うこととしている。</p> <p>※ 平成 24 年度に開始された取組であり、平成 29 年に 50 万 m³の県産材生産を目指し、県産材の需要と供給を一体的に創造するために立ち上げたプロジェクト。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表においては、調査対象とした道府県が行う特徴的な支援の取組を取り上げており、これらのほか、市町村等の担当者に対する森林経営計画制度に関する研修や、市町村等の担当者からの照会があった場合の対応等の支援が行われていた。

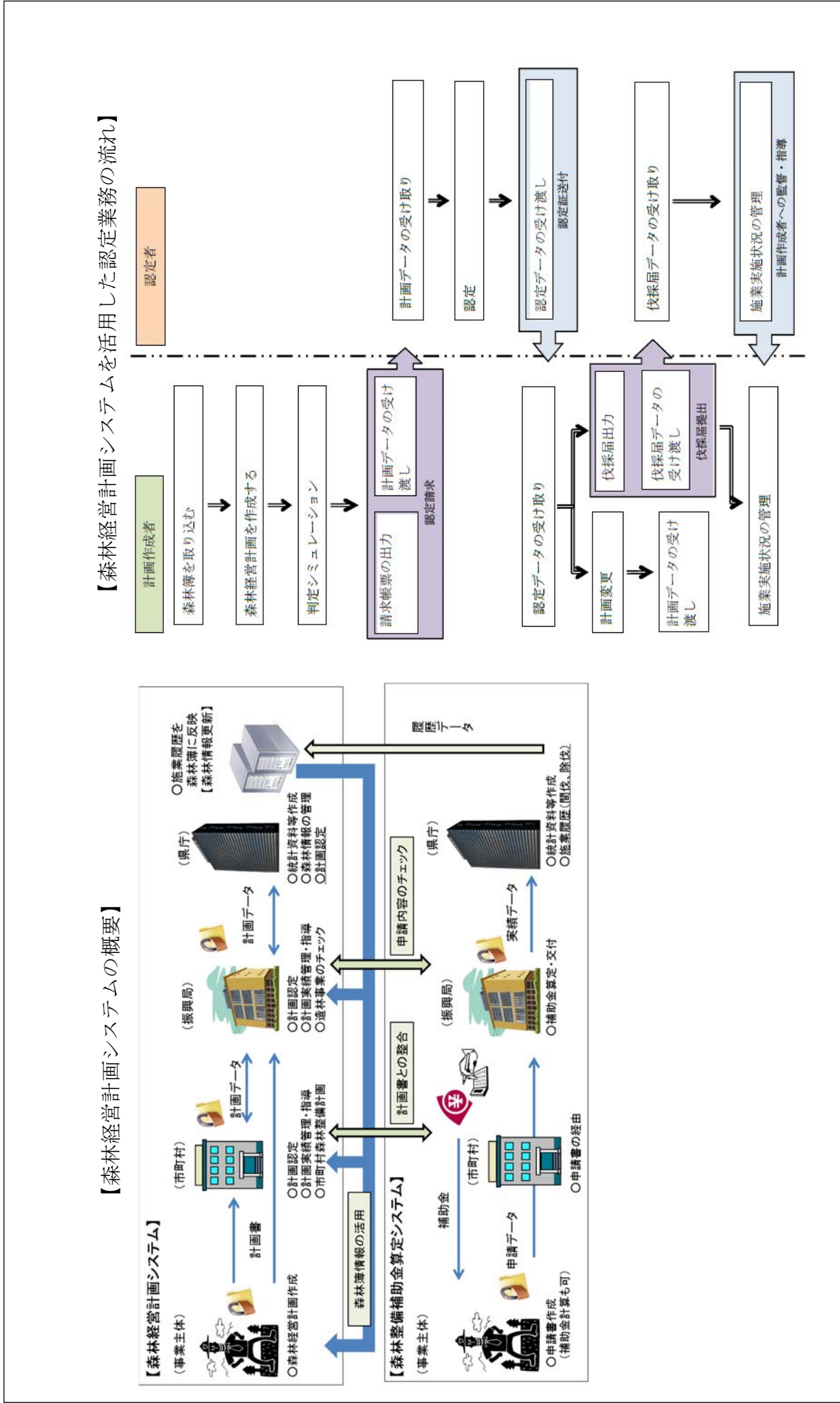
図表 1-(2)-イ-⑦ 調査対象とした17道府県及び39市町村における判定ツール等の導入状況

区分	導入道府県数	利用市町村数	調査対象とした道府県	名称	種別	概要
独自のツールを導入しているもの	7 (41.2)	15 (38.5)	栃木県	森林経営計画支援プログラム	Excel	森林経営計画の作成者が自動的に判定できるように設定しており、林野庁作成の認定ツールで判定できない認定要件についても、自動判定が可能となっている(例えば、伐期齢に達していない森林における主伐の計画、計画の伐採対象森林又は計画的間伐対象森林の要件を満たす森林を自動で表示するなど)。
			長野県	森林経営計画作成ツール	Excel	
奈良県	森林経営計画作成ソフト	Excel				
高知県	森林経営計画作成ソフト	Excel				
熊本県	森林経営計画作成・認定支援システム	Excel				
三重県			三重県	森林経営計画認定支援プログラム	Excel	森林経営計画の作成者が森林経営計画を作成する様式(Excel)の中に、一部の認定要件について手作業等により集計した森林面積等を入力すれば、自動で判定されるように設定されており、一部の認定要件は、林野庁作成の認定ツールとほぼ同じとなっている(当該ツールでは、計画的伐採対象森林又は計画的間伐対象森林の要件を満たす森林が自動で表示されるよう設定されている)。
			兵庫県	森林経営計画支援システム	Excel	
北海道			北海道	森林経営計画認定プログラム	クラウド	当該情報システムは、①森林経営計画の作成者が利用できる森林経営計画の作成を支援するシステムと、②森林経営計画の認定権者が利用できるシステムに分かれている。 認定要件を満たしているかどうかについて、①森林経営計画の作成者は、当該情報システムにおける判定機能を利用すること、②認定権者は、当該情報システムに認定請求を受けた森林経営計画の電子情報を取り込み、当該情報システムにおける判定機能を利用すること又は森林経営計画の作成者が利用した判定結果を紙媒体で提出を受けることにより、判定結果を確認することができる。 当該情報システムでは、林野庁作成の認定ツールや独自のものでは判定できない森林施業に関する認定要件全般について、自動で判定されるように設定されている。
			岩手県	森林経営計画認定システム	Webシステム	
			新潟県	森林経営計画管理(作成支援)システム	Webシステム	
			静岡県	森林経営計画支援システム	クライアントサーバ(県内担当部局)・スタンドアロン(市町村、森林経営計画の作成者)	
			岐阜県	森林経営計画実行監理システム	クライアントサーバ	
広島県			広島県	森林経営計画サブシステム	クライアントサーバ	当該情報システムは、①森林経営計画の作成者が利用できる森林経営計画の作成を支援するシステムと、②森林経営計画の認定権者が利用できるシステムに分かれている。 認定要件を満たしているかどうかについて、森林経営計画の作成者は、当該情報システムにおける判定機能を利用することにより、判定結果を確認することができる。 一方、当該情報システムでは、森林経営計画を作成する様式の中に判定機能が設定されているため、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の電子媒体の提出を受けること又は作成者が利用した判定結果を紙媒体で提出を受けることにより、判定結果を確認することができる。
			宮崎県	森林経営計画策定システム	クライアントサーバ	
京都府			京都府	森林経営計画作成支援システム	クライアントサーバ(府内担当部局)・スタンドアロン(市町村、森林経営計画の作成者等)	当該情報システムは、①森林経営計画の作成者が利用できる森林経営計画の作成を支援するシステムと、②森林経営計画の認定権者が利用できるシステムに分かれている。 認定要件を満たしているかどうかについて、森林経営計画の作成者は、当該情報システムにおける判定機能を利用することにより、判定結果を確認することができる。 一方、当該情報システムでは、森林経営計画を作成する様式の中に判定機能が設定されているため、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の電子媒体の提出を受けること又は作成者が利用した判定結果を紙媒体で提出を受けることにより、判定結果を確認することができる。
			岡山県	森林経営計画アシストシステム	クライアントサーバ	

(注) 1 当省の調査結果による。

- 本表における「林野庁作成の認定ツール」とは、Excelに間伐の下限面積などの一部の森林施業に関する認定要件を判定するための算式が入力されており、手作業により集計した森林面積等を入力することにより、認定要件を満たしているかどうかを判定することができるものを用い、「独自のツール」とは、森林経営計画を作成するExcelの機能を活用し、入力したデータを自動で集計等ができるように設定し、「情報システム」とは、ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータを用い、「独自のツール」とは、ソフトウェア、プログラムを構築したコンピュータに接続できるもの。
- 「導入道府県数」欄の()は、調査対象とした17道府県に占める割合を、「利用市町村数」欄の()は、調査対象とした39市町村に占める割合をそれぞれ示す。
なお、調査対象とした39市町村においては、独自のツール又は情報システムを導入している例はなく、いずれも道府県が導入したこれらのツール又は情報システムを利用していった。
- 「種別」欄の区分は、次のとおりである。
・「クラウド」とは、インターネット上でネットワーク、サーバー(ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータ)等を共有化して、Webブラウザ(ホームページを閲覧するためのソフトウェア)を必ずしも介することなく、インターネットにある情報システムを利用するもの。
・「Webシステム」とは、Webブラウザを介して、ホームページ上にある情報システムのサーバに接続できるもの。
・「クライアントサーバ」とは、情報システムを構成した複数のコンピュータをWebブラウザを介して当該情報システムのサーバに接続できるようにし、当該情報システムの機能を利用するもの。
・「スタンドアロン」とは、単独のコンピュータに情報システムを設定し、当該コンピュータ上で当該情報システムの機能を利用するもの。

図表 1-1-2-1-⑧ 判定ツール等のイメージ (岩手県の「森林経営計画システム」)



(注) 岩手県の資料による。

図表 1-(2)-イ-⑨ 判定ツール等を活用した森林経営計画の認定要件の判定結果の例(静岡県の「森林経営計画支援システム」)

認定基準判定書 I

受付番号: ● 計画期間: 平成●年●月●日～平成●年●月●日
 認定番号: ● 認定日: 平成●年●月●日

総合判定	適合
------	----

対象森林を含む小流域の面積 (a)	● ha	計画対象森林 (b)	● ha	(b)/(a)	● %
-------------------	------	------------	------	---------	-----

認定基準判定

X 総量判定		適合	
区分	判定	摘要	
適正な伐採立木材積	x	該当なし	伐採材積 m ³ 伐採可能量 (=Ew×5) ● m ³ Ew: 年間成長量(カメラルタキセ式補正) ● m ³ Z: 年間成長量 ● m ³ Vw: 始期立木材積 ● m ³ Vn: 基準立木材積 ● m ³ Ta: 更正期 ●
	y	該当なし	伐採材積(木材生産) m ³ 伐採可能量 (=Ew×5×1.2) ● m ³ Ew: 年間成長量(カメラルタキセ式補正) ● m ³ Z: 年間成長量 ● m ³ Vw: 始期立木材積 ● m ³ Vn: 基準立木材積 ● m ³ Ta: 更正期 ●
適正な間伐	z	適合	間伐面積(合計) ● ha 間伐下限面積 ● ha 標準伐期未済の間伐対象面積 ● ha 標準伐期済の間伐対象面積 ● ha 標準伐期未済の間伐対象面積の割合 2 標準伐期済の間伐対象面積の割合 3

I 通常伐期		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

II 伐期の延長		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢+10以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

III 長伐期		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢のおおむね二倍に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

認定基準判定書 I

受付番号：●
認定番号：●

計画期間：平成●年●月●日～平成●年●月●日
認定日：平成●年●月●日

認定基準判定

IV 複層林		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法	適合	伐採率70%以下の伐採
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上 (ただし、水源涵養機能維持増進林と重複する森林においては標準伐期齢+10)
C. 適正な伐採立木材積	適合	標準伐期齢における立木材積に、 10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること
	適合	【伐採後の造林を人工植栽による場合】 立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採
D. 適正な間伐	該当なし	立木材積の35%以内の伐採
	適合	【単層林】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	適合	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

V 複層林 (択伐)		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法	適合	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上 (ただし、水源涵養機能維持増進林と重複する森林においては標準伐期齢+10)
C. 適正な伐採立木材積	適合	標準伐期齢における立木材積に、 10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること
	適合	【伐採後の造林を人工植栽による場合】 立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採
D. 適正な間伐	該当なし	立木材積の35%以内の伐採
	適合	【単層林】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	適合	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

VI 特定広葉樹		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法		
B. 適正な林齢での主伐		
C. 適正な伐採立木材積	適合	【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること
	適合	【特定広葉樹以外】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の 1/2を超える立木材積で補正した材積以上
D. 適正な間伐		
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

市町村森林整備計画等との照合

市町村数：1		適合	
市町村名	照合	市町村名	照合
●	適合		

(注) 静岡県の「森林経営計画支援システム」により出力されたものである。

図表 1-2-①-②-①-⑩ 調査対象とした17道府県及び39市町村が導入する判定ツール等の機能

区分	調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等(事例区分別)										その他自動で判定できる主な認定要件の内容			
	(事例①) 経営の委託期間が計画期間を包含しているか	(事例②) 未記載となっている記載事項がないか	(事例③) 計画的間伐対象森林ではない森林で、間伐が計画されているか	(事例④) 計画的間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか	(事例⑤) 市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されているか	(事例⑥) 間伐の下限面積を満たさない計画となっていないか	計画対象森林の面積要件	植栽に関する認定要件	間伐に関する認定要件	主伐に関する認定要件	主伐に関する認定要件			
調査対象とした道府県	該当事例がある場合の制限機能の有無	該当事例がある場合の制限機能の有無	該当事例がある場合の制限機能の有無	該当事例がある場合の制限機能の有無	該当事例がある場合の制限機能の有無	「間伐の下限面積」及び「計画期間内において実施する間伐を自動算出機能の有無」	「植栽」に関する認定要件 「植栽」に関する認定要件	「植栽」に関する認定要件 「植栽」に関する認定要件	「間伐」に関する認定要件 「間伐」に関する認定要件	「主伐」に関する認定要件 「主伐」に関する認定要件	「主伐」に関する認定要件 「主伐」に関する認定要件	「主伐」に関する認定要件 「主伐」に関する認定要件		
青森県	有	無	有	無	有	△	×	×	×	×	×	△		
栃木県	無	×	有	有	有	△	×	×	×	×	×	○		
長野県	無	×	有	○	無	○	○	○	×	×	×	○		
奈良県	無	×	有	○	無	○	○	○	×	×	×	○		
高知県	無	×	無	○	無	○	○	○	×	×	×	○		
熊本県	無	×	有	○	無	○	○	○	×	×	×	○		
三重県	無	×	無	×	有	△	×	有	×	×	×	△		
兵庫県	無	×	有	×	有	△	×	有	×	×	×	△		
北海道	無	×	有	○	無	○	○	無	○	○	○	○		
岩手県	無	×	有	○	無	○	○	無	○	○	○	○		
新潟県	無	×	無	○	無	○	○	無	×	○	○	○		
静岡県	無	×	無	○	有	○	○	無	○	○	○	○		
岐阜県	無	×	無	○	無	○	○	無	○	○	○	○		
広島県	無	×	有	○	無	○	○	無	×	×	×	○		
宮崎県	無	×	有	×	無	○	○	無	×	×	×	○		
京都府	無	×	無	○	無	○	○	無	×	×	×	○		
岡山県	無	×	有	○	無	○	○	無	×	×	×	○		

区分	調査対象とした道府県	各種届出等の作成機能				認定要件の自動判定機能以外に設定されている主な機能の内容				情報システムを利用した電子申請・交付機能				補助事業実績との比較機能		GIS(地図情報システム)との連携機能	
		森林経営計画の認定請求書の提出	森林経営計画の認定書の提出	伐採等の事後の届出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出		森林経営計画の認定書の提出
林野庁作成の認定システムを利用しているもの	青森県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
		×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
独自のツールを導入しているもの	栃木県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	長野県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	奈良県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	高知県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	熊本県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	三重県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	兵庫県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	
	北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岩手県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	新潟県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
情報システムを導入しているもの	静岡県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	岐阜県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	広島県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	宮崎県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	×
	京都府	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	×
	岡山県	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	×
	×	—	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	×
	×	—	—	—	—	×	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等(事例区分別)」及び「その他自動で判定できる主な認定要件の内容」欄の凡例は、次のとおりである。

○：自動で判定できる △：担当職員等が手作業等で集計した森林面積等を必要な算式に入力すれば、自動で判定できる ×：自動で判定できる機能なし

3 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等(事例区分別)」欄と他の図表との関係は、次のとおりである。

「(事例①)経営の委託期間が計画期間を包含しているか」⇒図表1-(2)-イ④-i、「(事例②)未記載となっている記載事項がないか」⇒図表1-(2)-イ④-ii、「(事例③)計画的間伐対象森林ではない森林で、間伐が計画されていないか」⇒図表1-(2)-イ④-iii、「(事例④)計画的間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」⇒図表1-(2)-イ④-iv-i、「(事例⑤)市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」⇒図表1-(2)-イ④-iv-ii、「(事例⑥)間伐の下限面積を満たさない計画となっていないか」⇒図表1-(2)-イ④-v

4 「その他自動で判定できる主な認定要件の内容」欄の認定要件の根拠は、次のとおりである。

「計画対象森林の面積要件」：森林法施行規則第33条に規定する林班計画(林班の面積(複数の林班にあってはその合計面積)の2分の1以上)、区域計画(市町村長が定める区域内において30ha以上)、属人計画(同一の所有者が所有する面積が100ha以上)

「種裁に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第一号及び第二号に規定するもの

「間伐に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第五号及び第39条第二項第一号に規定するもの

「主伐に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第七号から第九号まで及び第39条第二項第三号から第八号までに規定するもの

5 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等」欄で、「調査対象とした市町村での該当事例の有無」欄を、ゴシック体で「有」とした事例は、次のとおり、判定ツール等の導入前に紙媒体で審査を行っていた際等にみられた事例であり、該当する認定要件を自動で判定することができる機能と認定するものではない。

・栃木県内の市町村でみられた「計画的間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」及び「市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」の該当事例については、栃木県が独自の判定ツール等を導入する前の、紙媒体で審査を行っていた際の森林経営計画であり、当該判定ツールの導入後は、これらの認定要件については自動で判定可能となっている。

・静岡県内の市町村でみられた「計画の間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」の該当事例については、立木の材積割合を超えている森林の有無を自動で判定できる機能が設定されているが、本事例については、一つの森林に対し間伐の時期を複数年に分けて計画していたため、当該判定ツール等の機能では自動で判定できなかった例である。

・岡山県内の市町村でみられた「市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」の該当事例については、岡山県が導入した判定ツール等では、市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されている森林の有無を自動で判定できる機能と認定されているが、本事例においては、市町村において、森林経営計画の作成者から紙媒体で提出を受けた判定結果の一覧表の内容を確認していかねばならなかった例がある。

6 「認定要件の自動判定機能以外に設定されている主な機能の内容」(「森林経営計画の認定簿、実行簿、事業簿」とは、「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)に定められた、森林経営計画認定簿(森林経営計画認定を受けた森林所有者等別に関係事項を整理したもの)、森林経営計画実行簿(森林経営計画の認定を受けた森林所有者等別に計画量、実行量及び届出書の提出状況を記録するもの)、森林経営計画事業簿(各年度の始期において、その日を計画期間に含む計画量を計画別に記録するもの)をいう。

7 「補助事業実績との比較機能」欄は、国、都道府県又は市町村が交付する森林の整備等のための補助事業の実績等を入力し、森林経営計画における伐採等の計画内容や伐採等の事後届の内容と比較できる機能が設定されたものに「○」を付している。

図表 1-(2)-イ-① 農林水産省(林野庁)作成の森林経営計画の認定要件を判定するためのツール

適否判定

対象森林面積_適否判定

経営計画対象森林面積	
林班面積計	
摘要除外面積	
対象林班面積×1/2	
適否	

※計画対象森林面積が対象森林面積の1/2以上

間伐面積_適否判定

間伐面積			
間伐対象面積			
標伐以上対象面積		間伐間隔	
標伐未満対象面積		間伐間隔	
間伐面積下限合計			
適否		間伐面積が間伐対象面積下限以上	

主伐伐採量_適否判定

施業方法	木材有無	立木材積	伐採材積	伐採上限
—				
—				
延				
延				
長				
長				
複				
	合計			

超過伐採対象材積計		上限に加算	上限調整	主伐伐採量適否
調整対象材積計		上限から減算		

※伐採材積が上限調整以下

施業方法	伐採前材積	伐採材積	伐採後材積	要残存材積	伐採量適否
複					
択					
特					

※ 複、択、特のそれぞれ、立木材積から伐採材積を引いた値が残存材積以上であること

(注) 農林水産省(林野庁)が各都道府県に示した資料による。

図表 1-(2)-ウ-① 保安林を伐採する場合の届出等に関する森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 3 章 保安施設
第 1 節 保安林

（保安林における制限）

第 34 条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 次条第 1 項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第 34 条の 3 第 1 項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四～九 （略）

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 （略）

3～7 （略）

8 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 （略）

10 都道府県知事は、第 8 項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があった場合（同項の規定による届出にあっては、第 1 項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（伐採の許可）

第 4 条の 2 択伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の 30 日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

一 伐採箇所の所在

二 伐採樹種

三 伐採材積

四 伐採の方法

五 伐採の期間

六 その他農林水産省令で定める事項

2 皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定に

よる公表のあった日から 30 日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
 - 二 伐採樹種
 - 三 伐採面積
 - 四 伐採の方法
 - 五 伐採の期間
 - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3～5 (略)

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（伐採許可申請書の記載事項）

第 58 条 令第 4 条の 2 第 1 項第六号及び同条第 2 項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 伐採をしようとする立木の年齢
- 二 択伐による伐採にあつては、当該伐採箇所の面積
- 三 法第 34 条第 10 項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

第 59 条～第 64 条 (略)

（許可に係る伐採の届出等）

第 65 条 法第 34 条第 8 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伐採の終わった日から 30 日以内に届出書（一通）を都道府県知事に提出してしなければならない。

2 (略)

第 66 条 (略)

（市町村の長への通知の方法）

第 67 条 法第 34 条第 10 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採箇所の面積
- 三 伐採の方法
- 四 伐採年齢
- 五 伐採樹種
- 六 伐採の期間

（保安林における択伐の届出等）

第 34 条の 2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第 3 項において同じ。）をしようとする者は、前条第 1 項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2～3 (略)

4 都道府県知事は、第 1 項の規定により択伐の届出書が提出された場合 (前項の規定により届出書の提出がなかったものとみなされる場合を除く。) には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画 (その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの) において定められているものである場合は、この限りでない。

5 (略)

(保安林における間伐の届出等)

第 34 条の 3 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第 34 条第 1 項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。 この場合において、同条第 2 項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

○ 森林法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 54 号) (抜粋)

(保安林の択伐及び間伐の届出)

第 68 条 法第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項 (これらの規定を法第 44 条において準用する場合を含む。) の届出書は、択伐又は間伐を開始する日前 90 日から 20 日までの間に提出しなければならない。

2 (略)

(保安林の択伐及び間伐の届出書の記載事項)

第 69 条 法第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項 (これらの規定を法第 44 条において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 伐採樹種

二 伐採しようとする立木の年齢

三 伐採箇所の面積

四 伐採の期間

五 法第 34 条の 2 第 4 項ただし書 (法第 34 条の 3 第 2 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条において準用する場合を含む。) に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

(市町村の長への通知の方法)

第 70 条 法第 34 条の 2 第 4 項 (法第 34 条の 3 第 2 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条において準用する場合を含む。) の規定による通知については、第 67 条の規定を準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(2)－ウ－② 伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四 （略）

五 第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

六～十二 （略）

- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
- 3 第 1 項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第 8 条 法第 10 条の 8 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 伐採樹種
- 二 伐採の期間
- 三 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
- 四 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
- 五 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、その供されることとなる用途

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第 9 条 法第 10 条の 8 第 1 項の届出書は、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。
- 3 第 1 項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-2(1)-ウ-③ 制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出となっていた例

i 都道府県に保安林の伐採事後届を行えば、市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例(1市町村1計画)

事例番号	市町村名	保安林の伐採事後届の内容(抜粋)										森林経営計画の内容				伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、届出者に対し督促等の指導が行われなかった理由等							
		届出年月日	伐採期間	伐採方法	伐採種	林齢	伐採面積(ha)	伐採率	認定年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画における施業基準		計画的伐採対象森林	面積(ha)		立木材積(m³)	施業履歴	伐採計画の内容				
												標準伐期齢	公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種類						伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	(参考)伐採立木材積率
1	神河町(兵庫県)	H27.4.30	H27.3.31	主伐(皆伐)	スギ	52	4.00	100%	24	スギ(人)	50	35	水源涵養	伐期延長(45)	内	4.00	1,572	H18(間伐4.00ha)	H26	4.00	1,572	100%	神河町では、当該保安林について保安林の伐採事後届が提出されていることや、伐採が行われたことを把握していないからであった。

ii 森林法第10条の8の規定に基づき伐採及び伐採後の造林の届出書を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例(4市町村4計画)

事例番号	市町村名	誤って届出された伐採及び伐採後の造林の届出書の内容(抜粋)										森林経営計画の内容				伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、届出者に対し督促等の指導が行われなかった理由等						
		届出年月日	伐採期間	伐採方法	伐採種	林齢	伐採面積(ha)	伐採率	認定年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画における施業基準		計画的伐採対象森林	面積(ha)		立木材積(m³)	施業履歴	伐採計画の内容			
												標準伐期齢	公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種類						伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)
1	五戸町(青森県)	H27.4.3	H27.5.11~10.30	間伐	スギ・アカマツ・カラマツ	45~58	7.32	30%	26	スギ・アカマツ・カラマツ(人)	52, 67, アカマツ47, カラマツ52	-	-	内	7.32	2,252	-	H26~31	7.2	763	34%	五戸町では、提出を受けた伐採及び伐採後の造林の届出書の内容の確認が十分でなく、届出に記載された森林が、森林経営計画の対象森林であることに気がつかなかったとしている。
2	宮古市(岩手県)	H26.6.2	H26.7.9~27.7.2	主伐(皆伐)	スギ・アカマツ	45~60	2.00	100%	24	スギ・アカマツ(人)	スギ41, 45, アカマツ50, 72, 92, ヒノキ35, ツ40	-	-	内	2.88	1,366	H16, 21(間伐1.67ha)	H26	2.88	1,366	-	宮古市では、森林経営計画の対象森林であっても、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の届出を受けることが多く、森林経営計画の範囲内の伐採内容であれば、伐採等の事後届を改めて提出しなくても問題ないと思っていたとしている。
3	岩手町(岩手県)	H26.8.20	H26.9.20~27.9.31	主伐(皆伐)	アカマツ・カラマツ・その他	約60	15.50	100%	27	アカマツ41, カラマツ63(人)	伐期延長(アカマツ50, カラマツ45)	水源涵養	-	内	37.03	7,650	-	未記載	未記載	未記載	-	岩手町では、提出を受けた伐採及び伐採後の造林の届出書の内容の確認が十分でなく、届出に記載された森林が、森林経営計画の対象森林であることに気がつかなかったとしている。 なお、森林経営計画に記載された森林簿の情報によると、アカマツは41林齢で、市町村整備計画で定められた伐期齢が50林齢(標準伐期齢)に、10年の伐期延長)となっているのに対し、当該届出では、約60林齢となっていることについて、届出者が現地を確認し、森林簿の情報とは異なり、約60林齢になっていると判断したものであるため、皆伐を実施することとは問題ないと思っていたとしている。
4	魚沼市(新潟県)	H26.8.8	H26.9~27.2	主伐(皆伐)	スギ	47	0.12の内	100%	25	その他広葉樹(天)	48	他広葉樹20	水源涵養	内	0.14	16	-	未記載	未記載	未記載	-	魚沼市では、担当者間の連携が十分でなく、当該届出内容の確認や、伐採等の事後届の督促を行っていないからであった。

(注)1 当省の調査結果による。
 2 「森林経営計画の内容」欄の各欄(「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄及び「伐採計画の内容」の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。)については、調査対象とした森林経営計画から抜粋したものである。
 3 「森林経営計画の内容」欄の「樹種等」欄において、「(人)」は人工林、「(天)」は天然林であることをそれぞれ示す。
 4 「森林経営計画の内容」欄の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種類」欄において、「(参考)標準伐期齢」は、標準伐期齢に10年を加えた林齢を示す。
 5 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

図表 1ー(2)ーウー④ 森林法に基づく伐採等を行う場合の各種届出等の様式（抜粋）

10 規則第44条第2項の森林経営計画に係る伐採等の届出書の様式
森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住所 市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿
届出人 氏名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 } 印
認定番号第 号をもって認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。
記

所在場所		伐 採		造 林		譲 渡		作業路網の設置		備考
都道府県	市町村	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	造林面積 (ha)	造林本数 (本)	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	時 路	設置延長 (m)	

注意事項

- 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別表とすること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

14 規則第59条第1項の申請書の様式
保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所 都道府県知事 殿
申請者 氏名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 } 印
次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的		伐採する立木の樹種及び年齢		伐採面積及び伐採立木材積 ha (m ³)		森林経営計画の有無	
森 林 の 所在場所	森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積	伐採立木材積 ha (m ³)	森林経営計画の有無
	市町村	氏名又は名称住所					

注意事項

- 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものと最も年齢の高いものを「〇～〇」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合には伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
(1) 皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければならない確かな更新が困難と認められる伐採跡地の面積
(2) 伐採跡地について行う植栽の時期
(3) 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければならない確かな更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示すること。

15 規則第60条第2項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

都道府県知事殿

住所

届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

次とおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的					
森林の所在場所	都道府県	市郡	町大字	字	地番
伐採の目的					
伐採を開始する日及び伐採を終了する日					
伐採面積					
伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢					
備考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 3 備考欄には、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の規定による届出に係る立木の伐採をしようとする場合にあつては、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 4 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の規定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - (1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載する

こと。
 (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。
 (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかかな場合（森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林の時期の」とあり」と記載することができる。

(4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかかな場合には、記載を省略することができること。
 (5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかかな場合には、記載を省略することができること。
 (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。

5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の様式の申請書の様式に添付する図面の様式に準ずること。

16 規則第61条の申請書の様式

保安林（保安施設地区）内○○○○許可申請書

都道府県知事 殿

住所

年 月 日

申請者 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所	市 町 村 大字 地番
保安林（保安施設地区）の指定の目的	
行為の方法	
期 間	始 期
	終 期
備 考	

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び東数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 4 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

18 規則第65条第1項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

都道府県知事 殿

住所

年 月 日

届出人 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次の森林（土地）において次のように立木を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的					
森林の所在場所			伐採した立木の樹種及び年齢	伐採した面積及び立木材積	備考
市郡	町村	大字	地番		
				ha (m ³)	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 4 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載は要しない。
- 5 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 6 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をした場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 7 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあっては、「（許可決定通知書のとおり）」と記載することができる。

20 規則第68条第1項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書

都道府県知事 殿

年 月 日

住所

届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 印

次とおり森林の立木を択伐（間伐）により伐採したいので、森林法第34条の2第1項（第44条において準用する同法第34条の2第1項）（森林法第34条の3第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項））の規定により届け出ます。

4 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

年 月 日

住所

届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 印

次とおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡	町 大字	字	地番
-----	------	---	----

2 伐採の計画

伐採面積	ha	
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率 %
伐採樹種		
伐採年齢		
伐採の期間		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積	積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)		ha
植栽による面積(A)		ha
人工播種による面積(B)		ha
天然更新による面積(C+D)		ha
ぼう芽更新による面積(C)		ha
天然更新補助作業の有無 その他（地表処理・刈出し・植込み・）・なし		
天然下種更新による面積(D)		ha

保安林（保安施設地区）の指定の目的				伐採箇所の面積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市 郡	町 大字	地 番	伐採しようとする立木の年齢	材積	方法	ha	
			樹種	m ³			

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採箇所の面積は、小数第4位まで記載すること。
- 3 伐採方法欄には、択伐においては単木、帯状、群状等、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 4 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式の申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
-------------	------------------------

(2) 造林の方法別の造林の計画

人	工	造	林	造林の期間	造 林	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
天	然	更	新			ha	本
(ぼう非更新・天然下種更新)							
5年後において適確な更新がなされない場合							

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合には、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採率欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合には、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難

な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。

13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。

16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(注) 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和37年農林省告示第851号。最終改正：平成25年農林水産省告示第1420号)による。

図表 1-(2)-ウ-⑤ 伐採等の事後届において、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例

(単位:市町村、計画、届出、%)

区分	該当する森林経営計画						該当する例がみられた市町村
	市町村数		計画数		伐採等の事後届数		
	割合		割合		割合		
調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画	24	100.0	48	100.0	91	100.0	—
伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画	22	91.7	41	85.4	66	72.5	—
伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画	10	41.7	13	27.1	25	27.5	—
森林経営計画には林班等が設けられているが、伐採等の事後届においては、林班等が記載されていない森林経営計画	8	33.3	11	22.9	21	23.1	①静岡市 ②伊豆市 ③福知山市 ④神河町 ⑤五條市 ⑥宇陀市 ⑦津山市 ⑧西都市
森林経営計画及び伐採等の事後届ともに、林班等が設けられていなかった森林経営計画	2	8.3	2	4.2	4	4.4	①北広島町 ②庄原市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伐採等の事後届は、平成28年2月時点で提出されていたものの中から抽出したものである。

3 「割合」欄は、「調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画」欄の数に占める割合を示す。

4 同一の市町村において、「伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画」と「調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画」欄の「市町村数」及び「計画数」が含まれる場合があるため、各欄の合計は、「調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画」欄の「市町村数」及び「計画数」と一致しない。

図表 1-(2)-ウ-⑥ 森林経営計画の変更、遵守及び認定取消しについて定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

I 森林経営計画

3 森林経営計画の変更

- (1) 法第 12 条第 1 項第 1 号に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第 3 条第 2 号で定める基準に適合するもの（林班計画にあつては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあつては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあつては認定請求書が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

- (ア) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合
- (イ) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等（認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。）のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合
- (ウ) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

- (ア) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に供することとなることが確実となった場合
- (イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合
- (ウ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結することにより、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不適當である森林、具体的には、

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林
- ② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林

については、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

(以下略)

(2) 法第 13 条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項第 7 号に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1)のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第 12 条第 2 項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を行うこととする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4)・(5) (略)

○ **森林経営計画制度の運用上の留意事項について(平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号)(抜粋)**

2 森林経営計画の変更について

(1) 地域森林計画の変更等に伴う変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 13 条の規定による通知にあたっては長官通知 I の 3 の(2)によることとされているところであるが、長官通知 I の 3 の(2)のいずれかに該当する場合にあっては、市町村の長等は、法第 13 条の規定による通知を行う前に変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導することとする。

(2) その他の変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 16 条第 1 号に基づき、法第 12 条第 1 項第 2 号の変更の認定請求をせず、又は認定請求をしたが当該認定を受けられなかったときに該当することとして認定取消しを行うに際しては、事前に法第 13 条の規定に基づき市町村の長等が森林経営計画を変更すべき旨の通知を行うこととされているところであるが、その運用については、長官通知の I の 3 の(2)に定める場合のほか、次のとおりとする。

法第 13 条中、「森林経営計画」(変更があった場合、変更後のもの)の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」とは、森林経営計画の計画書に記載された施業及び保護の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる認定基準の全部又は一部に適合しておらず、市町村の長等が変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導しても認定請求をせず、かつ、地域森林計画に計画された林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由がある場合(災害その他やむを

得ない理由による場合（長官通知 I の 5 の(3)に同じ）を含む。）に該当しないときである。

したがって、認定権者は、認定森林所有者等が作成した森林経営計画について当該認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由があり認定基準の全部又は一部に適合しないこととなる旨の申告があった場合には、法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」に当たるか否かの判断を行い、必要に応じて変更認定請求を実施すべき旨の通知を行うものとする。

(3) 森林経営計画の変更に係る指導

長官通知 I の 3 の(3)の「一旦認定された森林経営計画の計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導する」とは、特段の理由なく計画対象森林の一部を除外する変更は行わないよう、また、林班計画から区域計画への移行や森林経営計画間の統合等に際して、変更前の全ての計画対象森林を含めて変更するよう指導することである。

4 森林経営計画の変更の認定

法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第 3 項において準用する法第 11 条第 5 項第 2 号の基準のうち規則第 38 条第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項第 4 号から第 8 号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）（抜粋）

3 森林経営計画の変更の認定

森林経営計画の変更の認定については、長官通知 I の 4 のとおり、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとされている。

ただし、計画期間中に新たに計画対象森林を追加するために森林経営計画を変更する場合（森林経営計画の変更の認定請求時に他の森林経営計画の対象森林となっている森林を追加する場合を除く。）の変更後の森林経営計画への規則第 38 条第 4 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該認定請求時の計画期間の残存年数を考慮し、付録第 2 の算式により算出される面積を次の算式により算出される面積とみなして同号の基準を適用することができるものとする。

なお、この場合において、新たに追加する計画対象森林のうち、当該森林経営計画の始期から変更の認定請求日を含む年の前年までに間伐を実施した森林は、同号に定める計画的間伐対象森林に含めないものとして取り扱うものとする。

$$K + k \times t / 5$$

K：変更前の規則付録第 2 の算式により算出される面積

k : 新たに追加する計画対象森林に係る規則付録第 2 の算式により算出される面積
t : 変更の認定請求日を含む年を含めた計画期間の残存年数

5 森林経営計画の遵守

法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。

しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。したがって、その判定基準については次のようにすることとする。

- (1) 森林経営計画を遵守するとは、法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を実行することである。
- (2) 認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。
- (3) 法第 14 条に規定する災害による場合とは、火災、風水害、病虫害その他の災害によって、森林経営計画に定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護をすることが必要となった場合である。

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に令第 3 条第 1 号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って、市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など規則第 36 条第 1 号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 6 号から第 8 号まで（規則第 40 条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じても法第 14 条のその他やむを得ない理由による場合を含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第 14 条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更するのに十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更の認定請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）（抜粋）

4 森林経営計画の遵守について

森林経営計画を遵守するとは、法第 14 条及び長官通知 I の 5 の (1) に従って森林経営計画（変更の認定があった場合にあっては変更後のものを含み、林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由により

必要な変更が行われていない場合のものを除く。)に定められた森林の施業及び保護を実施することである。

6 (略)

7 認定の取消し

(1) 法第 16 条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。

特に、間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第 2 の算式により算出される面積及び規則付録第 3 の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。

(2) 法第 16 条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう指導することとする。

(3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。

(4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活することとなることである。

なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 30 条の 2 第 5 項の規定により、取り消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど、当該措置の適用時に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨をあらかじめ認定森林所有者等に周知するよう努めることとする。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「令」とは森林法施行令を、「規則」とは森林法施行規則を、「認定権者」とは森林経営計画の認定を行う市町村長、都道府県知事及び農林水産大臣を、「認定森林所有者等」とは森林経営計画の認定を受けた森林所有者等を、「長官通知」とは「森林経営計画制度運営要領」をそれぞれいう。

図表 1-2)ウー⑦ーi 立木の材積割合が100分の35を超える間伐が実施された例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
第38条 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。
- イ～ニ (略)
- 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)
 - 1 森林経営計画
 - 2 森林経営計画の認定
 - (2) 認定基準等
 - ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。
 - (7) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内に間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積が、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積の百分の三十五以下とされている旨の旨の森林ごとに適用する。」(以下略)

(注)下線は、当事者が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の有無の確認	伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容				
		区分	伐採等の事後届の届出年月日	伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	(参考)伐採立木材積率						
1	青森市(青森県)	伐採計画	/	間伐	H26～31	5.09	412	30%					無	青森市では、伐採等の事後届に記載された森林が間伐を計画していた森林と一致しているかなどは確認していたが、100分の35を超えていることの確認まではできなかったとしている。
		伐採等の事後届	H26.10.23	間伐	H26.8.22～26.10.2	5.09	605	44%					無	
2	矢板市(栃木県)	伐採計画	/	未記載	未記載			—					無	矢板市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、これまで、届出者に対し、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性を指導してはなかったとしている。
		伐採等の事後届	H27.3.20	間伐	H26.7	1.35	176	71%					無	
3	静岡市(静岡県)	伐採計画	/	間伐	H26.1.1～12.31	4.03	96	20%					無	静岡市では、事例3については、森林経営計画の作成者が計画作成に当たって対象森林を全て現地確認を行うことは負担が大きいと考えられることに加え、森林経営計画に記載した森林簿の情報に基づき、現地での状況と一致するとは限らないため、実績の場合、森林施業計画制度に適用されていない「計画の上下20%の範囲内とする運用」を踏まえ、森林簿に記載した立木材積に100分の35を乗じた材積量の上下20%の範囲内であれば、実際の現地の状況に応じて間伐したものであると考えると、問題ないと判断したとしている。 一方、事例4については、確認漏れがあったとしている。
		伐採等の事後届	H27.1.30	間伐	H26.1.1～12.31	4.03	194	40%					無	
4	静岡市(静岡県)	伐採計画	/	間伐	H25.6.1～12.31	0.70	49	29%					無	
		伐採等の事後届	H26.1.30	間伐	H25.9.23～12.31	0.70	84	50%					無	

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に関する請求の有無	計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の有無	伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等	
		「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容													
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積 (ha)	立木材積 (m ³)	施業履歴	区分	伐採等の事後届出年月日				伐採方法
5	伊豆市 (静岡県)	25	スギ (人)	59	内	3.33	1,508	-	伐採計画	/	間伐	H26.4.7~27.2.27	3.33	515	34%
									伐採等の事後届	H27.3.2	間伐	H26.4.1~27.1.31	1.70	669	44%
6		26	スギ (人)	53	内	1.63	540	-	伐採計画	/	間伐	H26.6.1~27.3.31	1.63	160	30%
									伐採等の事後届	H27.3.2	間伐	H26.9.1~27.2.13	1.63	540	100%
7	川辺町 (岐阜県)	24	アカマツ、その他 (天)	61	内	2.19	323	-	伐採計画	/	未記載				-
									伐採等の事後届	H26.4.24	間伐 ヒノキ(人)	H25.4~6	2.19	155	48%
8	郡上市 (岐阜県)	25	スギ (人)	33	内	17.80	5,281	H17 (間伐 17.8ha)	伐採計画	/	間伐	H26	17.80	1,584	30%
									伐採等の事後届	H27.4.27	間伐	H26.4~27.3	16.40	4,865	92%
9	松阪市 (三重県)	24	スギ (人)	44	内	0.48	130	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.48	39	30%
									伐採等の事後届	H27.2.24	間伐 スギ・ヒノキ(人)	H26	0.65	100	77%
10		25	スギ (人)	46	内	0.71	200	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.71	60	30%
									伐採等の事後届	H27.3.26	間伐 スギ・ヒノキ(人)	H26	1.86	140	70%
11	五條市 (奈良県)	25	ヒノキ (人)	43、48、50	内	1.06	286	-	伐採計画	/	間伐	H25~30	1.06	36	13%
									伐採等の事後届	H26.1.30	間伐	H25	1.57	126	44%

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等						
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容					伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおりに伐採が行われたかどうかの理由の確認の有無		
										区分	伐採等の事後届の届出年月日		伐採方法	伐採時期			伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)
12	津山市 (岡山県)	24	ヒノキ (人)	36	内	内	2.31	501	H18(間伐 2.31ha)	伐採計画	△	間伐	H25	2.18	142	28%	無	津山市では、森林経営計画の作成者が計画作成に当たって対象森林を全て現地確認できるわけではないと考えられる中で、森林経営計画に記載した森林簿の情報が必要しも現地の状況と一致しているとは限らないと、現場の判断により間伐を実施しているのが実情であり、問題ないと判断している。
										伐採等の事後届	H26.4.1	間伐	H25.7~8	2.18	258	51%		
13	真庭市 (岡山県)	24	スギ・ヒノキ (人)	49、 52、 55、58	内	内	12.62	3,860	-	伐採計画	△	間伐	H26	12.62	773	20%	無	真庭市では、森林経営計画の作成者が計画作成に当たって対象森林を全て現地確認を行うことは負担が大きいと考えられる中で、森林経営計画に記載した森林簿の情報が必要しも現地の状況と一致しているわけではないと、届出者が現地の状況に応じて間伐を実施していると考えられるため、届出内容が森林経営計画どおりに実施されているかという観点で確認を行う必要性がないと考えており、本事例についても問題ないと判断している。
										伐採等の事後届	H27.4.6	間伐	H26.6~27.3	12.80	2,074	54%		
14	延岡市 (宮崎県)	24	ヒノキ (人)	21	内	内	3.66	683	-	伐採計画	△	未記載	未記載	-	-	無	延岡市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、森林経営計画と伐採等の事後届で当該森林の樹種が異なることにも、伐採等の事後届において100分の35を超えていたことについては、森林簿の情報と現地の状況が一致しなかったものと考えられるとしている。	
										伐採等の事後届	H26.10.1	間伐 スギ・ヒノキ (人)	H26.6~9	12.66	499			73%
15	西都市 (宮崎県)	24	スギ・ヒノキ (人)	15	内	内	0.87	170	-	伐採計画	△	未記載	未記載	-	-	無	西都市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、実質的な皆伐となつていることについては、届出者が、現地の状況からみて、間伐した材積の搬出が困難と判断し、材積を搬出しない切捨て間伐を実施したのではないかと考えられ、問題ないと認識していたとしている。	
										伐採等の事後届	H26.6.20	間伐	H26.4.1~ 6.20	0.75	170			100%

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄（「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容）については、調査対象とした経営計画及び伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいななど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものである。

4 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林、「(天)」は天然林であることをそれぞれ示す。

5 「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容の「伐採方法」に樹種等を記載しているものについては、森林経営計画上の樹種等と伐採等の事後届における樹種等が異なるものを示す。

6 「伐採計画」の変更に係る認定請求の有無欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の確認の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の報告を求めるなどにより個別に確認していたものには「有」、個別に確認していなかったものには「無」をそれぞれ記載している。

8 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合には、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-ウ-ii 伐採が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、主伐又は間伐が実施された例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
 - (森林経営計画の記載事項)
 - 第35条 法第11条第2項第8号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち人工植栽に係るものの立木の樹高イロコノ、又はこれに基づく処分によりその立木の伐採が禁止されている森林
 - 二 その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
 - ニ イからハまでに掲げているもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林
 - (種裁、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
 - 第36条 法第11条第2項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める種裁、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。
 - 三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間中に間伐のため伐採することとされている立木の材種が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材種の百分の三十五以下とされていること。
 - イ 人工植栽に係る森林であること。
 - ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。
 - ハ その面積が著しく小さい森林であつて、当該森林の間伐を当該森林経営計画の開始後において当該森林に隣接している森林の立木の伐採がなされるとときに併せて実施することが効果的であるもの以外の森林であること。
 - ニ 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第53条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が法第10条の10第2項に規定する要間伐森林(以下「要間伐森林」という。))である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合には、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。
- 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号)林野庁長官官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号(抜粋)
 - 1 森林経営計画
 - 2 森林経営計画の設定
 - (2) 認定基準等
 - ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。
 - (7) (中略)
 - 同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が十分の八以上となる森林(以下「計画期間内適当な森林」として、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。)
 - ハ 以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれることとされる場合を含む。)に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が30.3ヘクタール以下の森林とす。
 - イ 法第11条第5項第3号ハ(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。
 - ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項、遺根に関する事項に適合していること
 - ② 計画対象森林に公益的機能別森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別森林施業の区域における施業の方法に適合していること
 - 森林経営計画制度運用上の留意事項について(平成24年12月13日付け24林整計第152号)林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成26年3月25日付け25林整計第885号(抜粋)
 - 1 森林経営計画の設定等について
 - ウ 計画的間伐対象森林の施業
 - (7) 長官通知1のウ②(ア)の(計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林)には、当該森林経営計画の始期前5年以内の間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が10分の8に満たない森林を含めることとする。

(注)下線は、当省が付した。

ii) 主伐が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、主伐が実施された例(2市町村2計画)

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容																					
		認定年度	樹種	林齢	(参考)市町村森林整備計画における施業基準	公益的機能別森林区域の場合、森林の種類	標準伐期	計画的伐採対象森林	計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容	伐採計画の更新の要無	計画どおりに行われた理由の有無	伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等							
1	矢板市(栃木県)	24	スギ(人)	53	35	-	計画的伐採対象森林	内 外	2.63	1057	H22(間伐22.63ha)	-	区別	伐採等事後届出年月日	伐採方法	伐採時期	(参考)伐採時の林齢	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	伐採計画	無	無	矢板市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたからについては、これまで十分に確認できていない。また、これより、届出者に対し、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性を指導していかねばならないとしている。
2	西都市(宮崎県)	24	スギク	47	-	-	計画的伐採対象森林	内 外	0.27	37	-	-	区別	伐採等事後届出年月日	伐採方法	伐採時期	(参考)伐採時の林齢	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	伐採計画	無	無	西都市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたからについては、これまで十分に確認できていない。なお、伐採等の事後届に記載された面積が、森林経営計画に記載された森林簿における森林面積を上回っていることについては、森林簿の情報と現地との状況が一致しなかったものと考えられるとしている。

ii) 間伐が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、間伐が実施された例(10市町村12計画)

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおりに行われた理由の有無		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容					
										区分	伐採等の事後届の届出年月日			伐採方法	伐採時期
1	五戸町(青森県)	25	スギ(人)	37	内	内	3.16	916	-	伐採計画	間伐	H25~26	3.16	275	30%
					外	外	1.05	299			未記載	未記載	4.22	262	-
2	佐野市(栃木県)	24	ヒノキ(人)	45	内	内	3.48	883	H23(間伐3.48ha)	伐採計画	H27.3.31	間伐	3.48	265	30%
					外	外	1.35	248	未記載						
3	矢板市(栃木県)	24	ヒノキ(人)	34	内	内	1.35	248	-	伐採計画	H27.3.20	間伐	1.35	176	-
					外	外	1.20	97							
4	矢板市(栃木県)	24	ヒノキ(人)	58	内	内	1.20	97	-	伐採計画	H27.3.20	間伐	1.20	27	-
					外	外	1.82	642							
5	伊豆市(静岡県)	25	スギ(人)	100	内	内	21.00	14,385	-	伐採計画	H26.4.1~27.1.31	間伐	8.00	1,390	10%
					外	外	2.19	323							
6	阿賀町(新潟県)	24	スギ(人)	32、33	内	内	10.21	3,795	-	伐採計画	H27.1.13	間伐	2.41	322	30%
					外	外	2.41	1,072							
7	伊豆市(静岡県)	25	スギ(人)	61	内	内	12.62	4,867	-	伐採等の事後届	H27.3.2	間伐	9.37	1,124	23%
					外	外	2.19	323							
8	川辺町(岐阜県)	24	アカマツ・ソノ他(天)	61	内	内	21.00	14,385	-	伐採計画	H27.3.2	間伐	8.00	1,390	10%
					外	外	2.19	323							

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容											伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の有無		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積 (ha)	立木材積 (m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容						
										区分	伐採等の事後届の届出年月日	伐採方法			伐採時期	伐採面積 (ha)
9	宇陀市 (奈良県)	25	スギ・ヒノキ (人)	41、46、71	内	内	6.45	1,807	-	伐採計画	H25.1.14	間伐	H25~29	6.45	257	14%
												31、39、43	内	内	3.35	813
10	山都町 (熊本県)	24	スギ (人)	51	内	内	0.84	461	-	伐採計画	H27.3.30	間伐	H26.7	0.79	119	26%
												(小計)				
11	延岡市 (宮崎県)	24	ヒノキ (人)	21	内	内	3.66	683	-	伐採計画	H26.10.1	間伐	未記載	12.66	499	73%
												スギ・ヒノキ (人)				
12	西都市 (宮崎県)	24	スギ・ヒノキ (人)	15	内	内	0.87	170	-	伐採計画	H26.6.20	間伐	未記載	0.75	170	100%

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」及び「伐採等の事後届」の内容の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。)については、調査対象とした経営計画及び伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林、「(天)」は天然林であることをそれぞれ示す。

5 「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容の「伐採方法」に樹種等を記載しているものについては、森林経営計画上の樹種等と伐採等の事後届における樹種等が異なるものを示す。

6 「伐採計画の変更に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の確認の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の報告を求めたものには「有」、個別に確認できなかったものには「無」をそれぞれ記載している。

8 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-2(ウ)-⑦-iii 間伐が計画されていた森林であるにもかかわらず、主伐が実施された例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
 (森林経営計画の記載事項)
 第36条 法第14条第2項第8号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち、人工植栽に係るもの立木の樹高が、
 イ 法令又はこれに基づき処分された立木の伐採が禁止されている森林
 ロ 竹林
 ハ その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
 ニ イからハまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

- 第38条 法第5項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

- 三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。

- イ (略)
- ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。

ハ、ニ (略)

- 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
- (2) 認定基準等

- イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。
- ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること
- ② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること

(注)下線は、本省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	伐採等事後届出の理由	伐採等の事後届出において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等					
		樹種	林齢	市町村森林整備計画における公益的機能別施業標準伐期齢の場合、森林の種類		計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届出」の内容					(参考)伐採立木材積率				
				伐期延長(60)	伐期延長(60)					伐採等事後届出日	伐採方法					伐採時期	(参考)伐採時の林齢	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)
1	矢板市(栃木県)	スギ(人)	76	35	—	内	外	0.86	395	H20(間伐0.86ha)	伐採計画	間伐	H26	0.86	98	25%	無	無	伐採等の事後届出において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
2	矢板市(栃木県)	スギ(人)	58	35	—	内	内	0.99	397	—	伐採計画	間伐	H28	0.99	118	30%	無	無	矢板市では、伐採等の事後届出において、認定要件を満たさない伐採が行われていたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
3	郡上市(岐阜県)	ヒキ(人)	34	50	水源涵養	内	内	5.84	1167	—	伐採計画	間伐	H27	5.84	350	30%	無	無	郡上市では、森林経営計画で予定していた間伐の実施に当たって作業路網を開設する必要があるが生じ、支障木の主伐を行ったためであったため、改めて森林経営計画の変更が必要となる伐採を行わずに、問題ないと考えていたとしていた。
4	郡上市(岐阜県)	スギ(人)	46	40	—	内	内	3.87	1181	H17(主伐3.87ha)	伐採計画	間伐	H27	3.87	354	30%	無	無	また、これまで、届出者に対し、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性を指導しては来ていない。

(注)1 本省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「(参考)市町村森林整備計画における施業標準伐期齢」及び「伐採計画」及び「伐採等の事後届出」の内容)の「(参考)伐採時の林齢、間伐」については、調査対象とした森林経営計画及び伐採等の事後届出から抜粋したものである。

なお、「伐採計画」及び「伐採等の事後届出」の内容欄の「(参考)伐採時の林齢、間伐」については、伐採等の事後届出に記載されたものであるが、計画上の林齢とは一致しないものを示す。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」の「樹種等」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

5 「森林経営計画の内容」の「(参考)市町村森林整備計画における施業標準伐期齢」の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種類」欄において、「水源涵養」は、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林を示す。

また、「施業方法」欄の「伐期延長」は、標準伐期齢に10年を加えた林齢を示す。

6 「伐採計画の変更に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後届出の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画」欄において伐採を行うことができなかった理由の報告の有無欄は、伐採等の事後届出の受理後に、森林経営計画と一致しない理由の報告を求めたことにより個別に確認していたものには「有」、個別に確認していたものには「無」をそれぞれ記載している。

8 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合には、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 本省の調査結果による。

図表 1-(2)-ウー⑦-iv 主伐又は間伐を実施した森林の一部が森林経営計画の対象となっていないかった例

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
 - (1) 認定請求の資格等
 - イ 計画対象森林の要件等

森林経営計画の計画対象森林は、法第11条第1項並びに令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの(以下「一体整備相当森林」という。)として認定森林所有者等(法第12条第1項の認定森林所有者等を含む。以下同じ。)が所有している森林及び森林の経営を受託している森林(認定森林所有者等及び認定森林所有者等に共有している森林を除く。)の全てであり、計画期間中に実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「属地計画」という。)にあっては自らから森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「属人計画」という。)にあっては自らから森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第3号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「林班計画」という。)にあっては同号イに基づき小流域内の自らから森林の経営を行う全ての森林、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる森林は、当該森林経営計画の対象とする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなる森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。(以下略)

(注)下線は、当省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の認定年度	「伐採等の事後届」の内容						伐採計画の変更以外の承認請求の有無	森林経営計画において伐採を行うことができない理由の有無	
			伐採等の事後届の届出年月日	樹種	伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m)			
1	矢板市(栃木県)	24	H27.3.20	ヒノキ	間伐	H26.12	1.24	47	無	無	<p>経営計画の対象ではない森林について、主伐又は間伐が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等</p> <p>矢板市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおり伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。</p> <p>また、これまで、届出者に対し、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性について指導を行っていなかったとしている。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、矢板市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林実施を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者による「伐採等の事後届」の記載誤り(本来であれば、伐採計画に基づき、伐採した森林を記載すべきところを誤って、別の森林を記載してしまったこと)であり、実際には森林経営計画と異なる森林実施は行われていないという事実が判明している。</p>
2	伊豆市(静岡県)	25	H27.3.2	スギ・ヒノキ	間伐	H26.4.1～27.1.31	0.40	60	無	無	<p>伊豆市では、伐採等の事後届の内容を確認した際に、経営計画に該当する森林がなかったことを把握していたが、森林経営計画の対象ではない森林であるか、本来は森林経営計画に含まれるべき森林であったかの判断ができず、届出者に対する指導まで行っていないことが判明している。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、伊豆市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林実施を行った理由を確認したところ、次のような状況であったことが判明している。</p> <p>本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林簿上は「その他広葉樹」であったため、計画対象外としており、伐採計画には加えていなかった。しかし、現地調査を行ったところ、現況では、一部スギ・ヒノキが植生していたため、伐採してしまつた(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行うことなく伐採してしまつた)。</p>

事例番号	市町村名	森林経営計画の認定年度	「伐採等の事後届」の内容						伐採計画の変更に係る認定請求の有無	森林経営計画に伐採を行うことができなかった理由の有無	経営計画の対象ではない森林について、主伐又は間伐が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
			伐採等の事後届の届出年月日	樹種	伐採方法	伐採時期	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m)			
3	山都町 (熊本県)	24	H27.3.30	スギ	間伐	H26.8	0.22	37	無	無	山都町では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについて、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、これまで、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性を判断できず、届出者に対し指導を行っていなかったとしている。 なお、当省の調査結果を受けて、山都町が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林施業を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林経営計画の対象森林に含めることを失念していた(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行わずに伐採してしまっ)ため、発生したことが判明している。
4	延岡市 (宮崎県)	24	H26.5.12	スギ	間伐	H26.2~4	0.38	166	無	無	延岡市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 なお、当省の調査結果を受けて、延岡市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林施業を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林経営計画の対象森林に含めることを失念していた(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行わずに伐採してしまっ)ため、発生したことが判明している。

(注)1 当省の調査結果による。

2 「「伐採等の事後届」の内容」欄については、調査対象とした伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「「伐採等の事後届」の内容」欄においては、当該森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したわけではない。

4 「伐採計画の変更」に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

5 「森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の確認の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の報告を求めたにより個別に確認していたものには「有」、個別に確認していなかったものには「無」をそれぞれ記載している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-ウ-⑧ 伐採等の事後届を受理した場合の対応を定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

I 森林経営計画

6 伐採等の届出

- (1) 法第 15 条の規定に基づく届出は、規則第 44 条第 1 項の規定によりの森林の伐採、造林、作業路網の設置等につき行うこととされているが、これらの届出は、この制度の適確な実施を図るための指導、助言その他の援助や認定の取消し等の資料となるので、当該届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認することとする。

○ 伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁計画課長通知。最終改正：平成 25 年 3 月 21 日付け 24 林整計第 263 号）（抜粋）

II 事務処理マニュアル

5 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）

森林経営計画の認定森林所有者等が、認定を受けた森林経営計画に従って立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合には、森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果を有することから、伐採及び伐採後の造林の届出の特例として二重手続き排除の観点から事前届出を不要としています。（法第 10 条の 8 第 1 項第 5 号）

一方、その森林経営計画に従った施業が行われているかどうかを確認し、森林経営計画が求める森林資源の保続培養等が図られるようにするため、事後届出を要することとされています。（法第 15 条）

森林経営計画は、森林所有者及び森林の経営の委託を受けた者による自発的意思に基づく計画の作成及びその計画に従った計画的な森林の施業及び保護を期待する制度であり、認定森林所有者等に対する各種の優遇措置が講じられていることから、当該森林経営計画に則した森林施業の実施が求められます。

- ① 森林所有者等から、森林経営計画対象森林について事前届出がなされた場合は、
- ア 森林所有者等に対して、森林経営計画対象森林である旨を指導するとともに、
 - イ 届出の内容が森林経営計画において定められている内容か否かを確認の上、
 - ウ 森林経営計画において定められていない伐採及び伐採後の造林である場合は、事前に森林経営計画の変更を行うことが必要である旨、
 - エ また、森林経営計画において定められている伐採及び伐採後の造林であっても、法第 15 条の規定により事後届出を要する旨を指導します。

- ② 認定森林所有者等から、事後届出がなされた場合は、
- ア 届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、
 - イ 万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します。

なお、認定森林所有者等が指導に従わず、森林経営計画を遵守する意志が無いと認められる場合は、最終的に森林経営計画の認定取消しの処分を行うこととなりますが、認定の取消

しは森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であることから、その事態が発生しないよう事前の指導に十分に努めるとともに、認定の取消しにより森林経営計画の始期に遡って優遇措置（税制・造林補助制度等）が不適用となる旨を、あらかじめ認定森林所有者等に周知しておくことが必要です。また、森林経営計画の認定の取消しは、行政手続法に基づく不利益処分となることから、同法の規定に従い、認定森林所有者等に対し十分な弁明の機会等を与えた上で判断することが必要です。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「規則」とは森林法施行規則を、「認定森林所有者等」とは森林経営計画の認定を受けた森林所有者等をそれぞれいう。